

土木工事施工管理の手引き

平成 30 年 4 月

九州地方整備局

目 次

【工事請負契約から工事完成までの流れ】	1
【工事関係書類一覧表】	4

第1編 着手前

1. 監理技術者制度

1.1 一般	1-1
1.2 監理技術者等の設置	1-1
1.3 監理技術者等の職務	1-2
1.4 監理技術者資格者証・監理技術者講習修了証の携帯等	1-3

2. 建設業退職金共済制度

2.1 建設業退職金制度の掛金収納書	1-4
2.2 共済証紙受払簿	1-5

3. CORINS への登録

3.1 登録対象工事	1-6
3.2 登録時期	1-6
3.3 登録に関する留意事項	1-6

4. 品質証明

4.1 品質証明制度の趣旨	1-7
4.2 品質証明員通知書	1-7
4.3 品質証明書	1-7

5. 再生資源

5.1 再生資源利用促進計画書（実施書）、再生資源利用計画書（実施書）	1-10
5.2 建設発生土	1-10
5.3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）	1-10

6. 施工計画書

6.1 施工計画書の目的	1-15
6.2 施工計画書記載事項の内容	1-16
6.3 施工計画書作成の留意点	1-17
6.4 施工計画書作成要領	1-19

7. 設計図書の照査・工事測量の成果（着工前測量）

7.1 設計図書の照査 （工事監理連絡会、設計変更協議会）	1-57
7.2 工事測量の成果（着工前測量）	1-59

8. 施工体制

- 8.1 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-61
- 8.2 施工体制台帳・施工体系図・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-61

第2編 施工中

1. 協議資料

- 1.1 関係官公庁協議資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1
- 1.2 近隣協議資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1

2. 工事履行報告

- 2.1 工事履行報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-2
- 2.2 出来高管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-4

3. 工程管理

- 3.1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-6
- 3.2 工程管理上の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-6
- 3.3 作成要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-7
- 3.4 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-7

4. 安全管理

- 4.1 安全教育訓練等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-8
- 4.2 事故報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-10

5. 品質・出来形・写真管理

- 5.1 品質管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-11
- 5.2 出来形管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-20
- 5.3 写真管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-25

6. 段階確認等

- 6.1 材料確認書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-28
- 6.2 段階確認・立会事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-30

7. NETIS 登録技術の活用

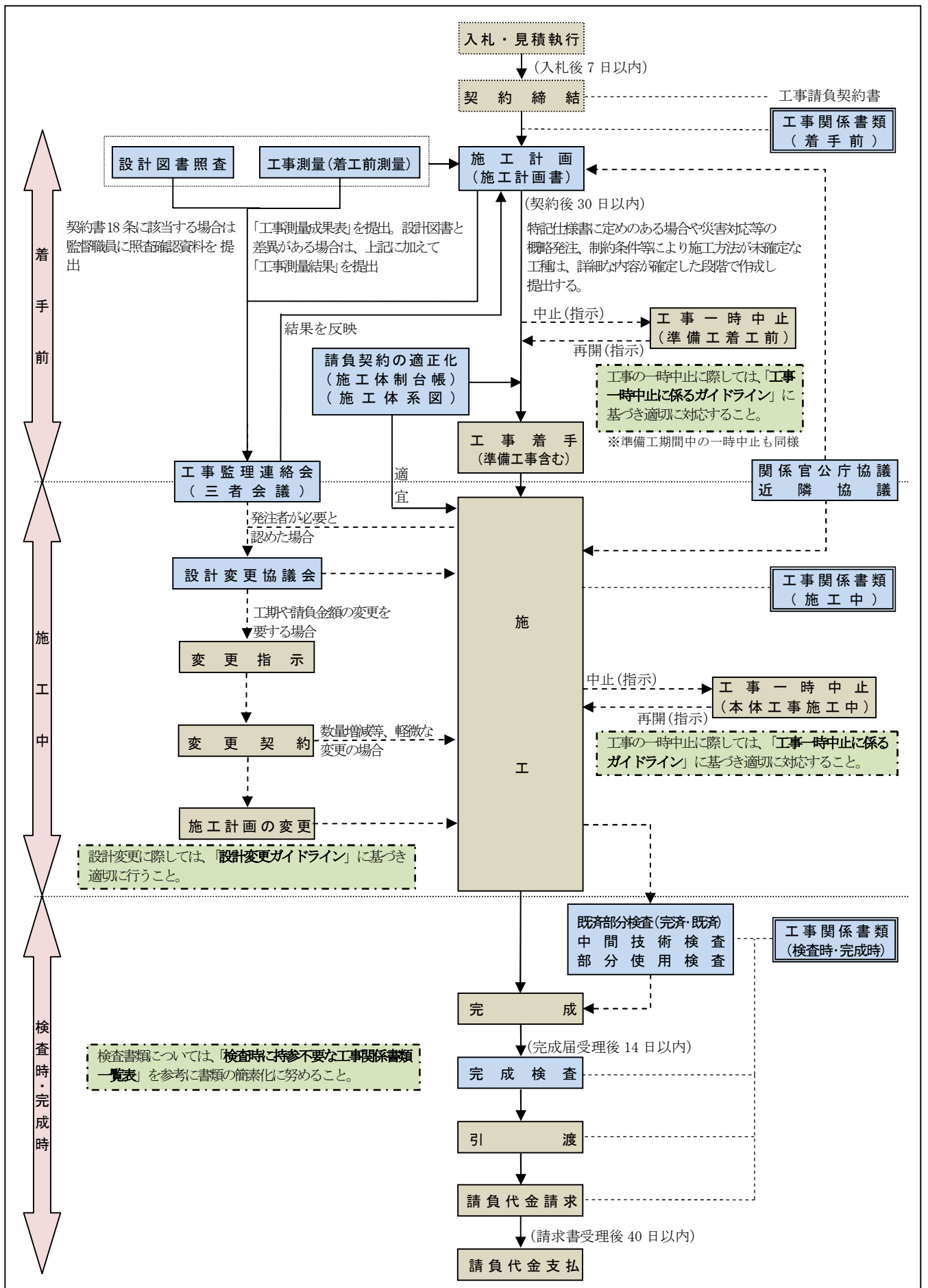
- 7.1 NETIS 登録技術の活用について・・・・・・・・ 2-39
- 7.2 活用の型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-39
- 7.3 作成書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-40

8. i-Construction の推進

- 8.1 i-Construction の概要・・・・・・・・・・・・ 2-41
- 8.2 具体的な取り組み及び適用される基準等について・・・・・・・・ 2-41

9.	その他	
9.1	休日・夜間作業届	2-42
9.2	支給品・発生品等	2-43
9.3	提出書類様式	2-43
10.	排出ガス対策型建設機械	2-44
11.	特殊車両通行許可	2-45
第3編 検査時・完成時		
1.	工事検査	
1.1	検査業務の全体フロー	3-1
1.2	受検体制	3-2
1.3	工事検査の種類	3-3
1.4	検査の実施方法	3-5
2.	出来形数量計算書	
2.1	目的	3-13
2.2	作成上の留意点	3-13
2.3	作成要領	3-14
2.4	その他の留意事項	3-14
3.	電子納品	
3.1	電子納品に関する要領・基準	3-15
第4編 その他		
1.	工事打合簿	
1.1	目的	4-1
1.2	各事項の定義及び取扱上の留意点	4-1
1.3	作成要領	4-2
1.4	作成例及び参考様式	4-4
2.	施工管理関係図書	4-6
3.	指針・通達等	4-7
4.	「土木工事共通仕様書」(抜粋) 提出項目一覧	4-9
5.	「土木工事共通仕様書」(抜粋) 確認事項一覧	4-25
6.	「土木工事共通仕様書」(抜粋) 立会事項一覧	4-36

【工事請負契約から工事完成までの流れ】



参照先一覧表(1/2)

項 目	土木工事施工管理の手引き		標準様式※1 (地整HP掲載)	注記
	解説・該当箇所	参照頁		
【着事前】				
工事関係書類(着事前)	工事関係書類一覧表	4		
【契約関係書類】				
現場代理人等通知書	監理技術者制度	1-1	様式-1	
建退共掛金収納書	建設業退職金共済制度	1-4~1-5	様式-4	
建退共証紙受払簿				
請負代金内訳書	「土木工事共通仕様書」(抜粋)提出項目一覧	4-9	様式-2	
工事工程表			様式-3	※2
請求書(前払金)			様式-5	※2
VE提案書(契約後VE時)			様式-6	※2
着工届				※2
専任技術者証明書				※2
【工事書類】				
品質証明員通知書	品質証明	1-7~1-8	様式-7	
再生資源利用計画書	再生資源	1-10~1-14		
再生資源利用促進計画書				
施工計画(施工計画書)	工事関係書類一覧表	5		
施工計画書	施工計画	1-15~1-56		
ISO9001品質計画書				※2
設計図書照査	工事関係書類一覧表	5		
設計図書の照査確認資料	設計図書の照査	1-57~1-58		
工事測量(着工前測量)	工事関係書類一覧表	5		
工事測量成果表	工事測量の成果(着工前測量)	1-59~1-60		
工事測量結果				
工事監理連絡会(三者会議)	設計図書の照査・工事測量の成果	1-57~1-58		
請負契約の適正化	工事関係書類一覧表	5		
施工体制台帳	施工体制	1-61	様式-8	
施工体系図				
【施工中】				
工事関係書類(施工中)	工事関係書類一覧表	5~8		
【工事書類】				
産業廃棄物管理表(マニフェスト)	再生資源	1-10~1-14		
関係機関協議資料(許可後の資料)	関係官公庁協議資料	2-1		
近隣協議資料	近隣協議資料	2-1		
工事履行報告書	工事履行報告	2-2~2-3	様式-14	
安全教育訓練実施資料	安全教育訓練等	2-8~2-9		
工事事故速報	事故報告	2-10	様式-13	
工事事故報告書				
材料品質証明資料	品質管理	2-11~2-19		
材料確認書	材料確認書	2-28~2-29	様式-10	
段階確認書	段階確認等	2-30~2-38	様式-11 様式-12	
確認・立会依頼書				
新技術活用関係資料	NETIS登録技術の活用	2-39~2-40		
休日・夜間作業届	休日・夜間作業届	2-42		
材料納入伝票				※2
【契約関係書類】				
支給品受領書			様式-24	
支給品精算書	支給品・発生品等	2-43	様式-25	
現場発生品調書			様式-28	
認定請求書			様式-15	※2
請求書(中間前払金)			様式-5	※2
部分使用承諾書			様式-22	※2
工期延期届			様式-23	※2
建設機械使用実績報告書			様式-26	※2

※1標準様式(地整HP掲載)について:「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」

(http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html) → 「工事関係書類」→「標準様式」

※2:詳細は工事関係書類一覧表を参照。

※3:施工中は提示とし、工事完成時に提出。

※4:既済部分検査・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出。

参照先一覧表(2/2)

項 目	土木工事施工管理の手引き		標準様式 ^{※1} (地整HP掲載)	注記
	解説・該当箇所	参照頁		
建設機械借用・返納書			様式-27	※2
修補完了届			様式-21	※2
設計変更(設計変更協議会)	設計図書の照査・工事測量の成果	1-57~1-58		
【検査時・完成時】				
工事関係書類(検査時・完成時)	工事関係書類一覧表	6~8		
【契約関係書類】				
出来高内訳書	出来高管理	2-4~2-5	様式-18	
指定部分完成通知書			様式-16	※2
指定部分引渡書			様式-17	※2
請求書(指定部分完済払金・部分払金・完成代金)			様式-5	※2
請負工事既済部分検査請求書			様式-19	※2
完成通知書			様式-29	※2
引渡書			様式-30	※2
【工事書類】				
品質証明書	品質証明	1-7~1-9	様式-33	
再生資源利用実施書	再生資源	1-10~1-14		
再生資源利用促進実施書				
出来高報告書(数量内訳書、出来高図)	出来高管理	2-4~2-5		
品質管理図表	品質管理	2-11~2-19	様式-32	※3
品質管理総括表				※4
出来形管理総括表	出来形管理	2-20~2-24		※4
出来形管理図表			様式-31	※3
工事写真	写真管理	2-25~2-27		※3
出来形数量計算書	出来形数量計算書	3-13~3-14		※3
技術提案履行報告書				※2
創意工夫・社会性等に関する実施状況			様式-34	※2
【工事完成図書】				
工事完成図				※2
工事管理台帳				※2
完成検査・部分検査・技術検査・部分使用検査	工事検査	3-1~3-12		
その他				
工事一時中止に係るガイドライン				※5
設計変更ガイドライン				※6
検査時に持参不要な工事関係書類一覧表				※7

※1標準様式(地整HP掲載)について:「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」

(http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html) → 「工事関係書類」→「標準様式」

※2:詳細は工事関係書類一覧表を参照。

※3:施工中は提示とし、工事完成時に提出。

※4:既済部分検査・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出。

※5:「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」(http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html) → 「工事契約に関するガイドライン等」→「工事一時中止に係るガイドライン(案)」

※6:「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」(http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html) → 「工事契約に関するガイドライン等」→「設計変更ガイドライン(案)」

※7:「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」(http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html) → 「工事関係書類」→「検査時に持参不要な工事関係書類一覧表(案)」

工事関係書類一覽表（九州地整版）

作成時期	工事関係書類		No.	書類名称	書類作成の根拠	工事関係書類の標準様式※(様式No.)	書類作成者			受注者書類作成の位置付け			ASP使用	ASP不使用	工事書類作成のための事前協議	提出必要部数(紙)	備考 (工事書類は、工事打合せ簿(様式-9)を鏡として添付するものとする。)					
	発注者	受注者					提出	発注者保証書	提示	その他	監督職員(人)連絡	監督職員(人)納品						電子:☆	紙:◎			
工事着手前	契約書類	契約書	1	工事請負契約書	—	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	—				
		設計図書	共通仕様書	2	共通仕様書	—	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	—		
	特記仕様書		3	特記仕様書	—	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	—			
	発注図面		4	発注図面	—	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	—			
	現場説明書		5	現場説明書	—	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	—			
	質問回答書		6	質問回答書	—	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	—			
	工事数量総括表	7	工事数量総括表	—	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	—				
契約関係書類	契約関係書類	現場代理人等通知書	8	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式-1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	1	契約書を作成する全ての工事(平成29年9月22日国官技第145号通知)「請負代金内訳書の提出について」の一部改正についてによる) ※監督職員経由で契約担当課へ提出			
		請負代金内訳書	9	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-2	様式-2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	1	提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。		
	契約関係書類	工事工程表	10	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式-3	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	1	提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。		
		建退共掛金収納書	11	建退共掛金収納書	建設業退職金共済制度の普及徹底に関する措置について(H11.3.31付建設省厚労発第22号) 共通仕様書1-1-1-40-5	様式-4	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	1	提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。	
		建退共掛紙受払簿	12	建退共掛紙受払簿	建設業退職金共済制度の普及徹底に関する措置について(H11.3.31付建設省厚労発第22号)	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	1	共済証紙の購入状況を把握するため、共済証紙受払簿その他関係資料について提出を求めることがある。	
		請求書(前払金)	13	請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式-5	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	1	契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。	
		VE提案書(契約後VE時)	14	VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式-6	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	1	契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。	
		請工届	14-2	請工届	—	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	1	契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。	
		専任技術者証明書	14-3	専任技術者証明書	—	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	1	営業所の専任技術者と工事の配置予定技術者が重複している場合で、契約時にも重複が解消していない場合は、工事着手までに「専任技術者証明書」(様式第八号(1))を提出する。	
		工事書類	その他	品質証明員通知書	15	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-8-(5)	様式-7	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	2 (注)	契約図書で規定された場合に提出する。 (注)2部提出(押印後、1部返却)
				再生着源利用計画書 一建設資材搬入工事用一	16	再生着源利用計画書 一建設資材搬入工事用一	共通仕様書1-1-1-18-4	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	2 (注)
再生着源利用促進計画書 一建設副産物搬出工事用一	17			再生着源利用促進計画書 一建設副産物搬出工事用一	共通仕様書1-1-1-18-5	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	2 (注)	該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書に言明して提出する。 (注)2部提出(押印後、1部返却)	
工事書類	① 計 画 工 事 類	施工計画書	18	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	2 (注)	重要な変更が生じた場合(工期や数量等の既約な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。 (注)2部提出(押印後、1部返却)		

工事関係書類一覽表（九州地整版）

作成時期	種別	工事関係書類		書類作成の根拠	工事関係書類の標準様式※(様式No)	書類作成者			受注者書類作成の位置付け			ASP使用	ASP不使用	工事書類作成のための事前協議	提出必要部数(紙)	備考										
		No.	書類名称			発注者	受注者	提出	提示	その他	発注者						受注者	監督職員	監督職員	監督職員						
工事着手前	1 施工計画	1 施工計画	ISO9001品質計画書	工事におけるISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて(H16.9.1付国地整第21号、国官技第117号、国普計第65号)	-	○	○	☆	■			紙:◎ 電子:☆	2 (注)	(工事書類は、工事打合せ簿(様式-9)を鏡として添付するものとする。)												
															2 施工体制	共通仕様書1-1-1-3-2	○	○	☆	■				2 (注)	(注)2部提出(押印後、1部返却)	
	2 施工体制	2 施工体制	設計図書(監査確認資料(契約書18条に該当する事実があった場合))	共通仕様書1-1-1-3-1	-	○	○	☆	■				2 (注)	契約書18条第1項1~5号に該当する事実があった場合のみ監督職員に提出する。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)												
															3 施工管理	共通仕様書1-1-1-3-1	○	○	☆	■				2 (注)	(注)2部提出(押印後、1部返却)	
施工中	3 施工状況	3 施工状況	施工体制台帳	施工体制台帳に係る書類の提出について(平成27年3月30日付け国官技第325号、国普整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交正第643号)共通仕様書1-1-1-10-1	様式-8	○	○	☆	■				2 (注)	工事施工するために、下請契約を締結した工事において、提出しなればならない。(平成27年3月30日付け、国官技第325号、国普整第292号)												
															3 施工状況	共通仕様書1-1-1-10-2	○	○	☆	■				2 (注)	(注)2部提出(押印後、1部返却)	
	3 施工状況	3 施工状況	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	-	様式-9	○	○	☆	■				-												
																工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	○	○	☆	■				2 (注)	(注)2部提出(押印後、1部返却)
																工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	○	○	☆	■				2 (注)	(注)2部提出(押印後、1部返却)
																工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	○	○	☆	■				2 (注)	(注)2部提出(押印後、1部返却)
																工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	○	○	☆	■				2 (注)	(注)2部提出(押印後、1部返却)
																工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	○	○	☆	■				2 (注)	(注)2部提出(押印後、1部返却)
																関係機関協議資料(許可後の資料)	共通仕様書1-1-1-35-3	○	○	☆	■				1 (注)	許可後の資料については、提示とする。ただし、監督職員から提出の請求があった場合は提出する。(注)2部提出(押印後、1部返却)
																近隣協議資料	共通仕様書1-1-1-35	○	○	☆	■				1 (注)	監督職員から提出の請求があった場合は提出する。(注)2部提出(押印後、1部返却)
材料確認書※1	共通仕様書2-1-2-1	○	○	☆	■				2 (注)	設計図書で指定した材料がある場合に提出する。(注)2部提出(押印後、1部返却)																
材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	○	○	☆	■				1	設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提示する。																

工事関係書類一覽表（九州地整版）

作成時期	工事関係書類		No.	書類作成の根拠	工事関係書類の標準様式※（様式No）	書類作成者			受注者書類作成の位置付け			ASP使用	ASP不使用	工事書類作成のための事前協議		提出必要部数（紙）	備考 （工事書類は、工事打合せ簿（様式-9）を鏡として添付するものとする。）
	種別	書類名称				発注者	受注者	提出	発注者保	監督職員へ連絡	監督職員へ納品			監督職員へ	監督職員へ		
施工中	工事書類	3 施工状況	35	段階確認書	共通仕様書3-1-1-6-6	様式-11	○	○	○	☆	☆	◎	◎	2 (注)	2	契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。（受注者が作成する出来形管理資料に、確認した重測値を手書きで記入する） ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真は不要。 ・写真の撮影を省略できる。 (注)2部提出(押印後、1部返却)	
							○	○	○	☆	☆	◎	◎	2 (注)	2	(注)2部提出(押印後、1部返却)	
			36	確認・立会依頼書※1	共通仕様書3-1-1-6-1	様式-12	○	○	○	☆	◎	◎	2 (注)	2	(注)2部提出(押印後、1部返却)		
			37	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-36-2	-	○	○	○	☆	◎	◎	2 (注)	2	口頭、フアクシヨ、電子メールなどにより連絡する。 ただし、軌道上(交通規制を伴う)工事については「提出」とする。(注)2部提出(押印後、1部返却)		
			38	安全教育訓練実施資料※3	共通仕様書1-1-1-26-10	-	○	○	○	☆	◎	◎	1	1	監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。		
			39	工事事故速報※3	共通仕様書1-1-1-29	様式-13	○	○	○	☆	◎	◎	2 (注)	2	事故が発生した場合に、直ちに連絡し、速やかに概要を書面で報告する。 (注)2部提出(押印後、1部返却)		
			40	工事事故報告書※3	共通仕様書1-1-1-29	-	○	○	○	☆	◎	◎	2 (注)	2	事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。 (注)2部提出(押印後、1部返却)		
			41	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-24	様式-14	○	○	○	☆	◎	◎	2 (注)	2	工事進捗状況を把握するため、実施工程表について提示を求めることがある。 (注)2部提出(押印後、1部返却)		
			42	材料品質証明資料※1	共通仕様書2-1-2-1	-	○	○	○	☆	◎	◎	2 (注)	2	(注)2部提出(押印後、1部返却)		
	契約関係書類	中間前払金	43	認定請求書	工事請負契約書第34条4項	様式-15	○	○	○	◎	◎	◎	1	1			
			44	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第34条3項	様式-5		○	○	○	◎	◎	◎	1	1		
	完済部分検査		45	指定部分完成通知書	工事請負契約書第38条1項	様式-16	○	○	○	◎	◎	◎	1	1			
			46	指定部分引渡書	工事請負契約書第38条1項	様式-17		○	○	○	◎	◎	◎	1	1		
	既済部分検査		47	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第38条1項	様式-5	○	○	○	◎	◎	◎	1	1			
			48	出来高内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-21-2	様式-18		○	○	○	◎	◎	◎	1	1		
	既済部分検査		49	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第37条2項	様式-19	○	○	○	◎	◎	◎	1	1			
			50	出来高内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-21-2	様式-18		○	○	○	◎	◎	◎	1	1		
	修補		51	請求書(部分払金)	工事請負契約書第37条5項	様式-5	○	○	○	◎	◎	◎	1	1			
			52	修補完了届	工事請負契約書第31条6項	様式-21		○	○	○	◎	◎	◎	1	1		
	工期延期		53	部分使用承諾書	工事請負契約書第33条1項	様式-22	○	○	○	◎	◎	◎	1	1			部分使用がある場合に提出する。
			54	工期延期届	工事請負契約書第21条	様式-23		○	○	○	◎	◎	◎	1	1		

工事関係書類一覽表（九州地整版）

作成時期	工事関係書類		書類作成の根拠	書類作成者		受注者書類作成の位置付け				ASP使用	ASP不使 用	工事書類作成 のための事前 協議	提出 必要 部数 (紙)	備考 (工事書類は、工事打合せ簿(様式-9)を鏡として添付するものとする。)				
	種別	No.		書類名称	工事関係書類 の 標準様式※ (様式No.)	発注者	受注者	提出	提示						その他			
施工中	契約関係書類	支給品	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	○	○	○	○	○	○	○	○	1	支給品を受領した場合に提出する。				
					建設機械	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-16-3	○	○	○	○	○	○	○	○	1	支給品がある場合に提出する。	
						建設機械使用実績報告書	共通仕様書3-1-1-5-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	建設機械の賞与がある場合に提出する。
	現場発成品	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	建設機械の賞与がある場合に提出する。			
		現場発成品	現場発成品調査書	共通仕様書1-1-1-17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	現場発成品がある場合に提出する。			
		中間技術検査	出来高報告書 (数量内訳書、出来高図)	共通仕様書3-1-1-6-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2 (注)	中間技術検査、既済部分検査等の際に提出する。 (注)2部提出(押印後、1部返却)			
産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-18-2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	産業廃棄物を撤出した場合に提示する。				
工事完成時	契約関係書類	その他	新技術活用関係資料	公共工事等における新技術活用 の促進について(平成26年3月 28日、国官総第344号、国官技 第319号) 共通仕様書1-1-1-12-6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事 施工する場合に提出する。		
					完成通知書	工事請負契約書第31条1項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	
					引渡書	工事請負契約書第31条4項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	
					請求書(完成代金)	工事請負契約書第32条1項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	
					出来形管理総括表	共通仕様書1-1-1-23-8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2 (注)	施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 (注)2部提出(押印後、1部返却)
					出来形管理図表※2	共通仕様書1-1-1-23-8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2 (注)	施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 (注)2部提出(押印後、1部返却)
					出来形数量計算書	共通仕様書3-1-1-7-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2 (注)	施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 作成については、「土木工事施工管理の手引き(平成30年4月)」による。 (注)2部提出(押印後、一部返却)
					品質管理総括表	共通仕様書1-1-1-23-8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2 (注)	施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 (注)2部提出(押印後、1部返却)
					品質管理図表※2	共通仕様書1-1-1-23-8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2 (注)	施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 (注)2部提出(押印後、1部返却)
					品質証明書	共通仕様書3-1-1-8-(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2 (注)	契約図書で規定された場合に提出する。 (注)2部提出(押印後、1部返却)
					工事写真	共通仕様書1-1-1-23-8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準を適用する。電子納品等運 用ガイドライン(土木工事編)に基づき提出する。(紙の工事写真納品は提出 不要)
					技術提案履行報告書	総合評価選考方式の実施につ いて(H12.9.20付建設省厚狭発 第30号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2 (注)	総合評価選考方式を適用して契約し、設計図書等で提出を求めた場合に 提出する。(注)2部提出(押印後、1部返却)

第1編 着手前

1. 監理技術者等

1. 監理技術者制度

1.1 一般

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）の設置を求めている。

監理技術者等に関する制度（以下、「監理技術者制度」という。）は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、建設市場から技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行うことを目的としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展のため、適切に運用される必要がある。

1.2 監理技術者等の設置

建設業法においては、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し、施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等を置かなければならないとされている。

監理技術者等の設置（選任、専任、主任技術者から監理技術者への変更、途中交代を含む）に関する詳細については、九州地方整備局ホームページの「建政部」→「建設業」→「建設業者の皆様へ」

（http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_02.html#sekoutaisei）→「よくわかる建設業法」を参照のこと。

また、監理技術者等の設置に関する届出の様式については九州地方整備局ホームページの「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」

（http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html）→「工事関係書類」の標準様式を使用する。

1.3 監理技術者等の職務

監理技術者等の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることであり、大別すると①施工計画の作成、②工程管理、③品質管理、④技術的指導となる。これらに対する具体的な職務内容を下表に示す。

	元請の監理技術者等	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者 (専ら複数工種のマネージメント)
役 割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理	○請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正	○請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加※1	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等への参加※、巡 回
品質管理※2	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認(原則) ○元請(上位下請)への施工報告	○請け負った範囲の建設工事に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認事後確認等の実地の確認
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導	○請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の総括的技術指導

※1 非専任の場合には、毎日行う会議等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められる。

※2 工場製品の品質管理について、請負契約により調達したものだけでなく、売買契約(購入)により調達したものについても、当該工場製品を工場へ注文した下請(又は元請)やその上位の下請、元請の主任技術者等は、工場での工程についても合理的な方法で品質管理を行うことを原則とする。

監理技術者等の職務に関する詳細については、国土交通省ホームページの「土地・建設産業」→「ガイドライン等」(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html) →「監理技術者制度運用マニュアル」を参照のこと。

1.4 監理技術者資格者証・監理技術者講習修了証の携帯等

公共工事における専任の監理技術者は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去五年以内に受講したもののうちから選任しなければならない。また、当該監理技術者は、発注者等から請求を受けた場合に資格者証を提示できるように、当該建設工事に係る職務に従事している期間は、常時これらを携帯する必要がある。また、監理技術者講習修了履歴（以下、「修了履歴」という。）についても、発注者等から提示を求められることがあるため、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。

詳細については、国土交通省ホームページの「土地・建設産業」→「ガイドライン等」

(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html) →「監理技術者制度運用マニュアル」を参照のこと。

2. 建設業退職金共済制度

2. 建設業退職金共済制度

2.1 建設業退職金共済制度の掛金収納書

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-40 5. 掛金収納書の提出において、受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に発注者に**提出**しなければならないと規定している。

また、共済証紙を追加購入したときは、工事完成時までに建設業退職金共済制度の掛金収納書を発注者に**提出**しなければならないが、期限内に掛金収納書を提出できない場合には、書面により発注者に申し出るものとする。なお、受注者は、掛金収納書を「建設業退職金共済制度の掛金収納書」に添付後、契約担当課へ**提出**するものとする。

【記載例】

建設業退職金共済制度の掛金収納書

年月日： 平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）
九州地方整備局長 〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇
〇〇建設(株)

(受注者) 〇〇 〇〇 印

建設業退職金共済組合証紙購入報告

下記のとおり証紙を購入したので当該掛金収納書を添付して報告します。

工事名	〇〇〇〇改良工事	工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
契約年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	契約金額	¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
共済証紙購入金額	¥ 〇,〇〇〇,〇〇〇		
掛金収納書を貼る（契約者から発注者用）			

(注) 添付する掛け金収納書は中小企業主に雇われる場合は赤色、
大手事業主に雇われる場合は青色

3. C O R I N S へ の 登 録

3. CORINSへの登録

土木工事共通仕様書 第1編1-1-1-5 コリنز (CORINS) への登録より、受注者は、受注時、変更時、完成時、訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の**確認**を受けたうえで、登録機関：日本建設情報総合センター (JACIC) に登録申請しなければならない。また、登録完了後に登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に**提示**しなければならない。

3.1 登録対象工事

受注・変更・完成・訂正時において工事請負代金額が 500 万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録する。

3.2 登録時期

- 受注時： 契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内
- 変更時： 変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内
- 完成時： 工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内
- 訂正時： 適宜

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合のみ行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の**提示**を省略できる。

3.3 登録に関する留意事項

登録に関する留意事項は、日本建設情報総合センター (JACIC) のホームページを参照すること。
(<http://ct.jacic.or.jp/>)

4. 品質証明

4. 品質証明

4.1 品質証明制度の趣旨

土木工事共通仕様書第3編3-1-1-8 品質証明に、「受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合」とされている。

品質証明制度は、品質管理に新たに受注者による品質保証の考え方を導入することを目的に創設されたものである。この品質証明制度における品質証明員の位置づけは、発注者における検査職員に対応するものである。

品質証明制度の目的は、従来の施工管理や品質管理に加えて、受注者が自らの責任において品質を確保することである。なお、その内容・方法については、受注者で決めるものとされている。

4.2 品質証明員通知書

品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証明書等の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に**提出**しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者で、資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは一級土木施工管理技士の資格を有する者とする。ただし、監督職員の**承諾**を得た場合はこの限りではない。なお、他工事における専任の主任（監理）技術者については、品質証明員を兼任することはできない。

4.3 品質証明書

品質証明員が、工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間技術検査）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時まで監督職員へ**提出**しなければならない。

※ 契約図書で規定された場合に提出する。（当初契約時の工事費1億円以上かつ工期が6ヵ月以上の工事が対象）

品質証明員通知書及び品質証明書の様式は、九州地方整備局ホームページの「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」（http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html）→「工事関係書類」の標準様式を使用する。

【作成例】

様式－ 7

品質証明員通知書

年月日： 平成29年6月6日

主任監督員
○○○○(発注者) 殿

(株)□□□□建設
(受注者) 現場代理人 ○○○○ 印

平成29年6月6日 付けをもって請負契約を締結した □□□□改良 工事の
品質証明員を下記のとおり定めたので、資格及び経歴を添えて通知します。

記

品質証明員氏名 ○○ ○○

生年月日 昭和○○年○○月○○日

資格 一級土木施工管理技士

経歴

工事名	職名	工期	従事期間
□□橋梁工事	現場代理人	平成○○年○○月 ～平成○○年○○月	3年
○○道路改良工事	現場代理人	平成○○年○○月 ～平成○○年○○月	2年
□□橋梁工事	監理技術者	平成○○年○○月 ～平成○○年○○月	3年
△△道路改良工事	監理技術者	平成○○年○○月 ～平成○○年○○月	1年
□□道路改良工事	監理技術者	平成○○年○○月 ～平成○○年○○月	2年
計			11年

※「資格者証(写し)」を添付する。

年月日：

品質証明書

工事名： _____

品質証明事項	実施日	箇所	品質証明員氏名	印	記事

社内検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住所
氏名

5. 再生資源

5. 再生資源

5.1 再生資源利用促進計画書（実施書）、再生資源利用計画書（実施書）

再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書）は、国土交通省直轄工事では、工事規模の大小にかかわらず、全ての工事が対象となる。作成にあたっては、建設副産物情報センター（<http://www.recycle.jacic.or.jp/>）のWEBオンラインシステム「建設副産物情報交換システム」により、元請業者がデータ入力・登録後、写しを工事着手時（施工計画書に含め）に監督職員に**提出**、工事完了後には実施書を発注者に**提出**する。なお、土木工事共通仕様書第1編1-1-1-18 建設副産物 4. 再生資源利用計画、5. 再生資源利用促進計画、6. 実施書の提出、7. 建設発生物情報交換システムには以下のように規定されている。

4. 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に**提出**しなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に**提出**しなければならない。

6. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に**提出**しなければならない。

7. 建設副産物情報交換システム

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の**提出**に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。

5.2 建設発生土

建設発生土については、土木工事共通仕様書第1編1-1-1-18 建設副産物 8. 建設発生土情報交換システムにおいて以下のように規定されている。

8. 建設発生土情報交換システム

建設発生土を搬入または搬出する場合には、受注者は、工事の実施に際して、システムに建設発生土に関する情報を登録する。また、登録した情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムによりデータの変更を行うものとする。また、工事が完了した場合には、システムに実施情報を入力しなければならない。なお、これによりがたい場合には、監督職員と**協議**しなければならない。

5.3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物の処理責任は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）上排出事業者が負うこととされているが、排出事業者がその運搬または処理を委託する場合、廃棄物の種類、運搬先ごとに産業廃棄物管理票（マニフェスト）を発行することとされている。なお、土木工事共通仕様書第1編1-1-1-18 建設副産物 2. マニフェストには以下のように規定されている。

2. マニフェスト

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に**提示**しなければならない。

様式2 再生資源利用促進実施書 一建設副産物搬出工事用一

裏面

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

1. 工事概要 表(様式1)に必ずご記入下さい

2. 建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	現場内利用・減量		現場外搬出について			再生資源利用促進率(%) ①
	発生量 (総計等) ②+③+④ =②+③+④ 小数点第一位まで	②利用量 *10 小数点第一位まで	③減量化量 *10 小数点第一位まで	搬出先場所住所 住所コード *4	④現場外搬出量 小数点第一位まで	
コンクリート塊	330	→		○●黒○市○△街	330	100
建設発生木材A (100mm以上径・長さ2m以上)	→	→		○●黒○市○△街	→	
建設発生木材B (100mm未満径・長さ2m以上)	→	→		○●黒○市○△街	→	
アスファルト・コンクリート塊	→	→		○●黒○市○△街	→	
その他がれき類	→	→		○●黒○市○△街	→	
建設発生木材B (100mm未満径・長さ2m未満)	→	→		○●黒○市○△街	→	
建設汚泥	1600	→		○●黒○市○△街	1600	100
金属くず	→	→		○●黒○市○△街	→	
廃機・廃機具	kg	→		○●黒○市○△街	kg	
廃プラスチック (廃プラスチック類)	→	→		○●黒○市○△街	→	
廃石膏ボード	→	→		○●黒○市○△街	→	
紙くず	→	→		○●黒○市○△街	→	
7ハスト (飛散性)	→	→		○●黒○市○△街	→	
その他の分別された廃棄物 (建設発生廃棄物)	→	→		○●黒○市○△街	→	
第一種 建設発生土	2000 地山m ³	→		○●黒○市○△街	→	
第二種 建設発生土	地山m ³	→		○●黒○市○△街	→	
第三種 建設発生土	地山m ³	→		○●黒○市○△街	→	
第四種 建設発生土	地山m ³	→		○●黒○市○△街	→	
液土以外の液土	地山m ³	→		○●黒○市○△街	→	
液土 (建設発生液土)	地山m ³	→		○●黒○市○△街	→	
合計	2000 地山m ³	→		○●黒○市○△街	→	

建設副産物の種類

用途コード *10 小数点第一位まで

現場内利用

②利用量 *10 小数点第一位まで

減量化

③減量化量 *10 小数点第一位まで

搬出先場所住所

住所コード *4

現場外搬出

④現場外搬出量 小数点第一位まで

再生資源利用促進率(%) ①

2ヶ所まで記入できます。2ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。

区分

① 公共長間

② 公共長間

③ 公共長間

④ 公共長間

⑤ 公共長間

⑥ 公共長間

⑦ 公共長間

⑧ 公共長間

⑨ 公共長間

⑩ 公共長間

⑪ 公共長間

⑫ 公共長間

⑬ 公共長間

⑭ 公共長間

⑮ 公共長間

⑯ 公共長間

⑰ 公共長間

⑱ 公共長間

⑲ 公共長間

⑳ 公共長間

㉑ 公共長間

㉒ 公共長間

㉓ 公共長間

㉔ 公共長間

㉕ 公共長間

㉖ 公共長間

㉗ 公共長間

㉘ 公共長間

㉙ 公共長間

㉚ 公共長間

㉛ 公共長間

㉜ 公共長間

㉝ 公共長間

㉞ 公共長間

㉟ 公共長間

㊱ 公共長間

㊲ 公共長間

㊳ 公共長間

㊴ 公共長間

㊵ 公共長間

㊶ 公共長間

㊷ 公共長間

㊸ 公共長間

㊹ 公共長間

㊺ 公共長間

㊻ 公共長間

㊼ 公共長間

㊽ 公共長間

㊾ 公共長間

㊿ 公共長間

建設発生土の場合

1. 赤土

2. 他工事現場(内陸)

3. 他工事現場(海浜)

4. 建設発生土(内陸)

5. 建設発生土(海浜)

6. ストックヤード(再利用先工事が未決定)

7. ストックヤード(再利用先工事が未決定)

8. 工事予定地

9. 採石場・砂利採取跡地等(旧事業)

10. 廃棄物最終処分場(混土以外の受入)

11. 廃棄物最終処分場(混土以外の受入)

12. 建設発生土受入地(公共事業の土捨場)

13. 建設発生土受入地(民間事業の土捨場)

14. 建設発生土受入地(民間土捨場・液土処分場)

建設発生土以外の廃棄物(建設発生廃棄物)

1. 赤土

2. 他工事現場(内陸)

3. 他工事現場(海浜)

4. 建設発生土(内陸)

5. 建設発生土(海浜)

6. ストックヤード(再利用先工事が未決定)

7. ストックヤード(再利用先工事が未決定)

8. 工事予定地

9. 採石場・砂利採取跡地等(旧事業)

10. 廃棄物最終処分場(混土以外の受入)

11. 廃棄物最終処分場(混土以外の受入)

12. 建設発生土受入地(公共事業の土捨場)

13. 建設発生土受入地(民間事業の土捨場)

14. 建設発生土受入地(民間土捨場・液土処分場)

施工条件について

1. A指定区分(指定されたもの)

2. B指定区分(もしくは指定されないが、業注後に設計変更し指定区分とされたもの)

3. 自由区分

1. 廃材

2. 委託材

3. 借入材

4. その他

1. 廃材

2. 脱水

3. 天日乾燥

4. その他

6. 施 工 計 画 書

6. 施工計画書

6.1 施工計画の目的

施工計画作成の目的は、図面・仕様書等に定められた工事目的物を完成するために必要な手順や工法及び施工中の管理をどうするか等定めるものであり、工事の施工・施工管理の最も基本となるものである。

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-4 施工計画書 1. 一般事項に、「受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に**提出**しなければならない。」と規定している。従って、施工計画書は、受注者の責任において作成するもので、発注者が施工方法等の選択について注文をつけるものではない。

また、施工計画書には、下記の事項について記載するよう規定されている。

- (1) 工 事 概 要
- (2) 計 画 工 程 表
- (3) 現 場 組 織 表
- (4) 指 定 機 械
- (5) 主 要 船 舶 ・ 機 械
- (6) 主 要 資 材
- (7) 施 工 方 法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)
- (8) 施 工 管 理 計 画
- (9) 安 全 管 理
- (10) 緊 急 時 の 体 制 及 び 対 応
- (11) 交 通 管 理
- (12) 環 境 対 策
- (13) 現 場 作 業 環 境 の 整 備
- (14) 再 生 資 源 の 利 用 の 促 進 と 建 設 副 産 物 の 適 正 処 理 方 法
- (15) そ の 他

さらに、「監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては、監督職員の**承諾**を得て記載内容の一部を省略することができる。」となっている。

この外、2. 変更施工計画書には「受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に**提出**しなければならない。」

また、3. 詳細施工計画書には「監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を**提出**しなければならない。」と規定されている。

ただし、工期や数量だけの軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、変更施工計画書の提出は要しない。

6.2 施工計画書記載事項の内容

土木工事共通仕様書に規定されている記載事項の標準的内容は下表のとおりである。

記 載 事 項	内 容	
工 事 概 要	工事名、河川または路線名、工事場所、工期、請負代金、発注者、受注者、工事内容	
計 画 工 程 表	横棒式工程表、斜線式工程表、ネットワーク等で作成	
現 場 組 織 表	現場の組織、編成、命令系統、業務分担	
指 定 機 械	設計図書で指定されている機械・監督職員が必要と認めた機械	
主 要 船 舶 ・ 機 械	設計図書で指定されていない使用機械	
主 要 資 材	指定材料、主要材料、材料試験方法	
施 工 方 法	主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料、機械等の仮置場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示・承諾・協議事項の予定内容	
施 工 管 理 計 画	工 程 管 理	実施工程の手法・管理方法
	品 質 管 理	品質管理計画表
	写 真 管 理	写真管理計画表
	出 来 形 管 理	出来形管理計画表
	段 階 確 認	段階確認計画表
	品 質 証 明	品質証明計画表
安 全 管 理	安全管理体制、安全対策、異常気象時の防災対策、安全訓練の実施方法、安全巡視の実施方法、安全活動方針	
緊 急 時 の 体 制 及 び 対 応	事故発生時の連絡系統図、対応策 災害発生時の体制	
交 通 管 理	交通管理、交通処理	
環 境 対 策	大気汚染・水質汚濁・振動・騒音対策	
現場作業環境の整備	現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策	
再生資源の利用の 促進と建設副産物 の適正処理方法	再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書	
そ の 他	契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの。	

6.3 施工計画書作成の留意点

6.3.1 施工計画の基本事項

施工計画作成時に検討する基本的項目は、次のとおりである。

- ① 工事の目的、内容、契約条件等の把握
- ② 現場条件（地形、気象、道路状況、近接状況、環境、制約条件等）
- ③ 全体工程（基本工程）
- ④ 施工方法（施工順序、使用機械等）
- ⑤ 仮設備の選択及び配置

6.3.2 施工計画書作成の要点

施工計画書作成は、上記基本事項を十分調査・検討・把握し、施工性・経済性・安全性との関連を繰り返し検討（施工計画作成フロー図参照）しながら、最適施工体制を決定する事が重要である。公共工事を施工するための計画書作成は、すでに受注を決定し、施工開始期日を前提として作成される場合が一般的である。このことから、受注時の自社の体制・実施能力との関連も検討し、確実に施工できるものでなければならない。だが確実性を追うあまりに、新技術・新工法等を検討できないようでは、技術の進歩はあり得ない。たとえ小規模でも新技術・新工法の採用を含めた幅広い検討が必要である。

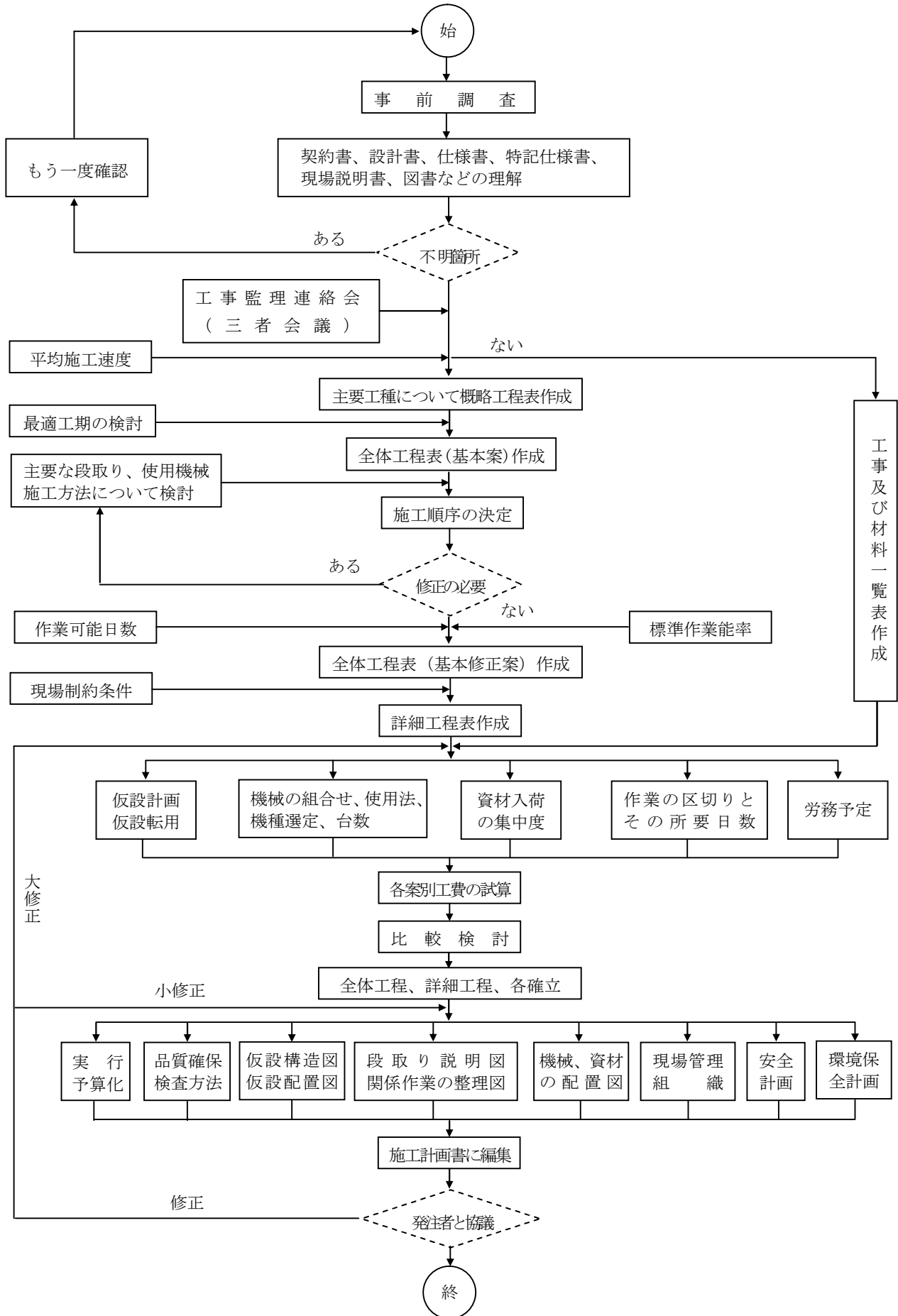
現在の土木産業には、生産性の向上・環境保全といった大きな社会的要求があり、これらの問題に対し積極的な社会参画という形で取り組み、計画段階から具体的なかつ、効果的な方法を計画書に反映させることも考慮しなければならない。

具体的検討項目は、次のとおりである。

- ① 生産性の向上に関する標準的な検討項目
 - (a) 合理的な分割施工
 - (b) 仮設の独自性
 - (c) 作業の規格化・標準化
 - (d) 新技術・新工法の採用
 - (e) 施工の機械化
- ② 環境保全に関する標準的な検討項目
 - (a) 環境の観点からの資材や機械の選別
 - (b) 地域社会への貢献
 - (c) 廃棄物の減量化・適正処理
 - (d) エネルギー利用の効率化
 - (e) 社員の意識改革

このように、施工計画の作成にあたっては、基本事項を十分把握し、経済性・施工性等を検討することは勿論、現在の社会的要請も認識し、自主性・創意性を失わないような形で幅広い検討を行うことが重要である。

6.3.3 施工計画書作成フロー図



6.4 施工計画書作成要領

6.4.1 工事概要

工事の概要及び内容を記載する。工事内容は工事数量総括表の工種・種別・数量等を記入する。
(工種が1式表示及び主体工種以外については、工種のみ記載でもよい。)

【記載例】

工 事 概 要

工 事 名	〇〇地区〇〇工事	
河川または路線名	一般国道〇〇〇号	
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇地先～〇〇県〇〇市〇地先	
請 負 代 金	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	
契 約 年 月 日	平成〇年〇月〇日	
工 期	自平成〇年〇月〇日～至平成〇年〇月〇日	
発 注 者	〇〇事務所	TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	〇〇出張所	TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	〇〇監督官詰所	TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇”
受 注 者	〇〇建設株式会社	TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	所在地	〇〇県〇〇市〇〇-〇〇〇
	〇〇作業所	TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	所在地	〇〇県〇〇市〇〇-〇〇〇

工 事 内 容

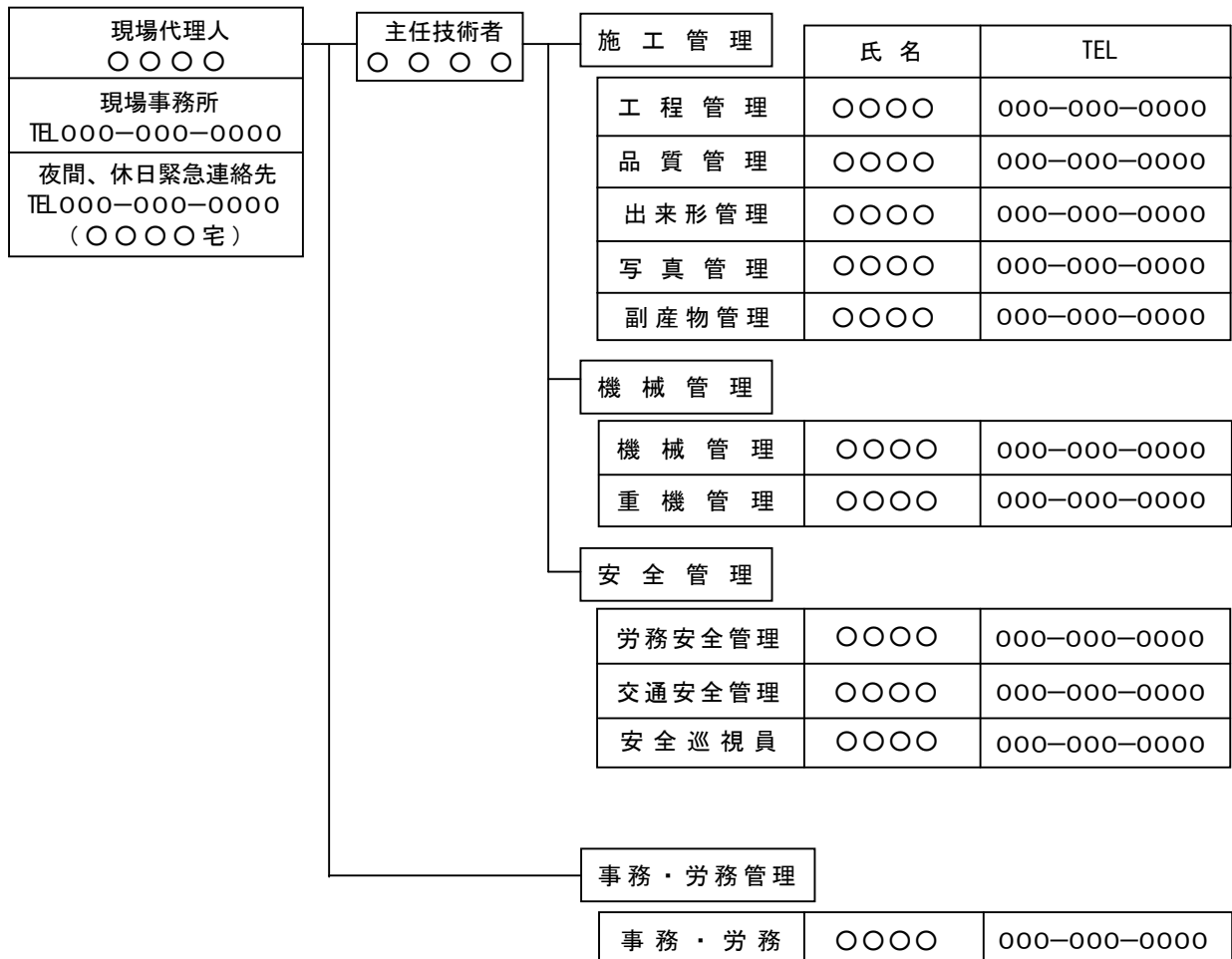
工事区分	工種	種別	細別	単位	数量	摘要
道路改良	土工			式	1	
	基礎工	既製杭工	鋼管杭打設	本	23	
	擁壁工	1号擁壁工		m	40	
		2号擁壁工		m	25	
		ブロック積工		m ²	200	
	路盤工	下層路盤工		m ²	700	
		上層路盤工		m ²	700	
	舗装工	表層工		m ²	700	
	仮設工			式	1	

6.4.3 現場組織表

1. 工事に従事する構成員による現場組織表を作成する。
2. 現場代理人については、夜間、休日等の緊急連絡先を記入する。
3. 施工管理については、それぞれの担当区分及び担当者氏名等を記入する。
4. 監理技術者、専門技術者を置く場合は、その氏名等を記入する。
5. 施工体制台帳の提出を義務付けられた工事（下請契約を行う全ての公共工事）以外は施工体系図を記載する。
6. 品質証明（社内検査）対象工事は、品質証明員を記載する。

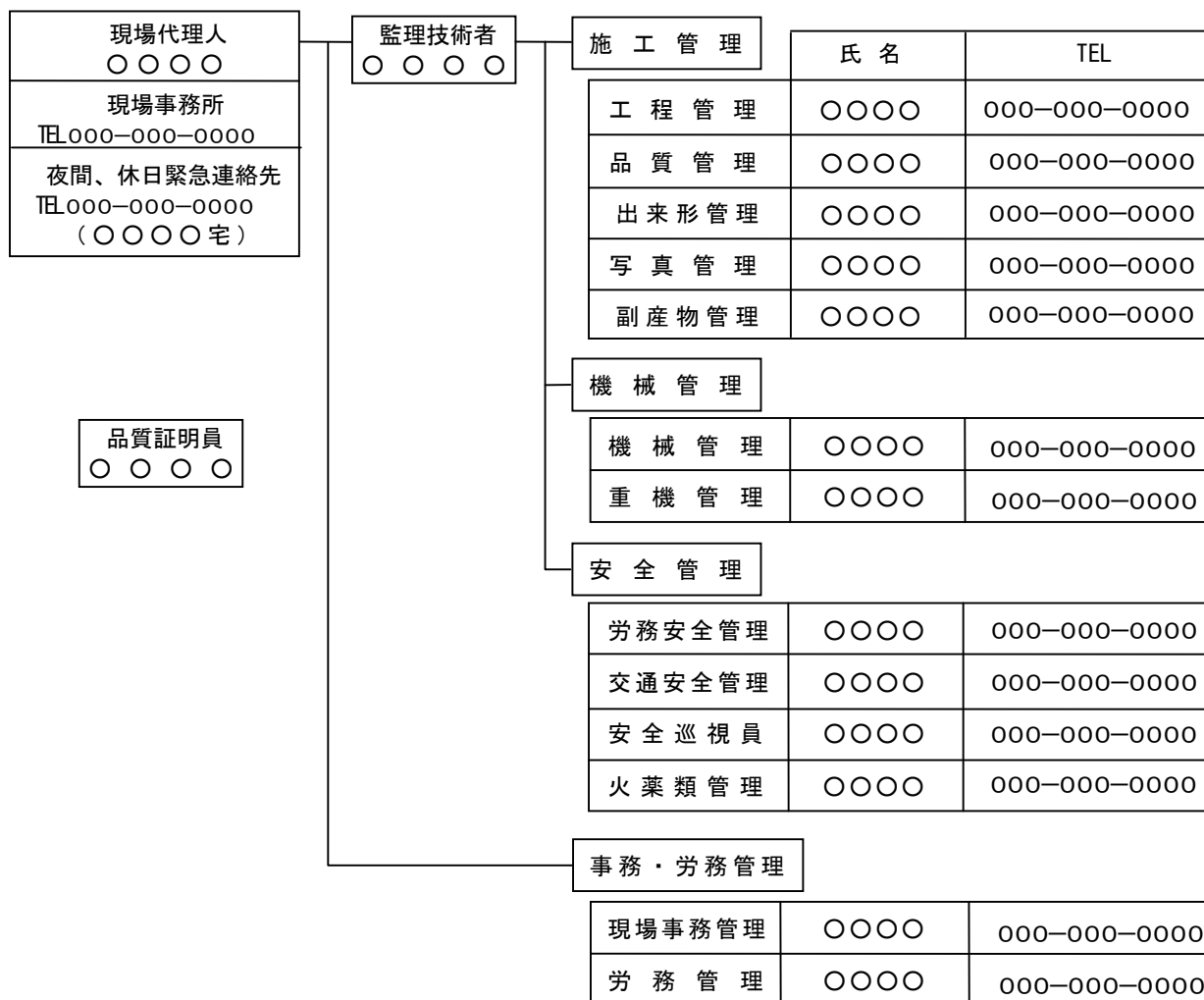
【記載例：専任の主任技術者】

現 場 組 織 表

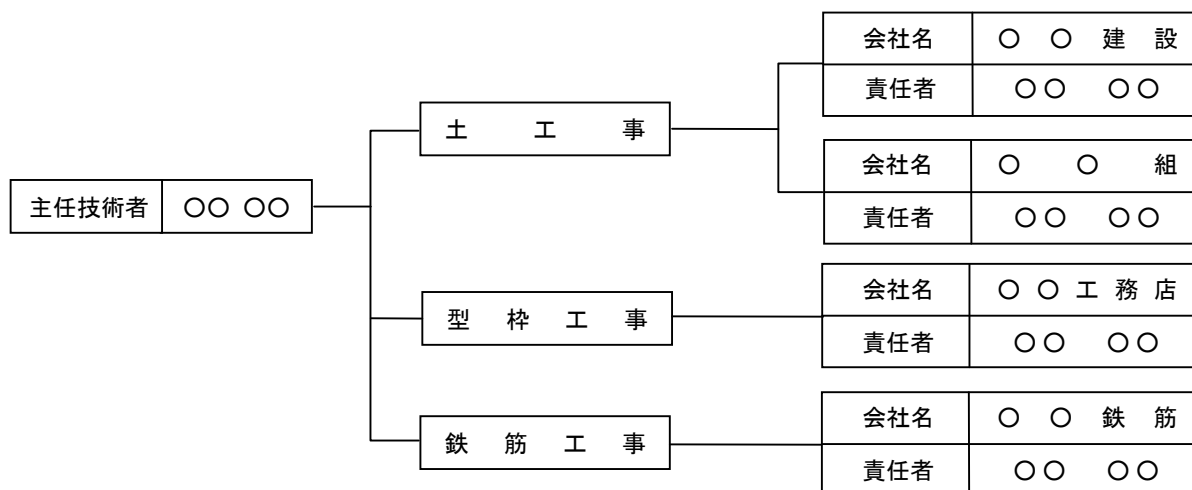


【記載例：専任の監理技術者】

現 場 組 織 表



【記載例：施工体系図（施工体制台帳の提出を義務付けられた工事を除く）】



6.4.7 施工方法

工種（注¹）毎の作業フロー図を記載し、各作業段階における①～⑤の該当項目について記述する。

- ① 工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況、埋設物、障害物等）について調査した結果
- ② 主要な工種の施工時期と降雨・出水・濁水・台風時期等の関連
- ③ 上記①・②から判断される施工実施上の留意事項及び施工方法の要点・制約条件（施工時期、作業時間、交通規制、自然保護等）・基準点・地下埋設物地下障害物の防護方法
- ④ 制約条件及び埋設物・障害物防護の円滑な処理を行うための関係機関との協議・調整事項
- ⑤ 使用予定機械

★（注¹）： 記載対象工種は（1）～（6）を標準とする。

- （1） 主要な工種
- （2） 設計図書で指定された工法
- （3） 土木工事共通仕様書に記載されていない特殊工法
- （4） 施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項
- （5） 特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされる施工等
- （6） そ の 他

仮設備計画は①～⑤の項目について、位置図・概略図を用いて、具体的に記載する。

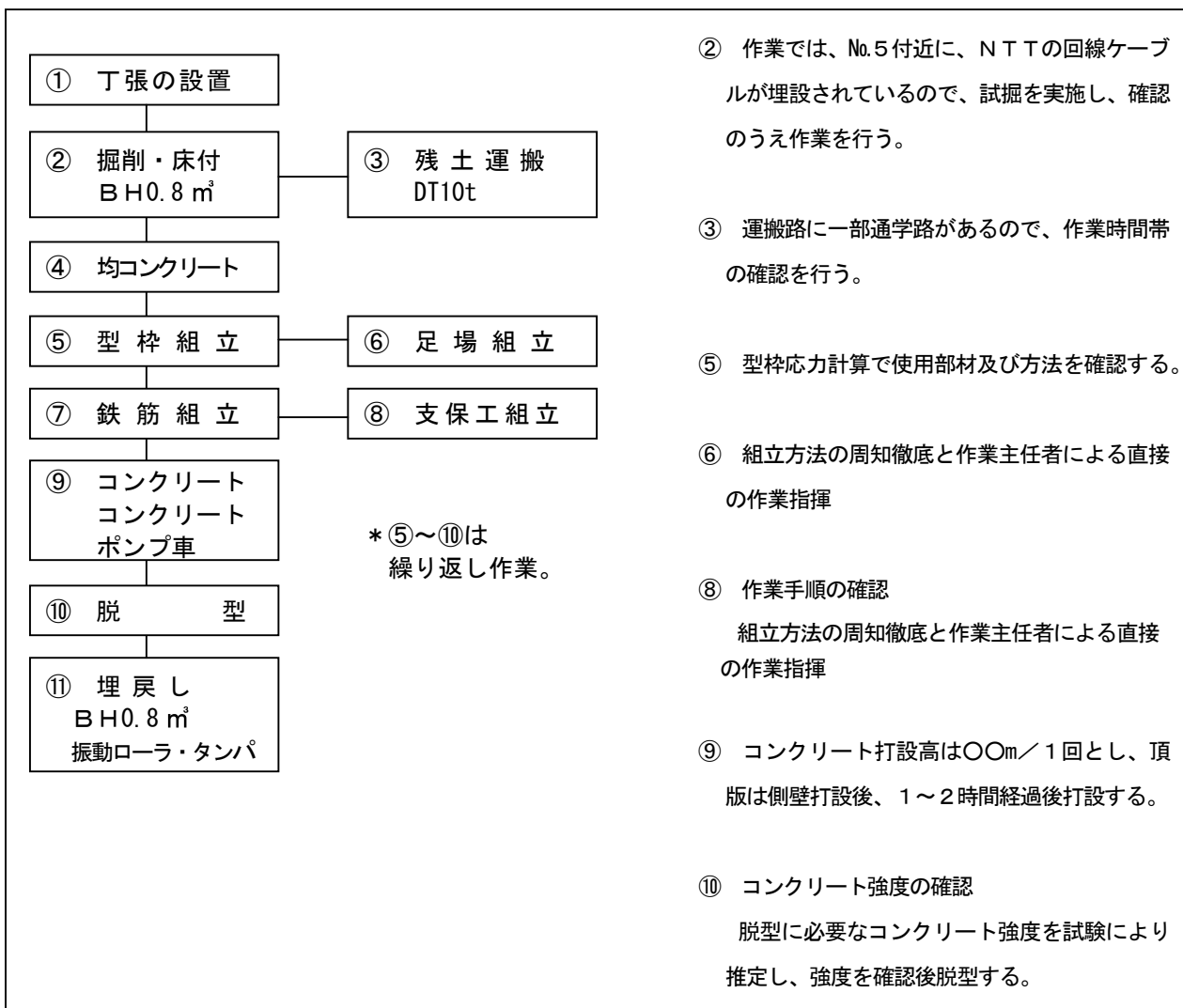
- ① 仮設備の構造・配置計画・安全を確認するための応力計算
- ② 仮設建物・材料・機械等の仮置場
- ③ プラント等の機械設備
- ④ 運搬路・仮排水・仮設電力
- ⑤ 工事標識・保安施設・防護施設

土木工事共通仕様書において、監督職員の「指示」「承諾」を得て施工するもの、または「協議」「報告」「提出」するもののうち、事前に記載できるもの、及び施工計画書に記載することとなっている事項について記載する。

【記載例：函渠作業フロー】

基本事項

施工場所は既設水路であり、田植え時に用排水が流入し作業にならない。このため、函渠は、〇月までに完成しなければならない。〇月には着工し、計画工程に添って作業を実施する。作業にあたっては、油脂類の流出により下流域の〇〇取水場に影響が無いよう十分注意する。



6.4.8 施工管理計画

(1) 工程管理計画

計画工程に対する、実施管理方法を記載する。

【記載例】

- ① 管理手法：ネットワークにより管理する。
- ② 日常管理：各種別または細別毎の実施作業量を把握し、計画作業量を維持するため労務・機械等の配置を検討する。
- ③ 週間・月間管理：毎週月曜日・毎月3日に工事進捗率の確認を行う。
- ④ 進捗管理：工事開始より2ヶ月間は2週間に1回工程曲線を用いて管理を行い、計画に対し○%の差が生じた場合は、フォローアップを実施する。またそれ以降は、1ヵ月1回、同様の管理を実施する。

(2) 品質管理計画

「施工管理基準」を参照して品質管理計画表を記載する。

【留意点】

- ① 必要な工種が記述されているか。
- ② 施工規模に見合った試験回数になっているか。
- ③ 基準にないものの適用は妥当か。（受注者と監督職員で協議が必要）
- ④ 管理方法や処理方法は妥当か。
- ⑤ 適切な試験方法か。

【記載例：品質管理計画】

工種	種別	試験項目	施工規模	試験頻度	試験回数	管理方法	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	500m ³	当初及び土質の変化時	1回	試験成績表	
	施工	現場密度の測定	500m ³	1000m ³ /回	5回	試験成績表 成果一覧表	
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	700m ³	当初及び土質の変化時	1回	試験成績表	
		CBR試験	700m ³	〃	1回	〃	
	施工	現場密度の測定	700m ³	500m ³ /回但し 1500m ³ 未滿3回	3回	試験成績表 成果一覧表	
		ブルーローリング	700m ³	全幅、全区間	1回		
函渠工	コンクリート 24-8-20	圧縮強度試験	500m ³	荷卸し時	3回	試験成績表 成果一覧表	
		スランプ試験					
		空気量測定					
	塩化物含有量 試験	500m ³	打設日1日につき2 回ただし、午前の試 験結果が規制値の1 /2以下の場合は午 後の試験を省略でき る。	3回	試験成績表		

(3) 出来形管理計画

「施工管理基準」を参照し、出来形管理計画表を記載する。

【留意点】

- ① 必要な工種が記載されているか。
- ② 施工規模に見合った測定箇所、頻度となっているか。
- ③ 不可視部の対応は検討されているか。
- ④ 基準にないものの適用は妥当か。(受注者と監督職員で協議が必要)

【記載例：出来形管理計画】

工種	種別	管理項目	管理方法	測定基準・箇所	摘要
土工	路体盛土工	基準高・法長 幅	出来形管理図表 出来形展開図	40mに1箇所 No. 20、No. 22 No. 24、No. 26 合計4箇所	
	法面整形工	厚さ	出来形管理図表		
カルバート工	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	出来形管理図	両端・施工継手 及び図面の寸 法表示箇所	
	均しコンクリート	幅・厚さ・延長	出来形管理図		
	躯体コンクリート	基準高・厚さ 幅・高さ・延長	出来形管理図		
管渠型側溝	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	出来形管理図表	40mに1箇所 No. 10、No. 12 No. 14、No. 16 No. 18、No. 20 合計6箇所	
	側溝本体工	基準高 延長	出来形管理図表 出来形展開図 出来形管理図表		
コンクリート ブロック積	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	出来形管理図表	40mに1箇所 No. 10、No. 12 No. 14、No. 16 No. 16+8.0 合計5箇所	
	コンクリート基礎	幅・高さ 基準高	出来形管理図表		
		延長	出来形展開図		
	胴込・裏込 コンクリート 裏込砕石	厚さ	出来形管理図表		
	コンクリート ブロック積	基準高・法長 延長	出来形展開図 出来形管理図表		

(4) 写真管理計画

「写真管理基準」を参照して、写真管理計画表を記載する。

【留意点】

- ① 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加・削除するものとする。
- ② 撮影箇所一覧表に記載ない工種については、監督職員の承諾を得て取扱を定めるものとする。
- ③ 正面撮影については、一般供用している車道上などの危険を伴う場合、歩道上などの安全な場所から撮影を行うものとする。

【記載例：総合撮影計画】

No	撮 影 区 分	撮 影 項 目
1	着工前全景撮影	起点・終点・正面より撮影
2	工事進捗状況写真	〃 (月末に撮影)
3	安全管理写真	別紙計画表
4	品質管理写真	〃
5	出来形管理写真	〃
6	使用材料写真	鋼管杭 (本数・断面寸法・長さ)
7	仮設物写真	事務所・倉庫・休憩室
8	災害写真	被災状況及び被災規模等
9	完成写真	起点・終点・正面より撮影

【記載例：安全管理写真計画】

No	撮 影 項 目
1	各種標識類の設置状況
2	各種保安施設の設置状況
3	安全訓練等の実施状況
4	交通誘導員交通整理状況
5	機械・器具点検状況
6	安全パトロール状況
7	イメージアップ安全関係

【記載例：品質管理撮影計画】

工種	種別	試験項目	撮影箇所	撮影回数	撮影頻度	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	〇〇試験室	1回	土質毎1回	
	施工	現場密度の測定	No. 21	1回	土質毎1回	
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	〇〇試験室	1回	土質毎1回	
		CBR試験	〃	1回	土質毎1回	
	施工	現場密度の測定	No. 21	1回	土質毎1回	
		プルフローリング	全区間試験状況	1回	土質毎1回	
下層路盤工	施工	締固め密度の測定	No. 25	1回	路盤毎1回	
		プルフローリング	全区間試験状況	1回	路盤毎1回	
カーポート工	コンクリート 24-8-20	圧縮強度試験	躯体1週・4週	1回	コンクリートの種類毎1回	
		スランプ試験	躯体打設時			
		空気量測定				
		塩化物含有量試験				

【記載例：出来形管理撮影計画】

工種	種別	撮影項目	撮影箇所	撮影時期	撮影回数	撮影頻度	摘要
路体盛土	敷均し 締固め	巻出し厚さ	No. 21	巻出し時	1回	200mに1回	
		締固め状況	No. 21	施工中	1回	転圧機械が変わる毎に1回	
		法長・幅	No. 21	施工後	1回	200mに1回	
路床盛土	敷均し 締固め	巻出し厚さ	No. 23	巻出し時	1回	200mに1回	
		締固め状況	No. 23	施工中	1回	転圧機械が変わる毎に1回	
		法長・幅	No. 23	施工後	1回	200mに1回	
下層路盤工	敷均し 締固め	敷均し厚さ 転圧状況	No. 21	施工中	1回	各層毎400mに1回	
		整正状況	No. 21	整正後	1回	各層毎400mに1回	
		仕上り厚さ	No. 21	整正後	1回	各層毎200mに1回	
		仕上り幅	No. 21、23	整正後	2回	各層毎80mに1回	
カーポート工	基礎砕石	幅・厚さ	No. 21+8	施工後	1回	40mに1回	
	均し コンクリート	幅・厚さ	No. 21+8	施工後	1回	40mに1回	
	躯体 コンクリート	鉄筋位置間隔 継手寸法 かぶり寸法	No. 21+8	組立後	3回	打設ロット毎に1回	
		養生状況	No. 21+8	養生時	1回	養生方法毎に1回	
		幅・高さ・厚さ	No. 21+8	脱枠後	1回	100mに1回	

(5) 段階確認計画

「土木工事共通仕様書」及び「本編の第2編6.2段階確認、立会事項」を参照し、段階確認計画を記載する。

【記載例：段階確認計画】

工 種	種 別	確認時期	施工予定時期	記 事
矢板工	鋼矢板	打込み時	○月○日～○月○日	
既製杭工	PC パイル (中 掘)	打込み時	○月○日～○月○日	
		掘削完了時	○月○日～○月○日	

(6) 品質証明（社内検査）計画

「施工管理基準」を参照し、出来形、品質、関係書類等について品質証明計画を記載する。

【記載例：品質証明計画（出来形）】

工 種	種 別	管理項目	管理箇所数	品質確認箇所数
土 工	路体盛土	基準高・法長・幅	8箇所	2箇所
	法面整形工	法長（面積）・厚さ	8箇所	2箇所
コンクリート ブロック積工	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	10箇所	3箇所
	コンクリート基礎	幅・高さ・基準高	10箇所	3箇所
		延長	10箇所	3箇所
	胴込・裏込コンクリート 裏込砕石	厚さ	10箇所	3箇所
	コンクリートブロック積	基準高 法長（面積）	10箇所	3箇所

【記載例：品質証明計画（品質）】

工 種	種 別	試験項目	管理回数	品質確認回数
函渠工	コンクリート (24-8-20)	圧縮強度試験	10回	3回
		スランプ試験		

【記載例：品質証明計画（関係書類）】

実 施 時 期	検 査 事 項	品質確認回数
中間技術検査前	必要書類全般	1回
完成技術検査前	必要書類全般	1回

6.4.9 安全管理計画

1. 主な法令、指針

安全管理計画を立案するための基本となる法律及び土木工事共通仕様書等で示されている主な指針を下記に示す。

- ① 労働安全衛生法
- ② 土木工事安全施工技術指針
- ③ 建設機械施工安全技術指針
- ④ 建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）
- ⑤ 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針
- ⑥ 中規模建設工事現場における安全衛生管理指針
- ⑦ 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針

2. 検討項目

安全管理計画を作成するための検討項目は下記のとおりである。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要項目は法令・指針等を活用し詳細な計画を行う。

(1) 安全衛生管理体制

安全な工事を進めるための、責任者・管理者・作業主任者等を選任し、労働者の安全と健康を確保するための責任体制を明確にする。

(2) 労働者の危険または健康障害を防止するための対策

- ① 機械・器具・爆発物による危険防止
- ② 掘削、伐木作業等から生ずる危険防止
- ③ 通路・床面・階段等の保全
- ④ 労働者の作業行動から生ずる災害を防止するための対策
- ⑤ 労働災害発生の急迫した危険があるときの処置

(3) 労働者の就業にあたっての対策

- ① 安全衛生教育の方法
- ② 就業制限に関する処置
- ③ 高年令者等についての処置

(4) 第三者施設に対する安全対策

家屋・道路・河川・鉄道・ガス・水道・電気・電話・地下構造物等に近接して工事を行う場合の処置

(5) 爆発及び火災防止対策

- ① 爆発物等の危険物を備蓄し、使用する場合の処置
- ② 火薬類を使用し工事を施工する場合の処置
- ③ ガソリン・塗料等の可燃物を使用する場合の処置

(6) その他

- ① 工事車両・重機類の事故防止対策
- ② 足場・型枠支保工等仮設の安全対策
- ③ 大雨・強風等の異常気象時の防災対策
- ④ 工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合の対策
- ⑤ 工事安全訓練の実施方法・頻度等
- ⑥ 工事安全巡視の実施方法

3. 安全衛生管理計画

安全衛生管理の組織化については、専任または複数の管理者選任及び救護、技術管理者等の選任については、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等関係法令を参照する。

【記載例】

安全管理組織表

組織区分 → 一般組織
労働者数 → 10人以上 50人未満

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 安全衛生推進者 ○○ ○○ </div>	労務安全管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	車両運行管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	重機安全管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	安全巡視員	○○ ○○	TEL 000-000-0000

安全管理組織表

組織区分 → 一般組織
労働者数 → 50人以上 100人未満

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 安全管理者 ○○ ○○ </div>	衛生管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	産業医	○○ 医院	TEL 000-000-0000
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 安全委員会 委員 ○○ ○○ </div>	労務安全管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	車両運行管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	重機安全管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 安全委員会 委員 ○○ ○○ </div>	火薬消費管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	安全巡視員	○○ ○○	TEL 000-000-0000

安全管理組織表

組織区分 → 下請混在組織（一般工事）
→ 下請混在組織（特定工事）※
労働者数 → 50人以上 100人未満
→ 30人以上

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 統括安全衛生責任者 ○○ ○○ </div>	安全衛生責任者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
		○○ ○○	TEL 000-000-0000
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 元方安全衛生責任者 ○○ ○○ </div>	産業医	○○ 医院	TEL 000-000-0000
	労務安全管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	車両運行管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	重機安全管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	安全巡視員	○○ ○○	TEL 000-000-0000

※特定工事・・・架設等の建設の仕事・圧入法による作業を行う仕事・人口が集中している地域内の道路若しくは道路に隣接した場所や鉄道の軌道上、軌道に隣接した橋梁の建設の仕事

4. その他

安全管理活動及び安全教育・訓練計画を記載する。

【記載例：安全活動計画】

実施項目	場所	参加予定者	内 容	頻度
朝礼	現場	現場作業従事者	当日の作業手順及び体操	毎日
KY活動	現場	現場作業従事者	当日の危険予知及び安全作業に関する事項	毎日
安全会議	現場	現場作業従事者	日々の安全活動に対する反省・評価	各週
安全訓練	現場	(別紙予定表参照)		
安全巡視	現場	〇〇巡視員	現場内及び周辺の監視・連絡による安全確保	毎日

【記載例：安全教育・訓練計画】

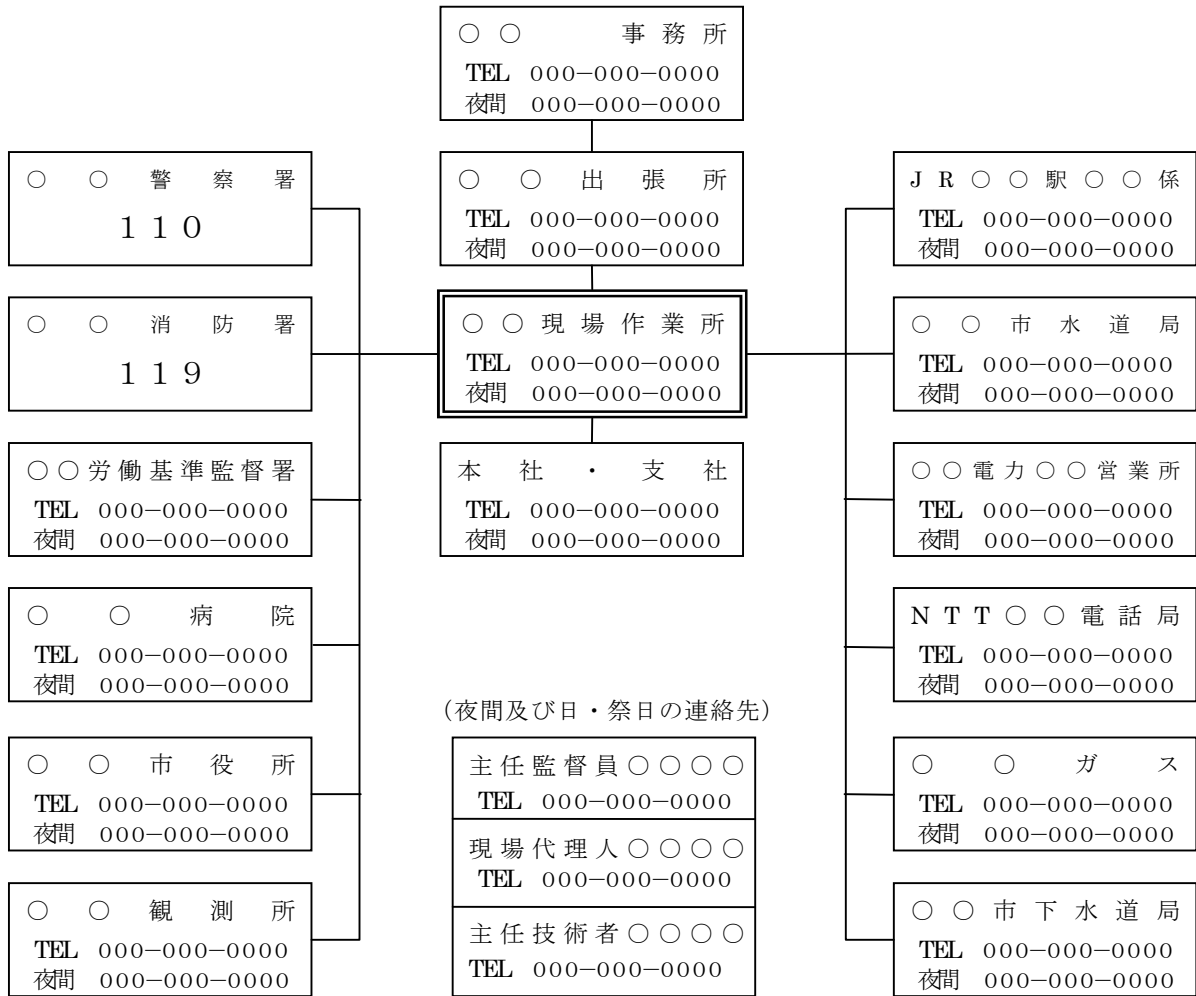
月日	時間	場所	内容	詳細	講師	備考
〇月〇日	13:00 ～ 17:00	現場事務所 現場周辺	①本工事の内容等の周知徹底ならびに予想される事故防止対策 ②災害防止対策予行演習	①作業内容：土留工 鋼矢板打設作業の予想される危険及び事故防止対策を参加者全員で検討し、安全作業に対する意識を高める。 ②「雨で法面が崩壊した状況を想定」 ・巡視路の確認 (実際の場合の車両、徒歩巡視の把握) ・連絡方法の把握 (無線機、携帯電話の感度) ・立入禁止処置の実施方法の確認 ・問題点の整理・防災実施方法の確認	〇〇 〇〇	
〇月〇日	13:00 ～ 17:00	現場事務所	①先月の反省と評価 ②工事進捗状況の説明	①労務安全管理者の作業行動に対する評価 ・評価に対する作業者の感想 ・今月の安全作業の目標を参加者全員で検討し決定する。 ②主任技術者からの進捗状況の説明及び今後の進捗予定説明 ・今後の作業から予想される危険と対策の検討	〇〇 〇〇	

6.4.10 緊急時の体制及び対応

1. 事故または災害時の緊急事態発生時に対応できるよう、監督職員・関係機関・受注者等への連絡系統図を記載する。系統図には、夜間・日祭日における関係機関への連絡先も記入する。
2. 事故、災害発生時に即応できるよう、災害対策組織を編成し記載する。

【記載例】

緊急時の体制連絡系統図



防災対策組織表

災害対策責任者 〇〇 〇〇	副災害対策責任者 〇〇 〇〇	災害対策員	〇〇 〇〇
		災害対策員	〇〇 〇〇
		情報連絡係	〇〇 〇〇
		車両・重機係	〇〇 〇〇
		防護係	〇〇 〇〇

6.4.11 交通管理

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-32 交通安全管理に、交通処理及び対策が示されており、下記該当項目について対策を検討する。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要な項目は省令・指針等を活用し、詳細な計画を行う。

- (1) 工事用運搬路として、一般道路を使用するときの対策及び歩行者等第三者に対する対策
- (2) 工事用資材・機械を輸送する時の輸送経路・期間・方法・輸送担当者・交通誘導員の配置・標識及び安全施設の設置場所。輸送経路及び配置・設置場所等は、平面図・概略図等で具体的に記載する。
- (3) 一般道路に係る工事の安全対策
- (4) 指定された工事用道路の新設・改良・維持管理・補修及び使用方法
- (5) 工事用道路を共有するときの対策
- (6) 一般道路上の、材料または設備等の保管・整理方法
- (7) 過積載防止対策等
 - ① 積載重量制限を超えて土砂を積み込まず、また積み込ませない。
 - ② さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませない。
 - ③ 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにする。
 - ④ 取引関係のあるダンブカー事業者が過積載を行い、またはさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずる。
 - ⑤ 建設発生土の処理及び骨材の購入にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにする。
 - ⑥ 以上のことにつき、下請建設業者を十分指導する。

6.4.12 環境対策

工事現場の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として建設工事に伴う騒音振動対策技術指針・関係法令・仕様書の規定を遵守のうえ、下記の項目について対策を検討する。

- ① 騒音・振動対策
- ② 水質汚濁
- ③ ゴミ・ほこりの対策
- ④ 事業損失防止対策（家屋調査・地下水観測等）
- ⑤ その他必要事項

6.4.13 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関し、下記項目について対策を検討する。

- ① 仮設関係
- ② 安全関係
- ③ 営繕関係
- ④ イメージアップ対策の内容
- ⑤ その他必要事項

6.4.14 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、下記項目について計画する。

- ① 再生資源利用計画書
- ② 再生資源利用促進計画書
- ③ 指定副産物搬出計画（マニフェスト等）

なお、詳細は第1編 5. 再生資源の項目を参照のこと。

6.4.15 事故防止対策

(1) 現道工事における交通処理対策

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-32 交通安全管理に交通処理、及び対策等を検討するよう求められている。

現道工事における対策は、道路工事施工現場で交通障害等が無くよう「現道工事における交通処理対策」の特記仕様書を活用する。

現道工事における交通処理対策特記仕様書

第一章 総則

最近の自動車交通の激増に伴い、道路工事施工現場における交通処理に対しては相当の苦心が払われているが、最近各地において道路工事施工のため交通障害を来している実例があるので、今後かかることがないよう道路を通行する者の立場にたって、(1)施行の迅速、(2)交通整理、(3)工事標識の整備、などに一段の創意工夫を加え、責任をもってこれにあたり、常時円滑に交通が確保されるよう万全を期すること。

また、上記趣旨を工事関係者は勿論作業員の一人一人にまで周知徹底を図る。

第二章 施工計画

- 第 1 条 交通に与える障害を極力少なくするよう工期の短縮、施工計画、工事の段取り等について十分に考慮すること。
- 第 2 条 工事实施の期間は交通の比較的閑散な時期を選ぶよう心がけ、必要によっては週間に作業休止の日を設け、さらに1日のうちで特殊の作業を制限する時間帯を設定することを考慮すること。
- 第 3 条 予め工程表等について十分に検討を行い、不手際等の為に交通に支障を与えないようにすること。
- 第 4 条 交通量に応じて適当なすれ違い区間を設ける等、施工区間を短距離に限定することなどによって交通車両を3分以上停止させないように配慮すること。
- 第 5 条 止むを得ず長距離にわたり、同時施工を要する場合、又は市内の交通の激しい箇所においては夜間作業又は急速施工法を考慮すること。
- 第 6 条 コンクリート舗装版の打設順序は交通に支障を与えないように留意すること。
- 第 7 条 雨季又は雨天時の交通確保を考慮し、路面排水に留意した施工法を実施すること。

第三章 路面の整備及び危険防止

- 第 8 条 路面は常に良好な状態に維持しなければならない。路面の破損した箇所は直ちに砂利等を補給し、これら維持に留意すること。
- 第 9 条 雨天時の交通確保を考慮し、路面排水を確実に言い得る横断勾配排水処理をとること。
- 第 10 条 路面損傷等のため、はまり込んだり故障したりした一般交通車輛の救出には積極的に協力し、これによって生ずる交通遅延を極力少なくすること。
- 第 11 条 工事中の交通危険を防止するため、床掘箇所等危険な箇所には赤色灯、防護柵等を設けること。
- 第 12 条 工事中落石、法崩れ等のおそれがある場合には、監督員を配置するなど、標示板等により交通者に周知させるとともに必要な場合には、防護柵を設置しなければならない。
- 第 13 条 法崩れ等により交通不能となった場合、又はその他交通止め等交通を制限する必要がある場合は、直ちに監督職員に申し出ねばならない。監督職員は所轄警察署と打ち合わせ対策を講じ、必要な場合その結果を一般に周知させる処置をとらなければならない。

第四章 交通整理

- 第 14 条 交互交通においては自動車の待時間をおおむね3分以下とするよう交通量に応じて閉そく区間を定めなければならない。
- 第 15 条 タブレット方式による交通統制は、見通しの出来る区間でなければ採用してはならない。見通し可能な間隔に中間信号手を置いて両端の状況の連絡を可能にすること。
- 第 16 条 地形、その他必要と認められる時は、連絡電話を設けるなど交通に与える指示の明確敏速化を図り、交通整理に留意しなければならない。
- 第 17 条 交通規制員は交通車輛を円滑に規制するため、臨機の措置を取り得る能力を有するものでなければならない。
- 第 18 条 作業員を交通車輛及び作業車輛の危険から守るため必要な整理員を配置しなければならない。
- 第 19 条 所轄警察署と常に連絡を密にし、交通整理の指導を受け一般交通の円滑を図らなければならない。
- 第 20 条 交通の規制については、標示板等を通じて常に広く一般に周知させるようにしなければならない。

第五章 迂回路

- 第 21 条 工地上、迂回路を必要とする場合には、迂回路を明示し交通に支障のないように整備しなければならない。特に橋梁架替工事の場合において、現在橋梁若しくは仮橋に対する重量制限の標識と共に迂回路についての標識を的確にすること。
- 第 22 条 迂回路を規制する時は、その標識を出来るだけ明確になる方法を講じ、必要な場合には交通車輛に対して十分予備知識を与えるため、相当前方に標示板を設けるなどの処置を十分考慮しなければならない。
- 第 23 条 迂回路はその全線にわたり、必要な箇所案内標示板を設けなければならない。迂回路が一本道であっても原則として 1km 以下の間隔で設置すること。
- 第 24 条 迂回路の程度は、一般乗用車両が腹をこすることなく、停止することなく最小 25km/時位の速度で安全に通行できる程度とする。又必要あるときは散水等による防塵処理も考慮する。

第六章 作業方法

- 第 25 条 工所用材料の積卸しによる一般交通車輛の通行停止をみだりに行ってはならない。
- 第 26 条 盛土用土砂、工事材料等の仮置については、一般交通の障害をできるだけ少ないように考慮する。
- 第 27 条 側溝、床掘土砂等の残土は、掘削と同時に処分し、埋戻土はあらかじめ板囲等を設け路面排水及び交通の障害とならぬよう処理する。
- 第 28 条 切取土砂は原則として仮置することなく搬出すること。又、作業場は現道上に土砂が流失せぬよう板等で腰囲などを行い囲いにそって臨時の側溝を設けること。
- 第 29 条 現道の路肩は整形し、残土はすみやかに捨土するとともに、在来側溝の溜まり土を排除すること。
- 第 30 条 工事中の材料の置場には、極力路面の使用を避けること。
- 第 31 条 工事中の作業機械の行動を敏速にし、一般交通を障害しないように留意すること。
- 第 32 条 作業後の機械器具の整理は交通に障害を与えぬようにすること。
- 第 33 条 路面工の施行にあたっては、できる箇所から速やかに逐次仕上げてゆくこと、このため小区間毎に仕上げ、交通障害を軽減すること。

第七章 標示板、警戒灯の設置

- 第 34 条 工事中の道路標識を完備すること。
工事箇所においては、一方通行者がその指示に従って支障なく通行できるように標識等の施設を設け、必要な人員を配置して交通の指導に当らせるとともに、共通の危険を防止するのに必要な標示施設（赤色燈及び防護柵等）を明瞭かつ確実に設けること。
- 第 35 条 工事箇所の起終点には「工事中のご協力をお願いします」等の言葉を書いた標示板を置かなければならない。この標示の言葉を各作業者の一人一人の胸中に十分自覚させ、行動にそれが現れるよう指導しなければならぬ。
- 第 36 条 標示板は常にきれいに保たなければならない。
- 第 37 条 警戒灯は赤色の明るいもので、最悪の条件下でも 100m 先方から確認できるものでなければならない。又その数は必要に応じて多くしなければならない。特に濃霧のかかる地区、又は時期には黄色灯も併用しなければならない。
- 第 38 条 作業場境界標は、交通車輛の利用度を低下するような巾広いものであってはならない。

(2) 地下埋設物件の事故防止

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-26 工事中の安全確保 16. 地下埋設物等の調査に、「受注者は工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない」と規定されている。

地下埋設物件の事故防止については、「地下埋設物件の事故防止に関する特記仕様書」を活用する。

地下埋設物件等の事故防止に関する特記仕様書（平成 29 年 12 月版）

第 1 条 総 則

本特記仕様書は、工事等において地下埋設物件等の損傷事故を未然に防止することを目的とする。地下埋設物件等とは、地下に埋設されている物件の他、地表に這わせて設置されている物件や橋梁等の構造物に添架されている物件を言う。

第 2 条 対象工事等

本特記仕様書の対象は、掘削を伴う全ての工事及び業務(以下「工事等」という。))とする。

第 3 条 地下埋設物件に係る資料収集

1. 受注者は工事等施行範囲内の着手前の準備にあたり、発注者から道路台帳、河川現況台帳、海岸保全区域台帳、占用台帳、電線共同溝・情報ボックス台帳及びその他地下埋設物件等を確認するために必要な最新の資料(以下、「各種台帳等」という。)の貸与を受けるものとする。また、各種台帳等に記載のある占用物件の埋設物管理者からも最新の資料を収集すること。
2. 受注者は工事等施行範囲内の現地調査において各種台帳等に記載の無い物件(信号機、マンホール等)があった場合、または、地下埋設物件等があると予想される場合、道路管理者、河川管理者、海岸管理者や、予想される埋設物管理者(上下水道、NTT、電力、公安委員会、ガス等)から最新の資料を収集すること。
3. 受注者は上記の資料収集により得られた結果を記載した別紙様式-1(地下埋設物件配置平面図)を作成すること。
4. 受注者は工事等施工範囲内の地下埋設物件等の有無について、工事等着手前までに確認結果を別紙様式-1により地下埋設物件等の有無に関わらず監督職員へ報告すること。

第 4 条 地下埋設物件の位置確認

1. 本特記仕様書第 3 条により地下埋設物件等が確認された場合は、掘削影響範囲(必要な掘削範囲及び土留工等の仮設物から 50cm 以上の範囲)を埋設物管理者の意見を踏まえ決定し、別紙様式-1(地下埋設物件配置平面図)に記入し、監督職員に提出するものとする。
2. その掘削影響範囲内は、各種台帳等及び収集した資料を参考に、必ず探査機による調査を実施しなければならない。

また、資料収集により地下埋設物件等の記載がない箇所については、埋設物管理者に探査機による調査の必要性について確認を行うものとする。

なお、探査機による位置確認が不可能な地質・深度の場合には、必ず現地において埋設物管理者に位置の確認をってもらうものとする。

3. 対象工事のうちガードレール支柱等建込、薬液注入等ボーリングを伴う工事及び地質調査、CBR調査、その他これらに類する工事または調査(以下「建込等」という。)においては、地下埋設物件等の有無に関わらず建込等計画位置で必ず探査機による調査を実施しなければならない。
4. 上記2及び3の調査の結果、地下埋設物件があると認められた場合は、現地での方向、幅等の判る位置出し(各点のマーキング、ピン等)を行い、時間経過により位置出しが不明瞭とならないように必ず控えマーキング、ピン等を設置すること。
なお、不明瞭になった場合は、再度位置出しを行うこととする。
5. 位置確認結果は、地下埋設物件等の有無に関わらず工事着手前までに別紙様式-2((地下埋設物件事前確認簿)に取りまとめ、監督職員に**提出**しなければならない。
6. 探査機については、発注者が所有する機器を貸与することができる。ただし、貸与が不可の場合は監督職員と協議をするものとする。

第5条 試掘

1. 第4条の調査結果を基に工事区域内の地下埋設物件等(電線共同溝、情報ボックス、通信ケーブル、電力ケーブル及び水道・下水道・ガス等の本管及び枝管)の埋設位置、方向を試掘により必ず確認するものとする。
2. 試掘を行う際は、事前に当該箇所の地下埋設物件等に係る埋設物管理者と、試掘位置、試掘方法について必ず確認を行い、原則立会を求めるとし、試掘着手前にその結果を別紙様式-3(試掘方法計画書)に取りまとめ、監督職員に**提出**しなければならない。
なお、埋設物管理者との打合せにおいて立会の回答が得られなかった場合で、どうしても立会が必要と判断される場合は、監督職員を通じて埋設物管理者に協力要請するものとする。
3. 試掘においては、必ず作業状況を監視する者(以下、「監視員」という。)を専任で配置して慎重に作業を行わなければならない。
4. 試掘に携わる作業員及び監視員に対しては、地下埋設物件等の位置や掘削方法等について、試掘着手前に必ず現地で「試掘方法計画書」を提示して、周知、指導しなければならない。
5. 試掘において舗装版のカッター切断を行う場合は、想定外の浅層に地下埋設物件等が設置されている場合もあるため、十分確認し実施すること。
6. 試掘において、地下埋設物件等の位置が不確実な箇所及び地下埋設物件等に50cm程度に近接した位置からは、人力による掘削施工で慎重に行い、地下埋設物件の損傷防止に努めなければならない。
7. 試掘は、本工事の施工掘削深さまでの確認を行うことを原則とする。
8. 作業中に地下埋設物件等の位置出しが不明瞭となった場合は、必ず作業を中止し、再度位置出しを行った後に作業を行わなければならない。
9. 作業中に埋設物管理者の不明な地下埋設物件等を発見した場合は、速やかに監督職員に**報告**するものとする。
10. 試掘が完了したら、別紙様式-4(試掘結果報告書)を作成のうえ、本掘削着手前までに監督職員に**提出**しなければならない。
11. 受注者は、別紙様式-4(試掘結果報告書)を発注者に提出するまでは、地下埋設物等に直接影響する工事等施工範囲内の工事等に着手することはできない。

第 6 条 試掘実施箇所

試掘実施箇所については、○箇所を想定している。ただし現地調査の結果、これによりがたい場合は監督職員と協議の上、変更契約の対象とする。

(当初試掘を計画していない場合)

試掘については計上していないが、現地調査の結果必要な場合は、監督職員と協議の上、変更契約の対象とする。

第 7 条 本掘削及び建込等

1. 本掘削に着手する際は、事前に別紙様式－5(本掘削方法計画書)を作成し、監督職員に提出するものとする。
2. 本掘削を行う際は、事前に当該箇所の地下埋設物件等に係る埋設物管理者と掘削位置、掘削方法、立会の有無について必ず確認を行い、必要に応じて立会を求めるものとする。
3. 本掘削において、地下埋設物件等が掘削影響範囲内にある場合は、必ず監視員(原則試掘に立ち会った者)を専任で配置して慎重に作業を行わなければならない。
4. 本掘削に携わる作業員及び監視員に対しては、地下埋設物件等の位置や掘削方法等について、本掘削着手前に必ず現地で「本掘削方法計画書」を提示して、周知、指導しなければならない。
5. 舗装版のカッター切断を行う場合は、地下埋設物件等の位置出しを確認しながら慎重に行うこと。
6. 本掘削において、地下埋設物件等に 50cm 程度に近接した位置からは、必ず人力による掘削施工で慎重に行い、地下埋設物件等の損傷防止に努めなければならない。
7. 作業中に地下埋設物件等の位置出しが不明瞭となった場合は、必ず作業を中止し、再度位置出しを行った後に作業を行わなければならない。
8. 作業中に事前確認想定外の地下埋設物件等への接触などが確認された場合は、直ちに作業を中止し、速やかに監督職員に報告するとともに、試掘等による地下埋設物件等の再確認を行うものとする。なお、再確認の結果は、速やかに監督職員に報告しなければならない。
9. 本掘削が完了したら、別紙様式－6(地下埋設物件完了確認簿)を作成のうえ、監督職員に提出しなければならない。
10. 建込等においては、原則として地下埋設物件等を回避することとし、建込等位置を決定し、監督職員に報告するものとする。この場合においては、前記1から6、8、9は適用しない。
なお、地下埋設物件等を回避できない場合は、施工方法等について監督職員と協議のうえ、決定するものとする。

第 8 条 監視員

試掘及び本掘削における監視員は、埋設物件事務防止費として普通作業員を昼間延べ〇人(夜間延べ〇人)計上しているが、試掘箇所数の変更や現場条件等により変更が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、変更契約の対象とする。

(当初監視員の配置を計画していない場合)

試掘及び本試掘における監視員は計上していないが、現場条件等により必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、契約変更の対象とする。

第 9 条 教育の実施

新規入場者教育、KY 活動並びに安全教育時等において、作業員、オペレーター等に対し、地下埋設物件等事故防止対策についての教育の徹底を図ること。

第 10 条 履行状況確認

本特記仕様書の各条項毎の履行状況を別紙様式-7(履行状況チェックシート(案))により行い、第3条から第8条までの各段階毎に確認後、監督職員に**提出**しなければならない。

第 11 条 施工範囲の変更

変更指示等により施工範囲(掘削範囲)が変更になった場合は、本特記仕様書に基づき速やかに対応するものとする。

第 12 条 本特記仕様書に定めのない事項、疑義が生じた場合は、監督職員と**協議**するものとする。

地下埋設物件配置平面図

※様式はA3版で作成すること。 様式-1

主任監督員	監督員	主任(監理)技術者	監視員

工事名：
 受注者：
 提出日：

- ※ 1. 平面図は工事用平面図を使用し、施工範囲も示すこと。
- ※ 2. 各埋設物件毎に色分けし判別しやすいうように記載すること。
- ※ 3. 探查範囲はハッチング等により明示すること。
- ※ 4. その他、作業上留意すべき点は遺漏無く記載すること。
- ※ 5. 地下埋設物件等の有無に関わらず作成し、提出すること。

凡	例
NTT	
上水道	
下水道	
情報BOX	
○ ○ ○	
△ △ △	
■ ■ ■	

地下埋設物件事前確認簿

※様式はA3版で作成すること。 様式-2

主任監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技術者

工事名：
 受注者：
 提出日：

工事影響範囲	探査調査日	位置確認の根拠	地下埋設物件の有無	地下埋設物件名
00k000~00k000	00月00日	【資料名】 占用台帳 【探査機名】 0000	有	NTT管 ガス管

※探査機名は必ず記入すること

※地下埋設物件無しの場合は、「試掘方法計画書(様式-3)」以降の書類は不要

概略平面図

概略断面図

概略縦断図
(地下埋設物件位置)

※本様式は、地下埋設物件等の有無に関わらず作成し、提出すること。

試掘方法計画書

※様式はA3版で作成すること。 様式-3

主任監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技師	監視員

工事名：
受注者：
提出日：

試掘位置	試掘方法及び試掘日	地下埋設物件名	地下埋設物管理者名	占用企業者の立会
〇〇k〇〇〇	(例) 小型バックホウにより1次掘削を行い、埋設物の50cm手前からは人力(スコップ)により試掘する。 試掘日：〇〇月〇〇日	NTT管 ガス管	(株)NTT西日本 〇〇ガス(株)	有 無
地下埋設物件の位置出し方法	(例) ・ペイントで埋設物の位置と掘削範囲を路面に標示する。 ・水系でも埋設物の位置が分かるようにする。			

概略平面図

概略断面図

概略縦断図
(地下埋設物件位置)

※様式はA3版で作成すること。

試掘結果報告書

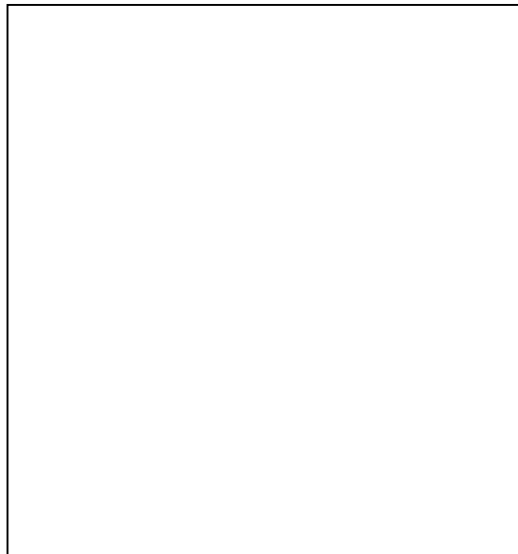
主任監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技術者

工事名：
受注者：
提出日：

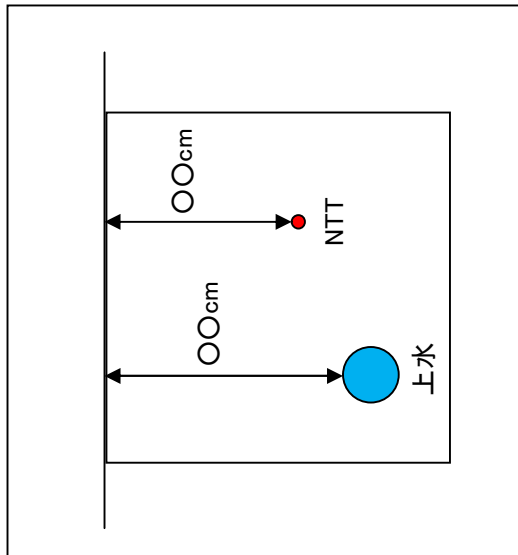
試掘位置		地下埋設物件名及び立会者名	
〇〇k〇〇〇		NTT管 立会者：〇〇 〇〇	
		ガス管 立会者：〇〇 〇〇	

試掘前作業員指導表	
指導日時	作業員・監視員氏名 指導内容
〇〇月〇〇日	作業員(〇〇建設) 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 監視員(〇〇建設) 〇〇 〇〇
本掘削予定日	本掘削時の留意事項 ・地下埋設物件の位置出しは、作業員の死角を考えた位置にも標示すること。 ・埋設標示シートの確認も含めて、慎重に作業すること。 ・本掘削の埋め戻し時には、埋設標示シートを設けること。

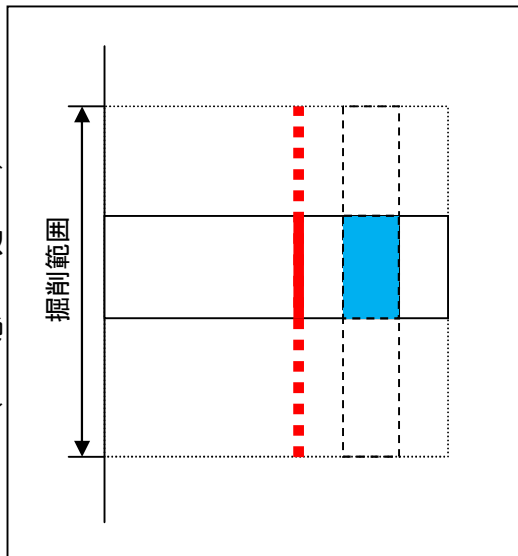
概略平面図



概略断面図



概略縦断面図
(想定)



本掘削方法計画書

主任監督員	現場代理人	主任(監理)技術者	監視員

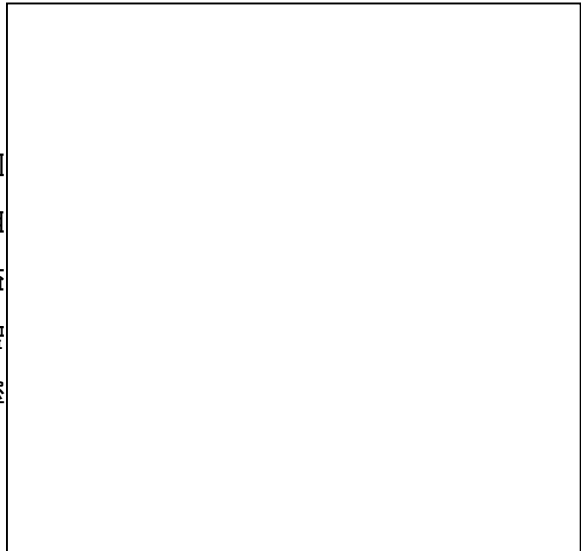
工事名：
 受注者：
 提出日：

掘削範囲	掘削方法及び掘削日	地下埋設物 管理物件名	占用企業者の立会
〇〇k〇〇〇	(例) 小型バックホウにより1次掘削を行い、埋設物の50cm手前からは人力(スコップ)により試掘する。 掘削日：〇〇月〇〇日	(株)NTT 西日本 〇〇ガス(株)	有 無
地下埋設物件の 位置出し方法	(例) ・ペイントで埋設物の位置と掘削範囲を路面に標示する。 ・水系でも埋設物の位置が分かるようにする。 ・小型バックホウのオペレーターの死角を考えて、路面に貼り付けテープでも標示する。		

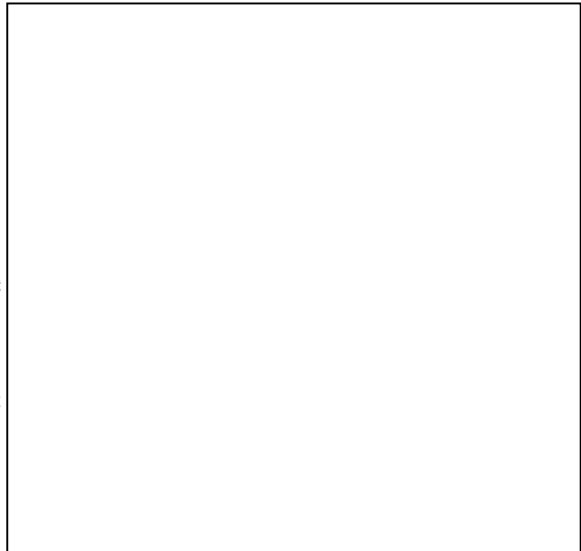
概略平面図



概略断面図



概略縦断面図



※様式はA3版で作成すること。 様式一6

地下埋設物件工事完了確認簿

主任監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技術者

工事名：
 受注者：
 提出日：

掘削範囲	地下埋設物件名	地下埋設物管理者名	指導日時		作業員・監視員氏名	指導確認内容
			〇〇月	〇〇日		
〇〇k〇〇〇	NTT管 ガス管	(株)NTT西日本 〇〇ガス(株)	〇〇月	〇〇日	作業員(〇〇建設) 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 監視員(〇〇建設) 〇〇〇〇	<ul style="list-style-type: none"> 地下埋設物件の公衆災害の重大性を認識すること。 小型バックホウにて1次掘削を行い、埋設物の50cm程度手前から人力(スコップ)により掘削すること。 監視員は、機械作業が1次掘削範囲を超えないように監視誘導すること。

概略平面図	概略断面図	概略縦断図

※工事完成図、道路台帳、占用台帳、電線共同溝台帳、情報ボックス台帳の修正が必要な場合は、詳細図を添付すること。

履行状況チェックシート(案)

1/2

【凡例：履行→○、不履行→×、履行の必要なし→-】

工事名：

項 目	NTT	情報BOX	〇〇〇	備考
第3条 地下埋設物件に係る資料収集				
①発注者から道路台帳、河川現況台帳、海岸保全区域台帳、占用台帳、電線共同溝・情報ボックス台帳等の資料の貸与を受ける				
②各種台帳に記載のある占用物件の埋設物管理者からの情報収集				
③現地調査の結果、各種台帳に記載のない物件があった場合、またはあると予想される場合、予想される管理者からの情報収集				
④資料収集により得られた地下埋設物件の位置を記載した様式-1（地下埋設物件配置平面図）を作成				
第4条 地下埋設物件の位置確認				
①掘削影響範囲を埋設物管理者の意見を踏まえ決定				
②掘削影響範囲を様式-1に記入し、監督職員へ提出				
③掘削影響範囲内は、必ず探査機による調査を実施				
④ガードレール支柱等建込、薬液注入等ボーリングを伴う工事及び地質調査、CBR調査、その他これらに類する工事または調査においては、建込等計画位置で必ず探査機による調査を実施				
⑤地下埋設物件がある場合、現地での位置だしするとともに、必ず控えマーキング、ピン等も設置				
⑥調査結果を様式-2（地下埋設物件事前確認簿）にとりまとめ、監督職員に提出				
第5条 試掘				
①第4条の調査結果を基に工事区域内の地下埋設物件（電線共同溝、情報ボックス、通信ケーブル、電力ケーブル及び水道・下水道・ガス等の本管及び枝管）の埋設位置、方向を試掘により必ず確認する				
②試掘を行う場合は、埋設物管理者と試掘位置、試掘方法について必ず確認を行い、原則立会を求める				
③試掘着手前に様式-3（試掘方法計画書）を作成し、監督職員へ提出				
④監視員を専任で配置				
⑤試掘に携わる作業員、監視員に対して、試掘着手前に必ず現地で「試掘方法計画書」を提示して周知、指導				
⑥試掘においてカッター切断を行う場合は、想定外の浅層に地下埋設物件が設置されている場合もあるため、十分確認し実施				
⑦地下埋設物件の位置が不確実な箇所及び地下埋設物件に50cm程度に近接した位置からは人力施工				
⑧本工事の掘削深さまで確認				
⑨作業中に位置出しが分からなくなってきた場合は、必ず作業を中止し、再度位置出しを行った後に作業を行う				
⑩作業中に管理者の不明な地下埋設物件を発見した場合は、速やかに監督職員に報告				
⑪試掘完了後、様式-4（試掘結果報告書）を作成し、本掘削着手前までに監督職員に提出				

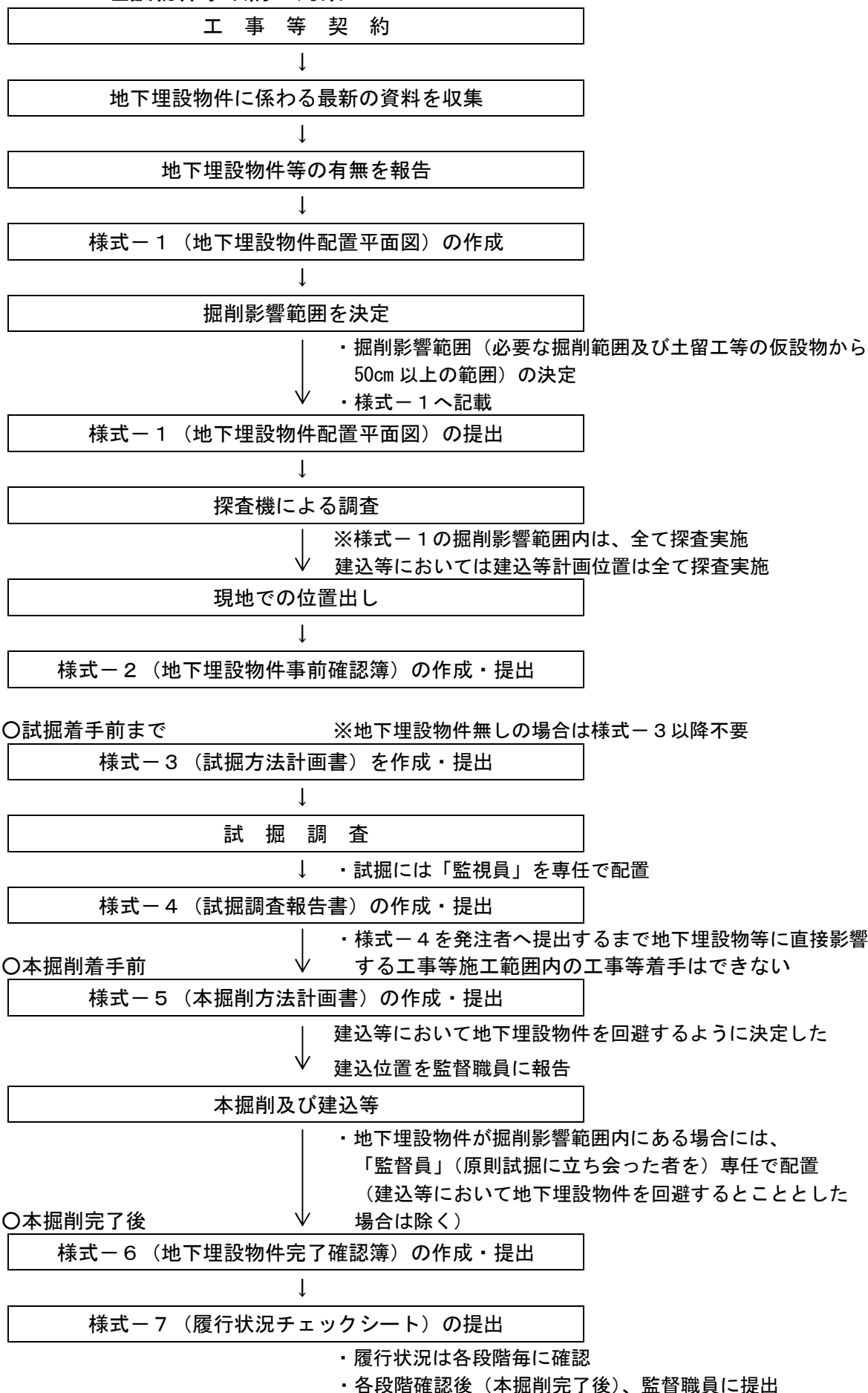
【凡例：履行→○、不履行→×、履行が必要無し→-】

工事名：

項 目	NTT	情報BOX	〇〇〇	備考
第6条 試掘実施箇所				
①試掘実施箇所の協議				
第7条 本掘削及び建込等				
①本掘削着手前に、様式-5（本掘削方法計画書）を作成し、監督職員に提出				
②埋設物管理者に掘削位置、掘削方法、立会の有無について確認。必要に応じ立会を求める。				
③監視員（原則、試掘に立ち会った者）を専任で配置（支柱建込、薬液注入等ボーリングを伴う工事及び地質調査等は除く）				
④本掘削に携わる作業員、監視員に対して、試掘着手前に必ず現地で「本掘削方法計画書」を提示して周知、指導				
⑤本掘削においてカッター切断を行う場合は、地下埋設物件の位置出しを確認しながら慎重に行う				
⑥地下埋設物件の位置が不確実な箇所及び地下埋設物件に50cm程度に近接した位置からは人力施工				
⑦作業中に位置出しが分からなくなってきた場合は、必ず作業を中止し、再度位置出しを行った後に作業を行う				
⑧事前確認想定外の地下埋設物件への接触などが確認された場合は、直ちに作業を中止し、速やかに監督職員へ報告				
⑨上記⑧の場合、試掘等により再確認				
⑩本掘削完了後、様式-6（地下埋設物件完了確認簿）を作成し、監督職員へ提出				
⑪建込等において、地下埋設物件を回避するように決定した建込等位置を監督職員に報告				
⑫建込等において地下埋設物件を回避できない場合は、施工方法等について監督職員と協議				
第9条 教育の実施				
①新規入場者教育、KY活動、安全教育時において、作業員、オペレーター等に対し、事故防止対策についての教育を徹底				
第10条 履行状況確認				
①履行状況を様式-7（履行状況チェックシート）により行い、監督職員へ提出				
第11条 施工範囲の変更				
①変更指示等により施工範囲（掘削範囲）が変更になった場合は、特記仕様書に基づき速やかに対応				

【参考資料】

埋設物件事故防止対策フロー



(3) 架空線等への接触・切断事故防止

土木工事共通仕様書第3編 3-1-1-12 工事中の安全確保 4. 架空線等事故防止対策に、「受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない」と規定されている。

架空線等上空施設への接触・切断事故防止の特記仕様書を活用する。

架空線等上空施設への接触・切断事故防止に関する特記仕様書

第 条 架空線等上空施設への接触・切断事故防止対策

受注者は着手前の準備にあたり、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、土捨て場、資材等置き場、資機材運搬経路等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を実施し、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず施工計画書に記載しなければならない。

事前調査の結果、施工上支障となる架空線が確認された場合は下記の対応を行うこととする。

①施工計画書への記載

- 1)建設機械等のブーム、ダンプトラックがダンプアップ状態等、架空線等上空施設への接触・切断が懸念される状態での移動・走行の禁止対策。また、建設機械等の施工時においては、接触・切断が懸念される状態での旋回の禁止対策。
- 2)現場出入口での「高さ制限装置の設置」や架空線等への「防護カバー設置」等の事前対策の実施方法。
- 3)禁止対策及び事前対策等の定期点検並びにオペレータ・運転手等への安全教育指導の実施方法。

②点検・教育の実施

- 1)施工計画書に記載された禁止対策及び事前対策等は、定期点検を実施するものとし、改善並びに補修等が必要と確認された場合には、適宜対応するものとする。
- 2)新規入場者教育、KY活動並びに安全教育時等において、オペレータ・運転手等に対し、施工計画書に記載された項目について教育の徹底を図る。

③監督職員への報告

- 1)点検・教育の実施状況については、実施後速やかに監督職員へ報告すること。

架空線配置平面図

※様式は A 3 版で作成すること。 様式一 1

工事名： _____
 受注者： _____
 提出日： _____

※ 1. 平面図は工外用平面等図を使用すること。

※ 2. 各架空線毎に色分け又は判別しやすいように作成のこと。

凡 例	
NTT	
電力	
有線	
○○○	

6.4.16 その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

- ① 官公庁への手続き（警察、市町村等）
- ② 地元への周知
- ③ その他

7. 設計図書の照査・

工事測量の成果（着工前測量）

7. 設計図書の照査・工事測量の成果（着工前測量）

7.1 設計図書の照査

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-3 設計図書の照査等 2. 設計図書の照査に、「契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が**確認**できる資料を書面により**提出**し、確認を求めなければならない」と規定されており、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。なお、「設計図書の照査」の範囲については、『設計図書の照査ガイドライン(案)』によるものとする。『設計図書の照査ガイドライン(案)』については、九州地方整備局ホームページの「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」

(http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html) →「施工管理証明工事の試行」でダウンロードが可能である。

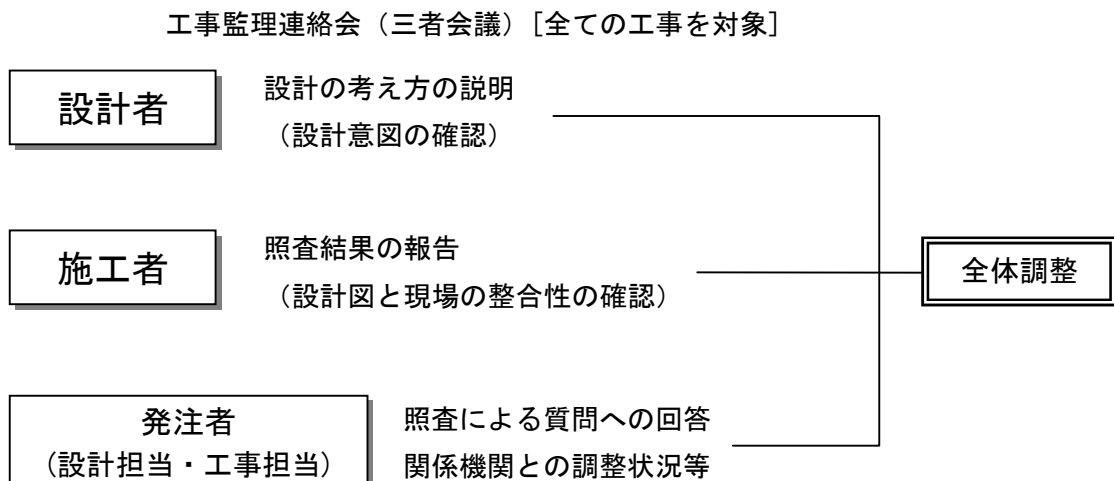
工事請負契約書第18条

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
(これらの優先順位が定められている場合を除く)
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

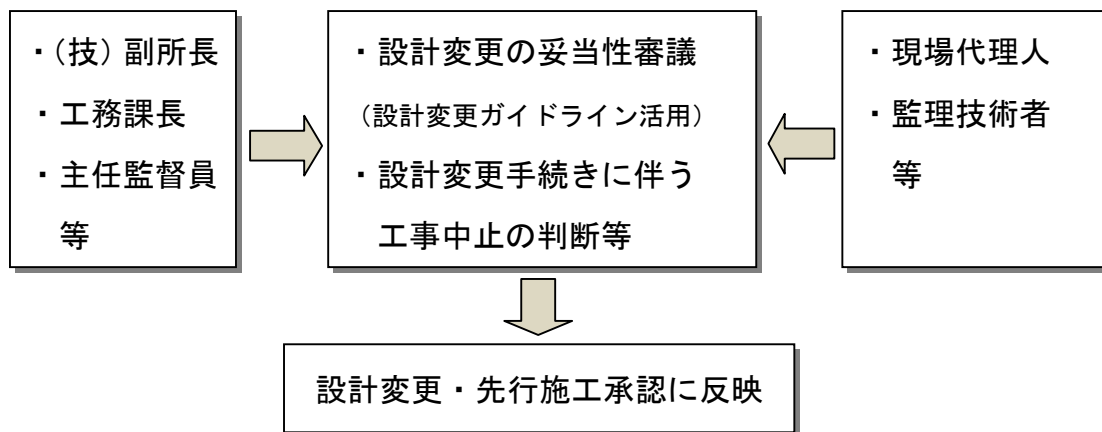
上記のような該当する事実がある場合、照査内容の確認をする手段として、工事着工前、施工中に必要なに応じて**工事監理連絡会（三者会議）**を要望する。

工事監理連絡会（三者会議）とは、工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者（設計担当・工事担当）、設計者、施工者の三者による会議を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図るもので、特記仕様書により示される。



また、工事監理連絡会等により必要な設計変更が確認された場合は、**設計変更協議会**が開催される。**設計変更協議会**とは、設計変更の手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う取り組みである。

設計変更協議会（全ての工事を対象）



但し、設計変更ができない場合があるので注意する。

詳細は、九州地方整備局ホームページの「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」(http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html)の「工事契約に関するガイドライン等」の設計変更ガイドライン（案）を参照のこと。

7.2 工事測量の成果（着工前測量）

7.2.1 目的

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-37 工事測量 1. 一般事項に、下記のとおり規定されている。

- 1 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事中用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。・・・後略。

測量は土木工事の中で基本的なことであり、かつ構造物の出来形を左右する最も重要な作業である。

7.2.2 実施上の留意点

- (1) 管理内容は土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-37 工事測量に基づく、測量標（仮BM）、工事中用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等の確認である。
- (2) 測量は「国土交通省公共測量作業規程（平成28年度）」に基づいて実施する。
- (3) 近接する他の工事がある場合は、仮BM、中心線などの測量成果を照合しておく必要がある。
- (4) 中心線、縦断、横断測量の結果、設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、その測量結果を設計図に朱色で記入し、監督職員に速やかに**提出し指示**を受けなければならない。
- (5) 測量標は、位置及び高さの変動がないよう保護杭等で適切な保護をしなければならない。また、用地巾杭、仮BM、工事中用多角点及び重要な工事中用測量標は、監督職員への**承諾**を得なければ移設してはならない。

7.2.3 実施要領

(1) 仮BMの設置

国土地理院が設置している水準点から水準測量を行い仮BMを設置することを原則とする。水準測量は、平地においては3級水準測量、山地においては4級水準測量により行うものとする。基準となる水準点の選定は監督職員への**指示**を受ける。設置箇所については、工事延長が長い場合は100mに1箇所程度設けると、施工にあたって便利である。

(2) 中心線測量

監督職員への指示する基準点またはI・Pに基づき中心線測量を行い、測点の照合を行う。役杭（BC、EC、KA、KE）は保護杭または引照点を設置し、その位置が正確に再現できるようにしておく。

(3) 縦断、横断測量

仮BMの設置、中心線の照合を行った後、縦横断測量を行い設計図面との照合を行う。

縦横断図は工事数量を算出する基礎となる資料であると共に、用地巾にも影響を来すので、測点間における地形の変化にも留意し、変化点（プラス杭）を設ける必要がある場合は、図面を作成して監督職員と協議する。

(4) 用地境界確認

上記基本測量に引き続き用地境界測量を実施する。

用地境界杭が亡失または移動している場合は、監督職員への**協議**しなければならない。なお、地権者の立会を得て再設置を行う。

(5) 管理項目に対する成果品

① 仮BMの設置

測量成果表

仮BM設置箇所見取図、写真

- ② 中心線測量
測量成果表
役杭等と引照との関係を示す見取図
- ③ 縦断、横断測量
縦断図
横断図
- ④ 用地境界の確認
用地杭調書

8. 施 工 体 制

8. 施工体制

8.1 総則

建設業法第 24 条の 7 により施工体制台帳及び施工体系図の作成が受注者に義務づけられ、建設業法施行規制の改正により平成 7 年 6 月 29 日より実施されている。

また、施工体制台帳及び施工体系図については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条及び第 15 条の 2 により、受注者は施工体制台帳の写しを発注者に提出し、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所にしなければならないとされている。

8.2 施工体制台帳・施工体系図

施工体制台帳について、建設業法施行令第 7 条の 4 に土木工事にあつては下請契約の請負代金の総額が 4,000 万円、建築一式工事にあつては 6,000 万円以上の場合に作成することとなっているが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条により、公共事業において下請契約を締結した場合はその金額によらず施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならないとされている。

施工体制台帳及び施工体系図作成の詳細については、九州地方整備局ホームページの「建政部」→「建設業」→「建設工事の施工体制等について」(http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_02.html#sekoutaisei) →「施工体制台帳について」の「施工体制台帳の作成のポイント」を参照のこと。

また、様式については九州地方整備局ホームページの「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」(http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html) →「工事関係書類」の標準様式を使用する。

第2編 施 工 中

1. 協議資料

1. 協議資料

1.1 関係官公庁協議資料

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-35 官公庁への手続等の 1. 一般事項、2. 関係機関への届出には以下のように規定されている。

1. 一般事項

受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他関係機関との**連絡**を保たなければならない。

2. 関係機関への届出

受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。

なお、関係官公庁等への届出等の実施にあたっては、監督職員への事前の報告は不要である。ただし、諸手続にかかる許可、承諾を受けた場合には、その書面を監督職員へ提示しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は提出するものとする。

1.2 近隣協議資料（工事経過記録簿）

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-35 官公庁への手続等の 7. 交渉時の注意、8. 交渉内容明確化には以下のように規定されている。

7. 交渉時の注意

受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に**連絡**の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

8. 交渉内容明確化

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

なお、監督職員から提出の請求があった場合は提出しなければならない。

2. 工 事 履 行 報 告

2. 工事履行報告

2.1 工事履行報告

2.1.1 目的

工事請負契約書第 11 条（履行報告）に、「受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に**報告**しなければならない。」と規定されている。

本章は、工事履行報告書の作成要領を取りまとめたものである。

2.1.2 作成上の留意点

- （1）工事履行報告書は、受注者が出来高算定資料を基に作成し、当該月の月末に監督職員に**提出**する。
- （2）工事履行報告書の用紙規格はA4縦とする。
- （3）**完成図書としての改めての提出は不要とする。**

2.1.3 作成上要領

- （1）施工計画書作成時に作成される計画工程表で、あらかじめ各月の出来高予定を計算しておき、予定工程の欄に記入する。
- （2）出来高算定資料で算出された出来高を実施工程の欄に記入する。なお、共通仮設費（積上げ分）の占める割合が大きい場合は別途考慮する。

2.1.4 作成例

様式－14

工 事 履 行 報 告 書

工事名	〇〇地区〇〇工事		
工期	平成〇〇年5月7日		～ 平成□□年3月30日
日付	平成〇〇年3月1日 (2 月分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
〇〇年5月	3	2	
6月	11	9	
7月	19	18	
8月	27	25	
9月	42	39	
10月	58 (55)	55	工程変更
11月	73 (69)	69	
12月	82 (79)	78	
□□年1月	90 (88)	88	
2月	96 (96)	96	
3月	100 (100)		
(記事欄)			

2.2 出来高管理

2.2.1 目的

出来形管理が発注者の意図する規格基準に対してどの程度の精度で施工されたか、その施工技術の度合を管理するのに対し、出来高管理は契約数量が満足されているか、数量的なチェックの管理である。従って出来高管理はすべて契約（設計）数量と対比できるよう整理しなければならない。

2.2.2 出来高管理上の留意点

出来高管理資料としては、契約（設計）数量と対比した出来高報告書「数量内訳書」（中間技術検査に必要）ならびに出来高内訳書（完済部分検査、既済部分検査に必要）と、この計算根拠である出来形数量計算書、及び出来形展開図に大別される。

2.2.3 出来高報告書及び出来高内訳書作成要領

- (1) 契約設計書の数量総括表及び付属明細書に対して作成する。
- (2) 土木工事共通仕様書第3編 3-1-1-7 数量の算出 2. 出来形数量の提出に「受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに**提示**するとともに、工事完成時までに監督職員に**提出**しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。」と規定されている。
したがって、通常は、契約数量と出来高数量とは同一の値となる。

土木工事数量算出要領（案）は、国土技術政策総合研究所（<http://www.nilim.go.jp/>） → 「研究成果・技術情報」 → 「工事関連の様式集」 → 「土木工事数量算出要領・数量集計表」を参照されたい。

2.2.4 出来高報告書及び出来高内訳書作成例

出来高報告書（数量内訳書）【中間技術検査対象用】

工事名	〇〇地区工事			責任者	〇〇〇〇			
工種	種別	細別	単位	契約数量	既存部分 or 中間技術	出来高数量	増減	摘要
土工								
	切土							
		切土 砂質土および砂	(m ³) 式	(12,809) 1	(6,000) 1	(6,000) 1	+0	
	盛土							
		流用土 砂質土および砂	(m ³) 式	(11,528) 1	(5,000) 1	(5,000) 1	+0	
	土羽							
		人工張芝	m ²	895	400	400	+0	
	法面整形							
		法面整形 砂質土および砂	m ²	485	200	200	+0	
擁壁工								
	コンクリート ブロック積工		(m ²) 式	(204) 1	(100) 1	(100) 1	+0	別紙第1号明細表
排水工								
	U形側溝	PU300×300	m	286		286	+0	

コンクリートブロック積工(204m²) 1式当り明細書

第1号表

名称	規格	単位	数量				摘要
			契約数量	既存部分 or 中間技術	出来高数量	増減	
コンクリートブロック	控え 35cm	m ²	204	100	100	±0	
基礎工		m	73	30	30	±0	
裏込栗石	クラッシャーラン	m ³	100	50	50	±0	
床掘	砂質土および砂	式	1	1	1	±0	
埋戻	〃	式	1	1	1	±0	
残土処理	〃	式	1	1	1	±0	
仮設		式	1	1	1	±0	

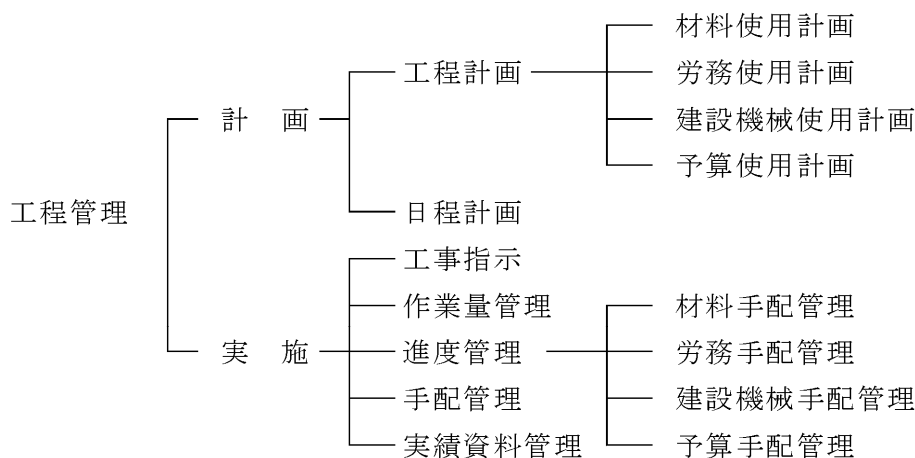
3. 工 程 管 理

3. 工程管理

3.1 目的

工程管理の目的は、所定の工期内に与えられた工事を、①良い品質、②最低の費用、③最小の時間という相反する3つの目標を満足させて完成させることを目的としたものであり、計画、実施が良好であるかをチェックし、常に望ましい施工状態にしておく必要があるため、工事の各単位作業を有効に組合せて各単位作業工程を構成し、その単位作業工程をさらに総合工程に組立てて工程計画を樹立し、これに基づいて材料、労務、建設機械及び予算を順序よく手配運用しつつ契約条件に示された基準を満足する構造物を所定の工期内に完成していくための管理をいう。

したがって、工程管理の機能を具体的に示すと次のようになる。



3.2 工程管理上の留意点

- (1) 工程表は、組合せ工種が多い工事についてはネットワーク（PERT-CPM）により、単純な工事については横棒式工程表（バーチャート）あるいは斜線式工程表により作成する。他に曲線式工程表があるが、単独ではなく事項作成例に示すとおり、上記各工程表との併用で作成される場合が多い。工事内容に応じて適切な工程表の様式を選択して管理する必要がある。
- (2) 工程表は全体工程表だけでなく、重点的に管理を行う必要がある部分については、部分（細部）工程表を作成する。
- (3) 工程の計画にあたっては、契約の竣工月日ぎりぎりの工程としないで、工事の規模困難性、施工時期等を勘案して、少なくとも全工期の10～20%程度工期を短縮して計画することが望ましい。
- (4) 計画工程と実施工程がかい離した場合、あるいは予想される場合、または変更指示契約変更があった場合は、残工事に対する変更工程表を作成する。
- (5) 作成にあたっては、下記の事項を十分考慮して作成する。
 - 1) 工事及び作業の制約
 - ① 先行工事や後続工事の関連からの当該工事の着工、完了時期、施工方法。
 - ② 現道工事等施工箇所 の立地条件による施工時期、施工時間、施工方法。
 - ③ 関係機関との協議、工事用地の確保、支障物件の撤去等の有無。
 - ④ 公害防止対策の為の施工時間、施工方法。
 - 2) 環境（地形、地質、気象、水理等）を考慮した施工計画
 - 3) 施工順序

- 4) 労務、機械の使用計画
- 5) 作業能力及び標準稼働時間の決定
- 6) 工事期間の作業可能日数の算定

3.3 作成要領

(1) 工程計画の作成

- 1) 工事の施工順序と作業内容を決定する。
- 2) 各作業の標準作業量及び作業日数を決定する。
- 3) 各作業ごとに必要な技能、職種別人員配置及び機械の使用投入計画を決定する。
- 4) 各作業に必要な機械、施工施設及びその配置を決定する。

以上の手順により工程管理図が作成される。

(2) 日程計画の作成

工程計画で作業順序を決定後各作業ごとに作業可能日数、標準作業量あるいは機械、労務、建設機械及び予算等の手配関係を検討し、いつ着手し、どのような日程でいつ終了するかの具体的日程を計画することであって、これは全工事期間を対象として旬または月毎の単位で示した日程計画及び工事の内容や重要度に応じてある単位期間毎に日々の日程を示した各作業の日程計画などについて立案検討して作成する。

(3) 使用計画の作成

作業順序の決定後、各作業の日程計画に関連させて各作業に必要な材料、労務建設機械及び予算をいつ、どのように、どれだけ必要であるかを現有材料、建設機械労務などの能力を考慮して、工事実施における手配の基本とし、建設機械、材料の投入、使用計画表及び労務使用計画明細表を立案検討して作成する。

(4) 工程計画、日程計画、使用計画の調整

工程計画、日程計画、使用計画は相互に関連をもっており次の条件等により調整する。

- 1) 建設機械が限られた時期の外、使用できない場合
- 2) 突貫工事の場合
- 3) 日々雇用する労務者数をできるだけ年間平均して工事を実施する場合

(5) 実施工程表の作成

- 1) 計画工程の下段に赤書きで実施工程を記入し対比する。
- 2) 変更指示、契約変更、既済部分検査、技術検査など特記すべき事項を記入する。
- 3) 計画工程と作業日については種々の記入方法があるが、次項作成例には土日曜、祭日、盆休等休日を除いた日数を作業日とした例を示した。

3.4 その他

実施工程表は、受注者が円滑な工事の実施と、その統制を図るためのものであるので、監督職員への提出は必要とせず、提示でよい。

4. 安全管理

4. 安全管理

4.1 安全教育訓練等

4.1.1 目的

建設工事の増大並びに大型化に伴い、労働災害は増加の傾向にあると共に、全産業と比較しても相変わらず高率を示している現状である。

建設工事の安全管理は、昭和 47 年労働基準法から独立、立法された労働安全衛生法及び同施行令、同規則に基づいて実施することになっており、これらの法令は危険防止基準の確率、事業場内における責任体制の明確化、事業者の自主的活動の促進措置等を定めている。

安全管理の徹底を図るためには、上記労働安全衛生法等の法令に加え、火薬類取締法、建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）その他各種の法令に準拠して、直接作業に従事する労働者の労働災害を防止するのみならず、現場周辺の住民、住宅等、一般通行人等に対する公衆災害を含めた労働災害防止に努めなければならない。

4.1.2 安全管理上の留意点

4.1.2.1 安全管理計画

具体的な安全対策を立案し、施工計画書に記載し実施する。その主要事項は次のとおりである。

- (1) 安全衛生管理、火災予防、災害防止等の管理機構及び活動方針
- (2) 安全、衛生教育方針
- (3) 安全教育訓練
- (4) 仮設備工事の安全対策
- (5) 工事作業の安全対策
- (6) 工事車両の安全対策
- (7) 通行車両、歩行者及び沿道物件（地下埋設物等含む）に対する安全対策

4.1.2.2 安全衛生管理体制の確立

労働安全衛生法に基づく安全衛生管理組織には、一般的な安全衛生管理組織と、数社の下請業者が一つの場所で混在して作業を行う場合の二通りがあり、その管理組織は異なってくるので留意する。ただ、管理組織を設けるための常時使用する労働者数が規定されているが、これに満たない場合も準用して組織を設けることが望ましい。

4.1.2.3 安全衛生教育

労働者の雇い入れ時の教育（作業内容の変更も含む）危険または有害な業務につかせるときの特別教育、及び職長等の教育については、法の規定するところにより確実に実施しなければならない。

4.1.2.4 安全教育訓練

施工計画書に、個々の工事内容に応じた安全・訓練等の具体的な活動計画を作成する。

工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全・訓練等を実施する。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該工事内容の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針の周知徹底
- (4) 当該工事における災害対策訓練
- (5) 当該工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

4.1.2.5 有資格者の標示

各作業主任者、車両系建設機械運転者等それぞれ資格を必要とするので、その確認を行っておくと共に、現場の見易い所に標示、掲示を行っておく。異動が生じたら、標示板の書き替え等配慮する。

4.1.2.6 現場巡回

安全巡視員の設置については義務付けられているが、受注者の社内における現場巡回、または隣接等受注者との連携における相互巡回、工事安全協議会等による巡回も計画する。

4.1.3 作業手順書

作業手順書を具体的に作成し、各作業の安全対策、安全衛生教育及び安全訓練等に随時活用を図ること。

また、安全衛生教育及び安全訓練等の主任監督員への報告にあっては、作業手順書を添付すること。

4.1.4 安全巡視日誌

日誌の様式は、各受注者によって相違しているが、下記事項については最低記入するよう留意する。

- (1) 巡視時間
- (2) 点検項目（各現場の状況に応じて具体的な点検項目を定める。）
- (3) 指示事項に対する是正確認の時間、及び確認者のサイン等

4.1.5 その他

「安全教育訓練実施資料」は、実施状況の提示とし、具体的な実施内容の提出は不要とする。

4.2 事故報告

4.2.1 事故速報

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に**連絡**し、速やかに概要を書面で**報告**する。内容は以下の通りである。

- (1) 事故発生日時
- (2) 事故発生場所
- (3) 被災者の状況（氏名、年齢、性別、職種、被災の程度、病院等）
- (4) 事故の概況
- (5) 関係機関との対応内容報告

事故速報の様式は、九州地方整備局ホームページの「建設技術情報等」 → 「土木工事 施工関連」 (http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html) → 「工事関係書類」の標準様式を使用する。

4.2.2 事故報告書

共通仕様書第1編 1-1-1-29 事故報告書に、「受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に**連絡**するとともに、指示する期日までに、工事事務報告書を**提出**しなければならない。」と規定されている。

4.2.3 建設工事事務データベースシステム（SAS）

事故報告書の作成にあたっては、「建設工事事務データベースシステム」（SAS）により作成する。
(<https://sas.hrr.mlit.go.jp/>)

本システムは、インターネット上で事故情報を入力・登録するもので、現在、全国の公共工事で発生した事故データを蓄積し、再発防止対策の検討資料とするものである。

5. 品質・出来形・写真管理

5. 品質・出来形・写真管理

5.1 品質管理

5.1.1 品質管理

5.1.1.1 目的

土木工事共通仕様書並びに設計図書及び特記仕様書等の契約図書、または各種指針・要綱に、工事に使用する材料の形状寸法、品質、規格等が明示されており、受注者は、示された条件を十分満足し、かつ経済的に作りだす為の管理を行う必要がある。

そこで本項は、それぞれの目的に合致した品質管理の為の基本事項を示したものであり、後述の基本的事項を十分理解して、最も効率的な品質管理を図ることを目的としてまとめたものである。

5.1.1.2 品質管理基準及び規格値

品質管理基準及び規格値は、別途、九州地方整備局ホームページの「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」(http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.htm) →「管理基準」→土木工事施工管理基準及び規格値を参照のこと。

5.1.1.3 品質管理上の留意点

(1) 計画及び実施

1) 品質管理資料として、主に作成する書類は以下のとおりである。

- ① 品質管理総括表（既済部分・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出）
- ② 品質管理図表（測定数が10点未満の場合は作成不要、施工中は提示とし、工事完成時に提出）
- ③ 材料品質証明資料（設計図書で指定した材料がある場合提出）

- 2) 着工に先立ち、土木工事施工管理基準等関係規定及び契約図書に基づき、試験または測定項目、試験頻度、試験回数、規格値等を記入した品質管理計画表を作成する。
- 3) 試験及び測定項目の決定にあたっては、「必須」「その他」の試験区分、特別な場合の適用除外工事等が規定されているので、留意の上計画する。
- 4) 試験または測定以外に、材料及び二次製品については品質証明書、カタログ、見本、試験成績表等の提出または承諾が必要であるので、土木工事共通仕様書、特記仕様書を熟読のうえ対処する。
- 5) 「コンクリートの耐久性向上対策実施要領」「土木工事における建設資材の品質管理について」、ならびに「道路土工の各種指針」「コンクリート標準示方書」等の関係規定を把握して計画、実施に反映させる。

(2) 管理

管理計画に基づき作業標準を定め、試験または測定を行い直ちに試験成績表、品質管理図表を作成する。異常がある場合にはその原因を究明し、対策を講ずる。

5.1.1.4 作成例

品質管理総括表(完成検査対象用)

工事名 ○○ 地区工事

測定者 ○○ ○○

工種	種別	試験項目		試験基準	測定回数		規格値	測定値			摘要
					計画	実施		最大値	最小値	平均値	
土 工	盛 土 ・ 路 床	土の締固め試験	最大乾燥密度	当初および土質の変化した時	1	1	—	—	—	2.106	
		"	最適含水比	"	1	1	—	—	—	9.3	
		CBR試験		"	1	1	12以上	—	—	13.4	
		現場密度の測定	現場密度	500m ³ につき1回	5	5	—	1.993	1.936	1.969	
		"	含水比	"	5	5	—	4.7	5.2	4.88	
		"	締固め度	"	5	5	90%以上	94.6	91.9	93.6	
路 盤 工	下 層 路 盤	締固め試験	最大乾燥密度	施工前	1	1	—	—	—	2.223	
		"	最適含水比	"	1	1	—	—	—	5.6	
		修正 CBR 試験		"	1	1	20%以上	—	—	50.5	
		土の液性限界・塑性限界試験		"	1	1	塑性指数 P16 以下	—	—	NP	
		ふるい分け試験		"	1	1	—	—	—	—	別紙
		現場密度の測定	締固め度	10,000m ² 毎に1ロット	3	3	γ_{dmax} の 93%以上 X_{10} 95%以上 X_6 96%以上 X_3 97%以上	98.0	97.3	97.5	
コン クリ ート	21 N / mm ²	ス ラ ン プ		午前、午後 2回	4	5	±2.5cm	8.5	7.0	7.6	
		空 気 量		"	4	5	±1.5%	4.3	3.6	4.0	
		圧 縮 強 度		"	4	5	21N/mm ² × 0.85 以上	28.3	26.5	27.7	
		塩 分 濃 度		"	4	5	0.3kg/m ³ 以下	0.010	0.008	0.009	

品質管理総括表（既済部分・中間技術検査対象用）

工事名 ○○ 地区工事

測定者 ○○ ○○

() 書きは既済部分、中間技術検査対象

工種	種別	試験項目		試験基準	測定回数		規格値	測定値			摘要
					() 計画	実施		最大値	最小値	平均値	
土 工	盛 土 ・ 路 床	土の締固め 試験	最大乾燥 密 度	当初および土質の 変化した時	(1) 1	1	—	—	—	2.106	
		"	最 適 含水比	"	(1) 1	1	—	—	—	9.3	
		C B R 試験		"	(1) 1	1	12 以上	—	—	13.4	
		現場密度の 測 定	現場密度	500m ³ に つき1回	(3) 5	3	—	1.993	1.936	1.969	
		"	含 水 比	"	(3) 5	3	—	4.7	5.2	4.88	
		"	締固め度	"	(3) 5	3	90%以上	94.6	91.9	93.6	
路 盤 工	下 層 路 盤	締固め試験	最大乾燥 密 度	施工前	(1) 1	1	—	—	—	2.223	
		"	最 適 含水比	"	(1) 1	1	—	—	—	5.6	
		修正 CBR 試験		"	(1) 1	1	20%以上	—	—	50.5	
		土の液性限界・ 塑性限界試験		"	(1) 1	1	塑性指数 P16 以下	—	—	NP	
		ふるい分け 試 験		"	(1) 1	1	—	—	—	—	別紙
		現場密度の 測 定	締固め度	10,000m ² 毎に1ロッ ト	(3) 3	3	γ dmax の 93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 97%以上	98.0	97.3	97.5	
コン ク リ ー ト	21 N / mm ²	ス ラ ン プ		午前、午後 2回	(2) 4	3	±2.5cm	8.5	7.0	7.6	
		空 気 量		"	(2) 4	3	±1.5%	4.3	3.6	4.0	
		圧 縮 強 度		"	(2) 4	3	24N/mm ² ×0.85 以上	28.3	26.5	27.7	
		塩 分 濃 度		"	(2) 4	3	0.3kg/m ³ 以下	0.010	0.008	0.009	

品質管理図表

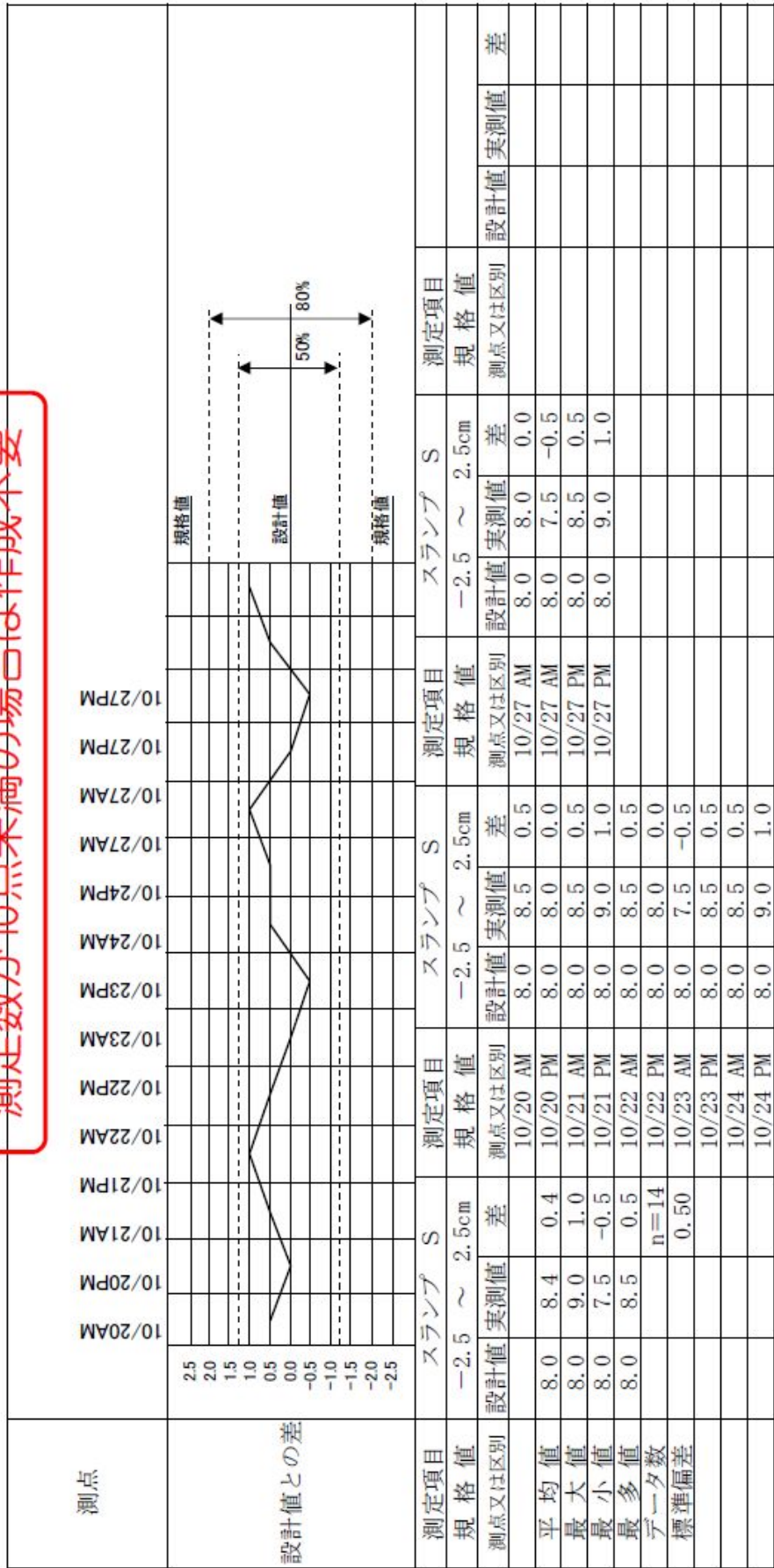
工種 擁壁工

種別 21-8-20 高炉B

測定者

〇 〇 〇 〇 〇 〇 印

測定数が10点未満の場合は作成不要



品質管理図表

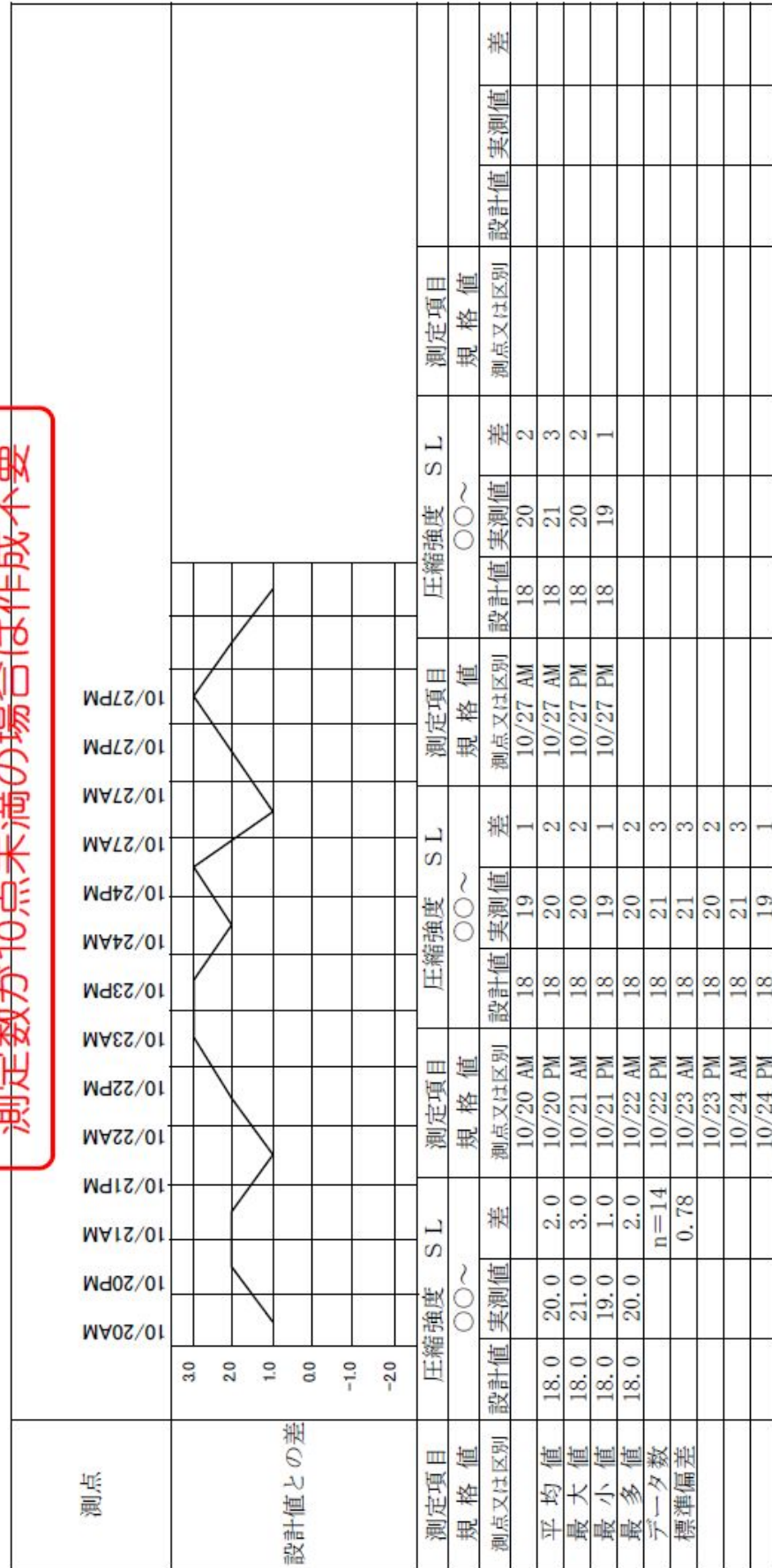
工種 擁壁工

種別 21-8-20 高炉B

測定者

〇〇〇〇 印

測定数が10点未満の場合は作成不要



※ 圧縮強度 SL = 21 × 85%

品質管理図表

工種 擁壁工

種別 21-8-20 高炉B

測定者 ○ ○ ○ ○ ○ 印

測定数が10点未満の場合は作成不要

測定項目	空気量 Air		測定項目		空気量 Air		測定項目	
	規格値	測点又は区別	規格値	測点又は区別	規格値	測点又は区別	規格値	測点又は区別
規格値								
測点又は区別								
平均値	4.5	4.4	4.5	4.6	4.5	4.5	4.5	4.3
最大値	4.5	4.8	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
最小値	4.5	4.2	4.5	4.4	4.5	4.3	4.5	4.3
最多値	4.5	4.3	4.5	4.3	4.5	4.3	4.5	4.4
データ数		n=14		4.4		4.4		
標準偏差		0.17		4.2		4.2		
				4.5		4.8		
				4.5		4.5		
				4.5		4.7		
				4.5		4.7		

規格値	設計値	規格値
1.5	0.0	1.5
1.0		1.0
0.5		0.5
0.0		0.0
-0.5		-0.5
-1.0		-1.0
-1.5		-1.5

測定項目	規格値	測点又は区別	規格値	測点又は区別	規格値	測点又は区別	規格値	測点又は区別
10/20AM								
10/20PM								
10/21AM								
10/21PM								
10/22AM								
10/22PM								
10/23AM								
10/23PM								
10/24AM								
10/24PM								
10/27AM								
10/27PM								

5.1.2 品質記録保存資料（品質記録台帳）

5.1.2.1 目的

下記「建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）」の目的に示されたとおり、建設資材の品質記録を保存し、構造物の維持管理に資するため作成するものである。

なお、土木工事共通仕様書 第3編 3-1-1-11 施工管理 2. 品質記録台帳に「受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（国土交通大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通達、平成30年3月28日）に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。」と規定されている。

5.1.2.2 作成上の留意点

築造される構造物の管理者が変わる場合は作成が省略されることもあるので、あらかじめ監督職員と協議を行い作成の可否を決定すること。

5.1.2.3 建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）

（1）目的

建設資材の品質記録を保存し、構造物の維持管理に資するものである。

（2）適用範囲

土木構造物の建設材料のうち下記の生コンクリートとコンクリート二次製品のほか、特記仕様書において指定した材料に適用する。

1) 生コンクリート

- ・下記の構造物の無筋コンクリート
重力・半重力式の以下の構造物：橋台、橋脚、胸壁、擁壁（H＝1 m以上）
海岸構造物（基礎、裏込、根固を除く）
砂防ダム（堤体、側壁、水叩）
トンネル覆工

- ・鉄筋コンクリート、ただし、下記の構造物を除く

水路幅（2 m未満）
側壁蓋

2) コンクリート二次製品

- ・管（函）渠類（管渠呼称……1,000 mm以上、函渠呼称……1,000 mm×1,000 mm以上）
- ・杭 類
- ・桁 類
- ・プレキャスト擁壁（H＝1 m以上）
- ・シールドセグメント

なお、JIS マーク「Ⅰ類」、「Ⅱ類」については、総括表を除き適用対象外とする。

（3）提出資料

1) 品質記録図

- ① 対象構造物及び二次製品の姿図を添付する。
- ② サイズ……A3版（原則PDF形式）

2) 台帳

① 生コンクリート品質記録表

①-① 配合

①-② 材料特性

・セメント

・骨材

・混和材料

①-③ コンクリートの品質試験結果

①-④ 打設関係

② コンクリート二次製品品質記録表

②-① 配合

②-② 材料特性

・セメント

・骨材

・混和材料

②-③ コンクリート二次製品の品質

(4) 記入方法

生コンクリートとコンクリート二次製品の原材料について品質特性を別紙記録紙に記録する。なお、品質記録のための様式については、下表のとおりとし、様式-100、101、105、107、108、109の電子データについては、国土技術政策総合研究所のHPから入手するものとする。

No.	種 類	様式	
1	総括表 (1)	様式-100 生コン用 様式-100 二次製品用	
2	総括表 (2)	様式-101	
3	生コンクリート品質記録表	(1) 配合 JIS A 5308 [レディーミスト ンクリート配合計画書]	
4	コンクリート二次製品の 品質記録表		
5	生コンクリート及び コンクリート二次製品の 品質記録表	(2) 材料 1) セメント	JIS R 5210/JIS R 5211 [セメント試験成績表]
6		2) 骨材	様式-105
7		3) 混和材料	JIS A 6204 [コンクリート用科 学混和剤 (JIS A 6204) 試験結果報告書]
8	生コンクリート品質記録表	(3) コンクリートの 品質試験結果	様式-107
9	コンクリート二次製品の 品質記録表	(3) コンクリート 二次製品の品質	様式-108
10	生コンクリート品質記録表	(4) 打設関係	様式-109

(5) 保存方法

記録の保存は地方整備局文書管理規定の保存分類は第1類（30年）とし、事務所毎、年度毎に電子化（電子納品）して保存する。ただし、更新した場合は新規のものを永久保存し、旧のものは破棄する。

(6) 総括表

- ・総括表(1)……………対象工事毎に受注者が作成
- ・総括表(2)……………年度毎、構造物毎に発注者が作成

※JIS「Ⅰ類」：製品の性能を満足することが、実績によって確認された仕様に基づいて製造される製品で、付属書に推奨仕様が示されているもの。

（JIS A 5371、JIS A 5372、JIS A 5373 に規定）

※JIS「Ⅱ類」：性能項目等を、受渡当事者間の協議によって決定するもの。

（JIS A 5371、JIS A 5372、JIS A 5373 に規定）

5.1.2.4 作成様式

記録様式は、国土技術政策総合研究所のホームページ（<http://www.nilim.go.jp/>） → 「研究成果・技術情報」 → 「工事関連の様式集」 → 「土木工事共通仕様書を適用する請負工事に用いる帳票様式」の中からダウンロードする。

5.2 出来形管理

5.2.1 目的

出来形管理は、施工された構造物が発注者の意図する規格基準に対して、どの程度の精度で施工されたか、その施工技術の度合を管理することである。

出来形管理は、施工管理基準の中で各工種の測定項目を定めた出来形管理基準や出来形に対する合否の判定の規格値を規定しており、それらの基準を遵守し管理を行い契約条件に十分満足するものでなくてはならない。また、不可視部分の構造物については工事完了後明確に確認できるよう出来形(写真を含む)等の整理をすることが大切である。

本項は、それぞれの目的に合致した出来形管理の為の基本事項を示したものであり、後述の基本事項を十分理解して、最も効果的な出来形管理を図ることを目的としてまとめたものである。

5.2.2 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値は、別途、九州地方整備局ホームページの「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」(http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html)→管理基準の土木工事施工管理基準及び規格値を参照のこと。

5.2.3 出来形管理上の留意点

出来形管理は、施工された出来形が契約条件を満足しているかを確認するために行うものであるとともに、出来高数量計算の基礎資料となるものである。

出来形管理資料として、提出すべき書類は以下のとおりである。

- ① 出来形管理総括表（既済部分・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出）
- ② 出来形管理図表（測定数が10点未満の場合は作成不要、施工中は提示とし、工事完成時に提出）
- ③ 出来形数量計算書（施工中は提示とし、工事完成時に提出）

(1) 計画

施工計画時に土木工事施工管理基準等関係規定に基づき、管理すべき測定位置(測点、位置等)測定項目(基準高、高さ、幅、厚さ、延長等)及び管理の方法(出来形管理図)を定めた出来形管理計画表を作成する。

なお、管理基準にないものは事前に監督職員と受注者で協議を行い、規格等適切に定める。

(2) 測定

1) 測定位置

現地の測定位置は、ペイント、釘、杭等(鉄筋、細竹、杭)で明確にしておく。

2) 直接測定の原則

測定の方法は直接測量を原則とする。直接測定が困難な場合は間接測定とし、対象値の算出根拠を明確にしておく。基準高測量については、測量野帳が散逸しないよう保管には十分留意する。

3) マーキング

測定位置に設計値を白色または黒色、実測値を赤色ペイントで丁寧に記入する。延長については当該構造物の起終点に記入する。延長が長く、または屈曲している状態の構造物延長は分割測量となるが、その分割点及び分割延長を赤色ペイントで記入しておく。取り上げ寸法も赤色ペイントで明瞭に記入する。

4) 不可視部

不可視部については、測定方法、箇所等、適切に検討し測定を行う。

(3) 管理

1) 規格値

測定項目は全て規格値を満足していなければならない。設計値に対する測定値のバラツキ度合いは「土木工事施工管理基準及び規格値」の「出来形管理基準及び規格値」と照合して合否を判断する。規格値とは、測定値個々の値と設計値との施工誤差の許容範囲を示したもので、規格値が(－)で示されているから、総て(－)で施工してよいというものではない。

2) 特殊な場合の設計値の表示方法

下記に示す事項等で、基準高、法長または高さ、延長等が設計変更を伴わない程度で設計値と微小な差異を生じ、かつ設計数量を満足している場合は、監督職員の承諾を得てその値を設計値として出来形管理を行ってよい。

- ・ 現地取り合い
- ・ コンクリートブロック積(張)の段割り

3) 基礎杭等の偏心

基礎杭及び井筒の偏心については、測定の結果を偏心の状態が明確に判断できるよう適切な方法で図示する。また規格値内であっても、その偏心量が大きく、構造に影響を与えるおそれがある場合には、構造計算を行い安全性の確認を行う。

4) 出来形管理の方法

出来形管理の方法は下記のとおり分類される。

【出来形管理展開図】

- ・ 設計数量が面積または延長で示されているものの管理に適している。
- ・ 面積表示の代表的な工種はコンクリートブロック積(張)、土羽工等である。
- ・ 延長表示は出来高に該当する工種が多いが、作成例の道路改築工事全体展開通り、出来形と同一図面に記入する。延長表示の代表的な工種は、側溝、縁石、コンクリート擁壁工等である。

【設計図利用出来形管理図】

- ・ 平面、断面、側面等複雑な構造の工種の管理に適している。
- ・ 代表的な工種としては、橋梁上下部工、函渠工、樋門、水門等の構造物である。

【出来形管理図表】

- ・ 標準断面図及び設計値、実測値等を一覧表にして示した管理図表である。
- ・ 特殊な工種を除き当管理図で管理される。

(4) 管理図表作成要領

1) 出来形管理展開図

- ① 縦、横の縮尺を適宜選定して設計値により作図する。
- ② 測点番号を記入する。
- ③ 設計値及び、設計値に対応する実測値及び差を朱書きで記入する。
- ④ 断面構造があるものについては、標準断面図を記入する。
- ⑤ 展開図上段付近に、それぞれの測定項目に対する規格値を記入する。

2) 設計図利用出来形管理図

- ① 設計図面を利用し(縮小、転記を含む)して実測値及び差を朱書で記入する。
- ② それぞれの測定項目に対する規格値を記入する。

3) 出来形管理図表

- ① 標準断面図を記入する。
- ② 規格値を記入する。
- ③ 測点、設計値、実測値、差の一覧表を作成して、それぞれの値を記入する。

5.2.4 出来形管理図表作成例

出来形管理総括表（完成検査対象用）

工事名 ○○地区改良工事

測定者 ○○ ○○

工種	種別	測定項目	測定基準	測定回数		規格値 (mm)	測定値			摘要
				計画	実施		最大値	最小値	平均値	
土工	切土	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	51	51	±50	+ 38	- 41	- 12.4	ℓ、右、左の3箇所
		幅		17	17	- 100	+ 110	- 20	+ 62.3	
		法長		34	34	- 200	+ 160	- 20	+ 90.2	右、左の2箇所
路盤工	下層路盤工	基準高	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。	51	51	±50	+ 23	- 31	- 6.4	ℓ、右、左の3箇所
		厚さ		8	8	- 45	+ 10	- 5	+ 5.3	上下車線の2箇所
		幅		9	9	- 50	+ 18	- 14	+ 8.6	
擁壁工	砕石基礎工	幅	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	8	8	設計値以上	+ 31	+ 13	+ 21	
		厚さ		8	8	- 30	+ 12	- 6	+ 7	
		延長		1	1	- 200	-	-	+ 130	
	コンクリート基礎工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	8	8	±30	+ 7	- 9	+ 3	
		幅		8	8	- 30	+ 4	- 8	+ 2	
		高さ		8	8	- 30	+ 11	- 4	+ 8	
		延長		1	1	- 200	-	-	+ 170	
	コンクリートブロック積工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。	8	8	±50	+ 15	- 6	+ 7	
		法長		8	8	- 50	+ 17	+ 2	+ 10	
		厚さ(石積・張)		16	16	- 50	+ 30	+ 10	+ 25	
		厚さ(裏込)		16	16	- 50	+ 40	+ 20	+ 40	
		延長		1	1	- 200	-	-	+ 160	

出来形管理総括表（既済部分・中間技術検査対象用）

工事名 ○○地区改良工事

測定者 ○○ ○○

() 書きは既済部分、中間技術検査対象

工種	種別	測定項目	測定基準	測定回数		規格値 (mm)	測定値			摘要
				() 計画	実施		最大値	最小値	平均値	
土工	切土	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	(20) 51	20	±50	+ 38	- 41	- 12.4	ℓ、右、左の3箇所
		幅		(7) 17	7	- 100	+ 110	- 20	+ 62.3	
		法長		(17) 34	17	- 200	+ 160	- 20	+ 90.2	右、左の2箇所
路盤工	下層路盤工	基準高	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。	(7) 51	7	±40	+ 23	- 31	- 6.4	ℓ、右、左の3箇所
		厚さ		(3) 8	3	- 45	+ 10	- 5	+ 5.3	上下車線の2箇所
		幅		(3) 9	3	- 50	+ 18	- 14	+ 8.6	
擁壁工	砕石基礎工	幅	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	(2) 8	2	設計値以上	+ 31	+ 13	+ 21	
		厚さ		(2) 8	2	- 30	+ 12	- 6	+ 7	
		延長		1	0	- 200	—	—	—	
	コンクリート基礎工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	(2) 8	2	±30	+ 7	- 9	+ 3	
		幅		(2) 8	2	- 30	+ 4	- 8	+ 2	
		高さ		(2) 8	2	- 30	+ 11	- 4	+ 8	
		延長		1	0	- 200	—	—	—	
	コンクリートブロック工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。	(2) 8	2	±50	+ 15	- 6	+ 7	
		法長		(2) 8	2	- 50	+ 17	+ 2	+ 10	
		厚さ(石積・張)		(4) 16	4	- 50	+ 30	+ 10	+ 25	
		厚さ(裏込)		(4) 16	4	- 50	+ 40	+ 20	+ 40	
		延長		1	0	- 200	—	—	—	

5.3 写真管理

5.3.1 目的

工事写真の撮影は、工事の施工記録と、工事完成後、外面から確認できない箇所の出来形確認資料として、また、各施工段階での使用機械、仮設工法、安全管理施設を知るうえで重要なものである。

5.3.2 基準等

「写真管理基準」は別途、九州地方整備局ホームページの「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」(http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html)→管理基準の写真管理基準を参照のこと。

5.3.3 写真管理上での留意点

(1) ビデオ等の活用

施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

(2) 不可視部

不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

(3) 撮影箇所の明示

撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。

5.3.4 その他の留意点

(1) 写真編集の不可

「写真管理基準」では、「写真の信憑性を考慮し、写真編集を認めない。」とされており、いかなる編集（明るさの補正や回転等）も行ってはならない。ただし、『デジタル工事写真の黒板情報電子化について』（平成29年1月30日付け、国技建管第10号）に基づく黒板情報の電子的記入は、これにあたらぬ。

(2) 写真撮影の不要

段階確認において、監督職員等が臨場した場合の状況写真、排出ガス型建設機械等の写真は不要とする。また、完成写真は、工事写真で代替できるので、改めての作成は不要とする。

なお、完成写真の改めての作成は不要としているが、作成そのものを不要としているものではなく、一般的に実施している製本綴じの完成写真の作成を不要としているものであり留意すること。

(3) 写真撮影を省略できるケース（写真管理基準）を参照すること。

「写真管理基準」は、九州地方整備局ホームページの「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」(http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html)→管理基準の写真管理基準でダウンロードが可能である。

(4) 写真撮影の方法については、市販されている図書を参考にするとよい。

5.3.5 撮影箇所一覧

撮影箇所一覧表（全体）

区分		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	着手前1枚	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	施工完了後1枚	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	不要	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	適宜	
			創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	不要	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出書類に添付
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所にて1回 〔施工前後〕	代表箇所1枚	
	図面と現地との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕 ただし、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、撮影毎に1回 〔発生時〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕	不要 ただし、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、写真測量に使用したすべての画像（ICONフォルダに格納） ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、代表箇所各1枚	工事打合せ簿に添付する
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	不要	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕		
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕		
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	不要	実施状況資料に添付する
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	不要	品質証明に添付する
		品質証明（JISマーク表示）	各品目毎に1回		
		検査実施状況	各品目ごとに1回 〔検査時〕		

区 分		写真管理項目			摘 要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
品質管理		別添 撮影箇所一覧表（品質管理）に準じて撮影			
		不可視部分の施工	適宜	適宜	
出来形管理		別添 撮影箇所一覧表（出来形管理）に準じて撮影			
		不可視部分の施工	適宜	適宜	
		出来形管理基準が定められていない	監督職員と協議事項		
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	適宜	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	発生前は付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	
	環境対策 イメージアップ（現場環境改善）等	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕	適宜	

6. 段階確認等

6. 段階確認等

6.1 材料確認書

6.1.1 目的

土木工事共通仕様書第2編第1章第2節 工事材料の品質 1.一般事項に、「受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。ただし、設計図書で**提出**を定められているものについては、監督職員へ**提出**しなければならない。なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の**提示**に替えることができる。」と規定されている。

また、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に**提出**し、**確認**を受けなければならない。

6.1.2 実施要領

(1) 設計図書において指定された工事材料の運用について

設計図書において指定された工事材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を工事材料を使用するまでに監督職員に**提出**し、**確認**を受けなければならない。

(2) 材料確認書の提出

- ① 施工計画打合せ時等で監督職員と**協議**を行って、対象材料を決定しておく必要がある。
- ② 材料確認書により事前に監督職員に**提出**する。様式及び記入要領は別途作成例に示す。
- ③ 外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を添付する。
- ④ 確認は搬入毎、または使用前にまとめて行ってよい。
- ⑤ 搬入数量は受注者が記入し、確認年月日、確認方法、合格数量は監督職員が記入する。
- ⑥ 備考欄は、確認において指示を受けた事項及び材料の品質、規格等で特記すべき事項があれば記入する。

(3) 材料確認の臨場確認

監督職員は材料確認書により臨場し、添付された資料に基づき材料確認を行う。

(4) 材料確認の机上確認

材料確認は臨場確認が原則であるが、やむを得ず臨場確認が得られない場合は、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を**提出**し、机上確認を受けることができる。

(5) 写真管理

材料確認の写真撮影は、写真管理基準によるものとする。撮影項目、頻度等は以下のとおりとする。

区 分		写真管理項目			摘 要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	不要	品質証明に添付する。
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回		
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕		

6.2 段階確認・立会事項

6.2.1 目的

段階確認、立会については、「土木工事共通仕様書」及び「工事請負契約書」に下記のとおり規定されている。

第3編第1章

3-1-1-6 監督職員による**確認**及び**立会**等

1. 立会依頼書の提出

受注者は設計図書に従って監督職員の**立会**が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に**提出**しなければならない。

2. 監督職員の立会

監督職員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において**立会**し、または資料の**提出**を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 検査、立会の準備等

受注者は、監督職員による**確認**及び**立会**に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料を整備しなければならない。なお、監督職員が製作工場において**確認**を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

4. 検査及び立会の時間

監督職員による**確認**及び**立会**の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。

5. 遵守義務

受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の**立会**を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。

6. 段階確認

段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。
- (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に**提出**しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について**通知**があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の**確認**を受けた書面を、工事完成時まで監督職員へ**提出**しなければならない。
- (4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

7. 段階確認の臨場

監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を**提示**し**確認**を受けなければならない。

また、立会については「工事請負契約書」に下記のとおり規定されている。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第 14 条 1 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前 2 項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第 1 項又は第 2 項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に 7 日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
- 6 第 1 項、第 3 項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

6.2.2 実施上の留意点

段階確認の方法には臨場確認と机上確認があり、その取扱いも異なるので留意する。確認または立会いが完了しないと施工の続行ができず、工程に影響をきたすので確認・立会い計画を作成し計画的に願ひ出るよう留意する。

(1) 定義

1) 立 会

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-2 用語の定義 36. 立会に、「立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」と定義されている。

2) 段 階 確 認

土木工事共通仕様書第 3 編 3-1-1-1 用語の定義 2. 段階確認に、「段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。」と定義されている。

6.2.3 実施要領（段階確認）

(1) 段階確認一覧表の運用について

別添「土木工事共通仕様書」に示す工種の施工段階においては、段階確認を受けなければなら

ない。この際、受注者は事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、確認の予定時期）を監督職員に**提出**しなければならない。ただし、段階確認の確認項目及び確認予定日は監督職員が定めるものとする。

(2) 段階確認の報告

段階確認書により事前に監督職員に**報告**する。様式及び記入要領は別途に示す。

(3) 段階確認の臨場確認

監督職員は段階確認書により段階確認予定を受注者に**通知**し、臨場時は、提示された資料（出来形、品質管理資料等）に基づき該当箇所の確認項目の**確認**を行う。

段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要はない。（監督職員は、受注者が作成する管理資料に、確認した実測値等を手書きで記入する。）

(4) 段階確認の机上確認

段階確認は臨場確認が原則であるが、やむを得ず臨場確認がえられない場合は、施工管理記録、写真等の資料を整備、提出し机上確認をうけることができる。

(5) 写真管理

監督職員等が臨場した場合の状況写真は不要

(6) その他

1) 段階確認書の施工予定報告は、原則として確認時期毎に**提出**するものとする。ただし、前後して（1～2日程度）複数の確認時期があれば併記してもよい。

2) 段階確認は、主任監督員が行うのを原則とするが、監督員が確認した場合は、確認実施日等の欄に実施日毎に実施日、確認者印を記入する。尚、現場技術員が臨場した場合は、同様に臨場者印を記入するものとする。

6.2.4 実施要領（立会）

(1) 立会の願い出

確認・立会依頼書により監督職員に願い出る。確認・立会依頼書には必要に応じて関係資料の写しを添付する。様式は別途示す。

(2) 立会の実施

監督職員は願い出により臨場し、施工等の**立会**を行う。

立会は、設計図書に指定及び監督職員が指示する工事施工の**立会**等である。

(3) 写真管理

監督職員等が臨場した場合の状況写真は不要

6.2.5 段階確認一覧

一般：一般監督
重点：重点監督

段階確認一覧表

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回 / 1工事
河川土工（掘削工） 海岸土工（掘削工） 砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回 / 土（岩）質の変化毎
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーローリング*実施時	ブルーローリング*実施状況	1回 / 1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
パーチルトレーン工	サンドレーン 袋詰式サンドレーン ペーパードレーン等	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
固結工	紛体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本
矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回 / 150枚 重点：1回 / 100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回 / 75本 重点：1回 / 50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭+ 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		打込完了時（打込杭）	基準高、偏心量	
		掘削完了時（中堀杭）	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時（中堀杭）	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
場所打杭工	リバース杭 オルケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭＋ 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1 構造物 重点：60%程度/1 構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭＋ 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化 毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回 / 3本 重点：全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回 / 1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回 / 3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回 / 3本 重点：全数
オフショア基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄沓据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回 / 1 構造物
		本体設置前（オフショアケーソン）	支持層	
		掘削完了時（ニューマチックケーソン）		
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化 毎
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回 / 1ロット
鋼管矢板基礎工		打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、支持力	試験杭＋ 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
置換工 （重要構造物）		掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ、支持地盤	1回 / 1 構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回 / 1 法線
砂防堰堤		法線設置完了時	法線設置状況	1回 / 1 法線
護岸工	法覆工（覆土施工がある場合）	覆土前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回 / 1 工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回 / 1 工事

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
重要構造物 函渠工（樋門・樋管 含む） 躯体工（橋台） R C躯体工（橋脚） 橋脚フチ工 R C擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎
		床堀掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回 / 1構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回 / 1構造物
躯体工 R C躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回 / 1構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
鋼橋		仮組立完了時（仮組 立てが省略となる場 合を除く）	キャンパー、寸法等	一般： ————— 重点：1回 / 1構造物
ホーステンションT(I)桁 製作工 プレキャストロック桁組 立工 プレフォーム桁製作工 PC和スラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し箱桁 製作工 床板・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：5%程度/総ヶフル数 重点：10%程度/総ヶフル数
		プレストレス導入完了時 縦締め作業導入完了 時	設計図書との対比	一般：10%程度/総ヶフル数 重点：20%程度/総ヶフル数
		PC鋼線・鉄筋組立完 了時（工場製作を除 く）	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 （支保工変化毎）	吹き付けコンクリート厚、 ロックルト打ち込み本数及び 長さ	1回 / 支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般：1回/構造の変化 毎 重点：3打設毎又は1回 /構造の変化毎の頻度 の多い方 ※重点監督：地山等級 がD,Eのもの 一般監督：重点監督 以外
		コンクリート打設後	出来形寸法	1回 / 200m以上臨場により確認
トンネルインパート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回 / 構造の変化毎

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時	削孔長、径、間隔、孔内状況	1回 / 1 構造物
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時	施工図との照合、材片の組合せ精度	1回 / 1 構造物
		現場溶接工	溶接前	仮付け溶接前の開先面の清掃と乾燥状況・材片の組合せ状況、仮付け溶接の寸法・外観状況
	溶接完了時		溶接部の外観状況	
	現場塗装工	塗装前	鋼板面の素地調整状況	1回 / 1 構造物
		塗装完了時	外観状況	
ダム工	各工事ごと別途定める		各工事ごと別途定める	

注)・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容及び施工状況等を勘案の上設定することとする。

なお1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。

- ・一般監督：重点監督以外の工事
- ・重点監督：下記の工事
 - イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ロ 施工条件が厳しい工事
 - ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ニ その他

(参考)

主たる工種に新工法・新材料を使用した工事（対象工事のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・技術活用パイロット工事 ・標準歩掛のない新工法を用いた工事 ・その他これらに類する工事（歩掛調査工事他）
施工条件が厳しい工事	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道または現道上での橋梁工事・圧気潜函工事 ・掘削深さ5m以上の土留工及び締切工を有する工事 ・鉄道、道路等の近接工事・砂防ダム（堤高30m以上） ・軟弱地盤上での構造物・場所打PC橋・共同溝工事 ・ハイピアー（躯体高30m以上） ・その他これらに類する工事
第三者に対する影響のある工事	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事 ・一般交通に供する路面覆工、仮橋等を有する工事 ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事（対象工種のみ） ・その他これらに類する工事
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札工事（調査基準価格対象工事）及び監督強化価格 但し、以下のうち、作業等が軽易なものや主たる工種が規格外品、二次製品等で容易にその品質が確認できるものは除く。 植栽工事、除草工事、区画線設置工事、伐採作業、堤防天端補修 コンクリート舗装目地補修、照明灯工事、遮音壁工事、防護柵工事、標識工事、その他これらに類するもの ・局長または事務所長が必要と認めた工事

6.2.6 段階確認書作成例

様式－ 1 1

段階確認書 施工予定表

年月日： 平成〇〇年11月8日

土木工事共通仕様書〇-〇-〇に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告いたします。

工事名 〇〇地区改良工事 受注者名： 〇〇建設(株)
現場代理人名等： 〇〇〇〇 印

種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事
函渠工		埋め戻し前	11月13日～11月16日	11月8日 〇〇〇〇
場所打杭工	オールケーシング杭	掘削完了時	11月15日～11月16日	(上記は受領日及び サイン)

年月日： 平成〇〇年11月9日

通 知 書

下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知します。

監督職員名： 〇〇〇〇

確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等
函渠工		不可視部分の出来形	11月15日	11月15日臨場 監督員 〇印
場所打杭工	オールケーシング杭	長さ、径、支持地盤 基準高、偏心量	11月15日	11月15日臨場 監督員 〇印

年月日： 平成〇〇年11月9日

確 認 書

上記について、段階確認を実施し確認した。

監督職員名： 〇〇〇〇 印

6.2.7 確認・立会依頼書様式例

様式－12

確認 ・ 立会依頼書

<u>確認 ・ 立会事項</u>		
工事名 _____	年月日： _____	
<p>下記について 確 認 ・ 立 会 されたく提出します。</p> <p>記</p>		
工	種	
場	所	
資	料	
希 望 日 時		時
確 認 立 会 員		
実 施 日 時		時
記 事		

7. NETIS 登録技術の活用

7. NETIS 登録技術の活用

7.1 NETIS 登録技術の活用について

土木共通仕様書第1編 1-1-1-12 調査・試験に対する協力 6.NETISにより、受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に**報告**するものとする。

受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき NETIS に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。

受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国官施第17号、国総施第141号）による必要な措置をとるものとする。

- (1) 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ**提出**しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。
- (2) 受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を発注者に**提出**しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ**提出**しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。

7.2 活用の型

NETIS に登録された新技術の活用は、以下の6つの型を基本として実施する。

（ほとんどは、①発注者指定型、③施工者希望型に該当する。）

①発注者指定型

発注者が新技術の指定により活用する。

②活用促進型 [試行]

九州のフィールドに適応した未評価の新技術を募集し、その技術の中から効果が高いと想定される技術を発注者指定型で活用する。

③施工者希望型

施工者（受注者）から契約前・契約後に提案し、新技術を活用する。なお、活用にあたっては NETIS データベース（<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp>）にて新技術として活用できることを確認する。

④試行申請型

開発者の申請により試行現場を照会し、活用する。

⑤フィールド提供型

発注者がニーズにあった技術を公募し、その技術の中から効果の高いと想定される技術を活用する。

⑥テーマ設定型（技術公募）

現場のニーズ・行政のニーズ等により、求める技術募集テーマ等に基づき、民間から技術提案の募集を行い発注者が指定し活用する。

7.3 作成書類

NETIS 登録技術の活用にあたっては、新技術活用計画書・実施報告書・活用効果調査表を提出する必要があるが、NETIS 登録番号の情報種別（-A, -V, -VR, -VE）によって提出が異なるので、下記の表を参考にす。なお、発注者指定型と施工者希望型以外の活用方式については、その都度発注者に確認を行う。

新技術活用計画書・実施報告書について

○: 作成及び提出

活用方式	情報種別	新技術活用計画書		実施報告書のみ		実施報告書と活用効果調査表		新技術活用計画書の変更について	
		発注者	施工者	発注者	施工者	発注者	施工者	発注者	施工者
発注者指定型	-A	○	-	-	-	○	○	○	-
	-V	○	-	-	-	○	○	○	-
	-VR	○	-	-	-	○ [※]	○ [※]	○	-
	-VE ^{※※}	○	-	-	○	-	-	○	-
施工者希望型	-A	-	○	-	-	○	○	-	○
	-V	-	○	-	-	○	○	-	○
	-VR	-	○	-	-	○ [※]	○ [※]	-	○
	-VE [※]	-	○	-	○	-	-	-	○
提出時期	契約もしくは、採用決定後、目安として10日以内		活用終了後、目安として2週間以内				適宜		

※「-VR」が付与されている技術については、活用効果調査表の変更があるので注意する。

※※「-VE」が付与される技術は、最新の情報を確認する。

なお、NETIS 登録技術の活用に関する作成書類については、九州技術事務所ホームページ→「建設技術」→「新技術情報/NETIS（新技術ポータルサイト）」

(http://www.qsr.mlit.go.jp/kyugi/new_tech/index.html) の「活用（活用計画書・報告書および活用効果調査表、工法抽出 etc.）」を参照のこと。

8. i-Construction の推進

8. i-Constructionの推進

8.1 i-Constructionの概要

i-Constructionとは建設現場における一人一人の生産性を向上させ、企業の経営環境を改善し、建設現場に携わる人の賃金の水準の向上を図るとともに安定した休暇の取得や安全な建設現場を実現することを目指す取り組みであり、「ICTの全面的な活用」「規格の標準化」「施工時期の標準化」をトップランナー施策としている。

8.2 具体的な取り組み及び適用される基準等について

i-Constructionの推進におけるトップランナー施策「ICTの全面的な活用」「規格の標準化」「施工時期の標準化」については、それぞれ以下のような具体的な取り組みを行っている。

(1) ICTの全面的な活用

調査・測量、設計、施工、検査等のあらゆる建設生産プロセスにおいて情報通信技術（ICT技術）を全面的に活用する。ICT活用工事では、必要な費用を計上し、工事成績評点で加点評価とする。ICT技術の活用にあたり適用される基準類については、九州地方整備局ホームページの「建設技術情報等」→「事業者の方へ」→「i-Construction」→「i-Constructionについて」→「ICTに関わる基準類」（<http://www.qsr.mlit.go.jp/ict/iconstruction/guideline/guideline.html>）に掲載されている。

(2) 規格の標準化

土木構造物の代表的な工種であるコンクリート工において全体最適の考え方を導入し、構造物の設計、発注、材料の調達、加工、組立等の一連の生産工程や、さらには維持管理を含めたプロセス全体の最適化を目指し、サプライチェーンの効率化、生産性向上を図る。また、部材の規格（サイズ等）の標準化を行うことにより、プレキャスト製品やユニット鉄筋などの工場製作化を進め資機材の転用等によるコスト削減、生産性の向上を図る。規格の標準化に関するガイドライン類については、九州地方整備局ホームページの「建設技術情報等」→「事業者の方へ」→「i-Construction」→「i-Constructionについて」→「全体最適の導入」（<http://www.qsr.mlit.go.jp/ict/iconstruction/page8.html>）に掲載されている。

(3) 施工時期の平準化

現場を支える技能労働者の高齢化や若年入職者の減少による技能労働者不足の解消、安定的な収入や休暇の確保を目的として、閑散期と繁忙期の差を解消するために「計画的な発注計画の推進（早期発注、国庫債務負担行為の適切な活用）」、「適切な工期の設定（工事の性格や地域の実情等を踏まえ、適切な工期を設定）」、「余裕期間制度の積極的な活用（建設資材や建設労働者等の確保を円滑に行えるように余裕期間制度を活用）」、「工期が複数年度にわたる工事への適切な対応（工期が複数年度にわたる場合は、国庫債務負担行為制度、翌債（繰越）制度を適切に活用）」に取り組む。

9. その他

9. その他

9.1 休日・夜間作業届

休日・夜間作業届は、工事打合せ簿に「作業日及び作業時間」「作業場所」「作業理由」「作業内容」を記述することを基本とする。

なお、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-36 休日または夜間の作業連絡では、「受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に**連絡**しなければならない」と規定されている。ただし、現道上の工事については書面により**提出**しなければならない。

週間工程会議等で発注者・受注者双方が「作業日及び作業時間」「作業場所」「作業理由」「作業内容」について把握していれば、改めて休日夜間作業届を提出しなくてよい。（ただし、現道上の工事を除く）

9.2 支給品・発生品等

9.2.1 支給品・貸与品

支給品及び貸与品の要求については、書面を取りかわす必要はないものとし、受領または借用後に受領書または借用書を監督職員へ提出すればよい。

受注者は、支給材料または貸与品の引渡しを受けたときは、工事請負契約第 15 条 3 項により、引渡しの日から 7 日以内に発注者に受領書または借用書を**提出**しなければならない。

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-16 支給材料及び貸与品 3. 支給品精算書、支給材料精算書により、受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、土木工事にあつては支給品精算書を、港湾工事及び空港工事にあつては支給材料精算書を、監督職員を通じて発注者に**提出**しなければならない。

9.2.2 工事現場発生品

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-17 工事現場発生品により、受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に**提出**しなければならない。また、設計図書に定められていないものが発生した場合、監督職員に**連絡**し、監督職員が引き渡しを**指示**したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に**提出**しなければならない。

支給品受領書・精算書、建設機械使用実績報告書・借用書及び返納書、現場発生品調書等の様式については、九州地方整備局ホームページの「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」(http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html)→「工事関係書類」の標準様式を使用する。

9.3 提出書類様式

工事関係書類の標準様式については、国土交通省 九州地方整備局の標準様式を使用する。

ダウンロード先は、九州地方整備局ホームページの「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」(http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html)→「工事関係書類」の標準様式を使用する。

なお、その他の帳票様式は、国土交通省 国土技術政策総合研究所のホームページ(<http://www.nilim.go.jp/>)「研究成果・技術情報」→「工事関連の様式集」→「土木工事共通仕様書を適用する請負工事に用いる帳票様式」の中からダウンロードする。

10. 排出ガス対策型建設機械

10. 排出ガス対策型建設機械

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-30 環境対策 6. 排出ガス対策型建設機械に、受注者は工事の施工にあたり「一般工事用建設機械」及びトンネル坑内作業にあたり「トンネル工事用建設機械」を使用する場合、指定された排出ガス対策型建設機械（排出ガス浄化装置装着機械を含む）を使用しなければならないと規定されている。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械（排出ガス浄化装置装着機械を含む）を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出しなければならない。

一般工事用建設機械

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運輸車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。

トンネル工事用建設機械

機 種	備 考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサー	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

1 1 . 特殊車両通行許可

1 1. 特殊車両通行許可

受注者は、土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-32 交通安全管理 12. 通行許可により、建設機械及び建設資材等の運搬に際し、車両制限令（平成 26 年 5 月 28 日改正政令第 187 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを**確認**しなければならない。また、道路交通法施行令（平成 28 年 7 月 15 日改正 政令第 258 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（平成 27 年 9 月改正 法律第 76 号）第 57 条に基づく許可を得ている事を**確認**しなければならない。

一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m (ただし、指定道路については 4.1m)
重量 総重量	20.0t (但し、高速自動車道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0t)
軸重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係わる軸距 1.8m 未満の場合は 18t (隣り合う車軸に係わる軸距 1.3m 以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係わる軸重が 9.5t 以下の場合は 19t)、1.8m 以上の場合は 20t
輪荷重	5.0t
最少回転半径	12.0m

なお、許可書は監督職員から提出の請求があった場合は**提出**するものとし、受注者は通行許可の確認方法は、下記により実施するものとする。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証の確認
- ② 現場到着地点、現場出発時における荷姿の確認（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証との照合可能な写真）[走行中の写真撮影は不要]
- ③ 車両通行記録（タコグラフ）の確認（夜間走行条件の場合のみ）

許可は、国土交通省 九州地方整備局「リンク集」(<http://www.qsr.mlit.go.jp/links/index.html>)の九州内事務所より、最寄り事務所のホームページを参照のこと。

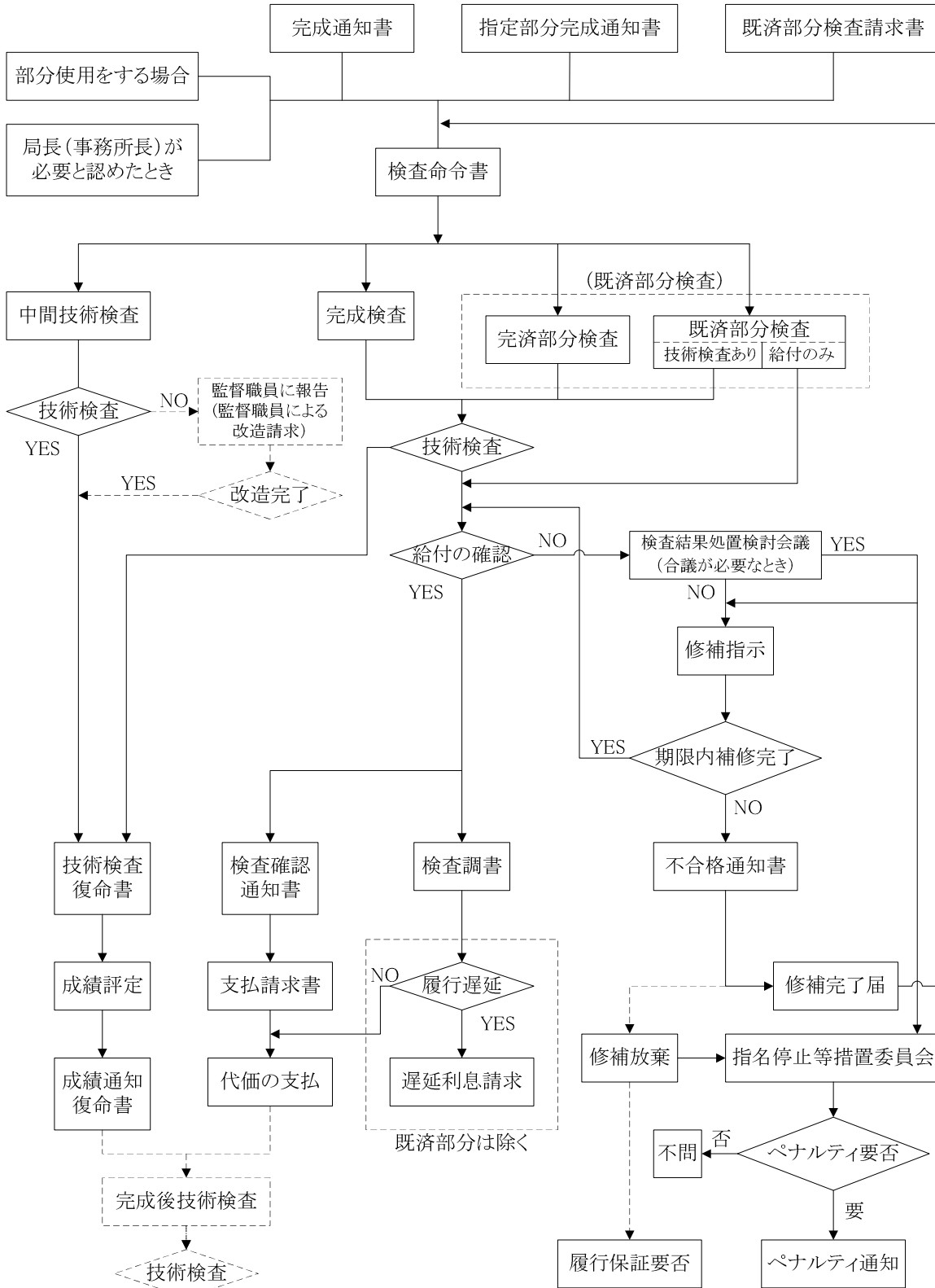
第3編 検査時・完成時

1. 工事検査

1. 工事検査

1.1 検査業務の全体フロー

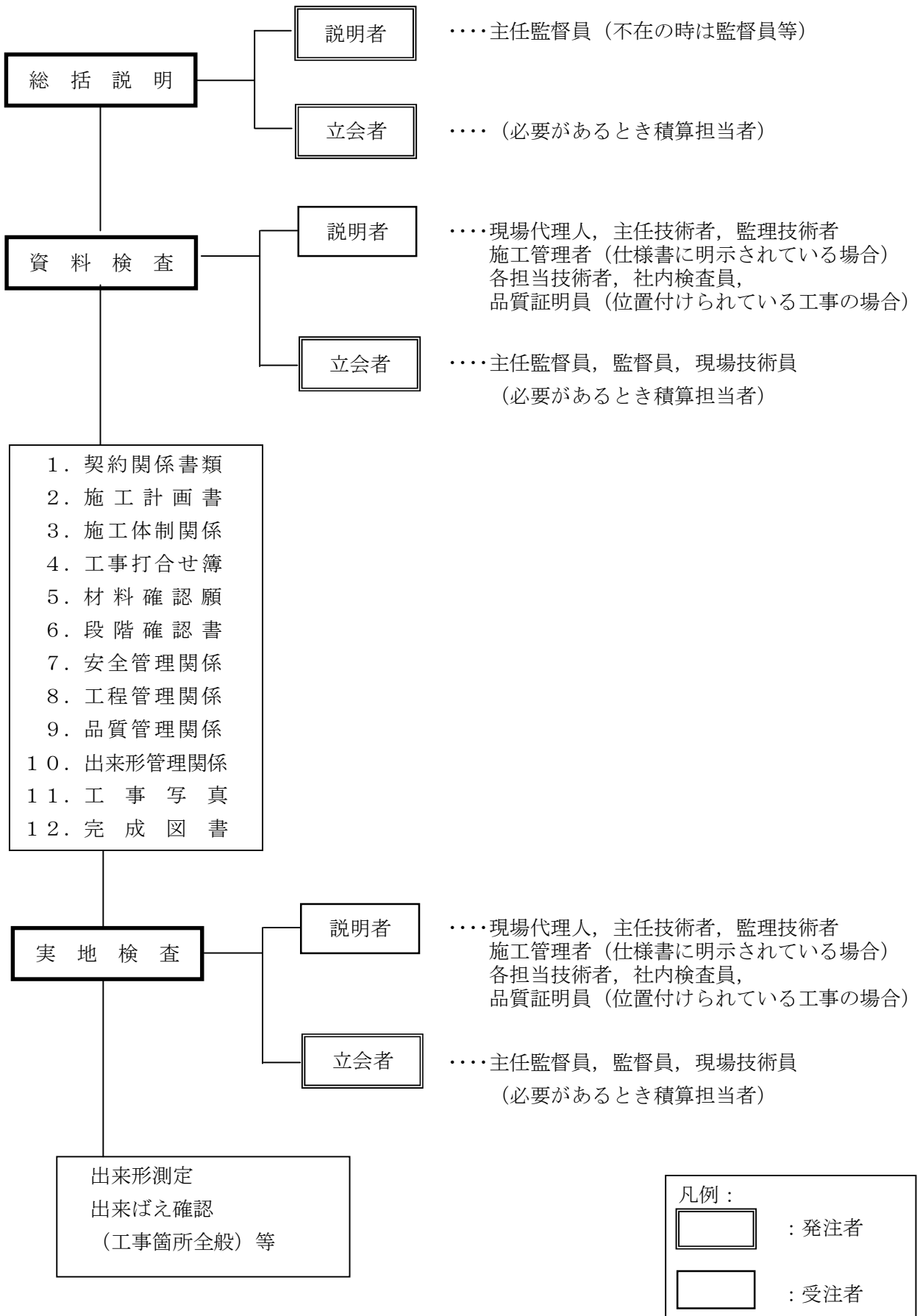
検査業務の全体的な構成及び業務の手順は下記のフローを標準とする。



※完成後技術検査で不合格の場合は性能規定部分に関しペナルティが課せられる

1.2 受検体制

検査の実施にあたっての受検体制は、下記のフローを標準とする。



1.3 工事検査の目的及び内容

1.3.1 工事検査の目的

工事検査には、「会計法」第29条の11第2項に基づく会計法上の検査（給付の完了の確認）と、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」第6条第1項に基づく工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を目的とする技術検査がある。

- ① 請負工事の工事目的物が契約図書に定められた出来形や品質等を確保していて、発注者として、受け取り、その代価を支払ってよいことを確認する。（給付の完了の確認（給付の完了の前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。））
- ② 公共工事の品質が確保されるよう、適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資する。（技術検査）
- ③ 工事成績を評定することにより、工事の入札契約において、企業の技術力が総合的に評価される。（技術検査）

1.3.2 工事検査の内容

工事検査には、目的や実施時期により「完成検査」「既済部分検査」「中間技術検査」「完成後技術検査」「部分使用検査」があり、既済部分検査には「既済部分検査」と「完済部分検査」がある。それぞれの検査の内容を次頁に示す

検査の種類	完成検査		既済部分検査		中間技術検査	完成後技術検査	部分使用検査
	完成検査	既済部分検査	既済部分検査	完成済部分検査			
検査の目的	<p>工事の完成を確認するための検査</p> <p>会計法に基づき検査 技術検査 工事成績評定等</p>	<p>工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査</p> <p>会計法に基づき検査 技術検査 工事成績評定等</p>	<p>工事の完成前に設計図書で予め指定された部分(以下「指定部分」という。)の工事的物が完成した場合には当該部分を確認するための検査</p> <p>会計法に基づき検査 技術検査 工事成績評定等</p>	<p>工事の完成前に設計図書で予め指定された部分(以下「指定部分」という。)の工事的物が完成した場合には当該部分を確認するための検査</p> <p>会計法に基づき検査 技術検査 工事成績評定等</p>	<p>当該工事の主要工種を考慮し、工事施工の途中段階で行われる検査。</p> <p>技術検査 工事成績評定等</p>	<p>性能規定発注方式等について、工事完成後一定期間経過後に契約に基づく性能規定、機能が確保されているかを確認する検査。</p> <p>技術検査 工事成績評定等</p>	<p>工事的物の全部または一部の完成前において、発注者がこれを使用する必要がある場合に行う検査。</p> <p>監督職員による検査 (確認を含む) 確認検査 技術検査要領</p>
関係法令・規定	<p>会計法29条11項② 監督検査事務処理要領</p> <p>技術検査要領</p>	<p>会計法29条11項② 監督検査事務処理要領</p> <p>技術検査要領</p>	<p>会計法29条11項② 監督検査事務処理要領</p> <p>技術検査要領</p>	<p>会計法29条11項② 監督検査事務処理要領</p> <p>技術検査要領</p>	<p>工事成績評定等</p> <p>技術検査要領</p>	<p>技術検査要領</p>	<p>技術検査要領</p>
実施段階	<p>工事完成時</p>	<p>工事完成時</p>	<p>工事完成前に代価の一部を支払う必要がある時</p>	<p>工事完成前に指定部分の完成を確認した時</p>	<p>施工上の重要な変化点等(実施の場合は契約図書に明記)</p>	<p>特記仕様書にて規定</p>	<p>協議</p>
実施時期	<p>請負者からの完成通知を受けた日から14日以内</p>	<p>請負者から出来形部分等の確認の請求を受けた日から14日以内</p>	<p>請負者から指定部分の完成通知を受けた日から14日以内</p>	<p>請負者から指定部分の完成を確認した時</p>	<p>協議</p>	<p>工事完成後一定期間経過後</p>	<p>協議</p>
検査を行う者の名称	<p>検査職員 技術検査官</p>	<p>検査職員 技術検査官</p>	<p>検査職員</p>	<p>検査職員 技術検査官</p>	<p>技術検査官</p>	<p>技術検査官</p>	<p>監督職員</p>
検査の技術的基準(検査の方法)	<p>地方整備局土木工事検査技術基準(案)(大臣官房技術審議官(通達)) 地方整備局土木工事技術検査要領(国土交通事務次官(通達)) 地方整備局土木工事技術検査基準(案)(大臣官房技術審議官(通達)) 既済部分検査技術基準(案)(大臣官房技術調査課長(通達))</p>						
引渡しの有無	あり	なし	あり	なし	なし	-	なし
契約書関係	<p>第31条(検査及び引渡し)</p> <p>共通仕様書第1編1-1-20</p>	<p>第37条(部分払) 第41条(国債に係る契約の部分払の特則)</p> <p>共通仕様書第1編1-1-21</p>	<p>第38条(部分引渡し)</p>	<p>第38条(部分引渡し)</p>	-	-	<p>第33条(部分使用)</p> <p>共通仕様書第3編1-1-10</p>
共通・特記仕様書(検査内容)	<p>検査職員は、監督職員及び受注者の職場の上、工事的物の対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ (2)工事管理状況に関する書類、記録及び写真</p>	<p>検査職員は、監督職員及び受注者の職場の上、工事的物の対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2)工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p>	<p>検査職員は、監督職員及び受注者の職場の上、工事的物の対象として設計図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2)工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p>	<p>共通仕様書第3編1-1-10 特記仕様書</p>	<p>受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査(確認を含む)を受けなければならない。なお、土木工事にあつては、中間技術検査による検査(確認)でも良い。</p>		
備考		<p>中間技術検査と兼ねることができる。</p>			<p>既済部分検査と同時に行うことができる</p>		

1.4 検査の実施方法

工事の種類、規模、検査に要する時間、検査時の気象状況等により、検査の方法は違って来るが、ここでは、検査の実施にあたっての一般的な手順及び検査の方法を示す。

1.4.1 工事概要の把握

工事目的物の品質、性能、計上寸法及び施工にあたっての条件等、設計図書の内容、現地を取り巻く状況、施工の体制などについて把握したうえで検査を実施する。

(1) 監督職員又は設計担当の立会者から説明を受ける工事概要

- ・請負契約関係書類
- ・工事概要（全体事業の概要及び当該工事の概要、設計書、仕様書の内容）
- ・完成写真（既済部分又は、中間技術検査部分出来高写真）
- ・現場環境改善、パイロット事業等に対する取り組み
- ・その他、施工者の熱意、地元等の渉外関係の対応状況

(2) 受注者から説明を受ける工事概要

- ・工事の安全に対する取り組み、労働災害の有無
- ・施工上の創意工夫並びに結果
- ・工程を含む工事施工上での問題点とその対策
- ・その他、意見要望等

1.4.2 工事実施状況の検査

給付の検査においては、土木工事検査技術基準（案）第3条、別表第1により、契約書等の履行状況、工事施工状況、工程管理、安全管理、施工体制について、工事管理状況に関する各種の記録と、契約図書とを対比して検査を行う。

技術検査においては、土木工事技術検査基準（案）第6条により、工事の施工状況、施工体制等の的確さについて技術的な評価を行う。

1.4.2.1 検査留意事項（適正な施工体制の確保）

種別・検査事項		検査留意事項	検査方法・種類
配置 技術 者	現場代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・現場に常駐している ・監督職員との連絡調整を書面で行っている。 	施工体制の点検
	監理技術者 (主任技術者)	<ul style="list-style-type: none"> ・資格者証の確認 ・配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に施工体制の点検記載された監理技術者、管理技術者証に記載された技術者及び本人が同一である。 ・現場に常駐している。 ・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。 ・施工に先立ち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。 	資格者証 施工体制の点検
	専門技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の技術者を配置している。 	施工体制の点検
	作業主任者	<ul style="list-style-type: none"> ・選任し、配置している。 	
施 工 体 制 台 帳 等	施工体制台帳	<ul style="list-style-type: none"> ・現場に備え付け、かつ同一のものを提出した。 ・下請契約書（写）及び再下請負通知書を添付している。 ・下請負金額を記入している。 	施工体制の点検
	施工体系図	<ul style="list-style-type: none"> ・現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 ・記載のない業者が作業していない。 ・記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。 ・本請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。 	施工体制の点検
	建設業許可標識	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。 	施工体制の点検
	下請契約	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法や他法令を遵守した契約がなされている。 	施工体制の点検

1.4.2.2 検査留意事項（契約書等の履行状況）

種別	適用	検査項目	検査留意事項	検査の種類・方法
土木工 事共通 仕様書 第1編 共通編 (総則)	1-1-1-3	設計図書の照査	・照査体制、照査内容、照査結果	施工体制の点検
	1-1-1-4	施工計画書	・提出時期（工事着手前） ・施工計画書記載事項	
	1-1-1-5	工事カルテ作成、 登録 コリンズ(CORINS)	・工事請負代金額が500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事について、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日及び休日を除き、変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び休日を除き、完成時は工事完成後、それぞれ10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請する。	
	1-1-1-7	工事用地等の使用	・工事用地等の復旧状況	写真等
	1-1-1-8	工事の着手	・工事の開始日後30日以内着手	施工体制の点検
	1-1-1-10	施工体制台帳	・施工体制台帳、施工体系図の監督職員への提出（下請契約の請負代金額の総額が4,500万円以上）	施工体制の点検
	1-1-1-13	工事の一時中止	・一時中止理由、請負者へ書面通知 ・中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出	
	1-1-1-15	工期変更	・事前協議の実施 ・工期変更協議の対象の請負者との確認 ・工期変更協議書の監督職員との協議	
	1-1-1-16	支給材料及び 貸与品	・支給品精算書の監督職員への提出 （港湾・空港工事：支給材料精算書）	施工体制の点検
	1-1-1-17	工事現場発生品	・現場発生品の監督職員への引渡	現場発生品調書
	1-1-1-18	建設副産物	・掘削による発生材料を工事に用いる場合（設計図書に明示がない場合）の監督職員との協議、承諾 ・産業廃棄物を搬出する場合にマニフェストが監督職員へ提示されているか。 ・再生資源利用（促進）計画書（実施書）の監督職員への提出	
	1-1-1-20	工事完成検査	・工事完成通知書の監督職員への提出	工事完成通知書
	1-1-1-21	既決部分検査等	・出来高内訳書の監督職員への提出	出来高内訳書

種別	適用	検査項目	検査留意事項	検査の種類・方法
土木工事共通仕様書 第1編 共通編 (総則)	1-1-1-23	施工管理	<ul style="list-style-type: none"> 出来形・品質管理の記録及び関係書類の監督職員への提出 出来形・品質管理基準が定められていない工種について協議 	測定表、管理図 協議書
	1-1-1-24	履行報告	<ul style="list-style-type: none"> 工事履行報告書の監督職員への提出 	工事履行報告書
	1-1-1-27	爆発及び火災の防止	<ul style="list-style-type: none"> 関係官公庁の指導についての提示 (1-1-1-35 官公庁等への手続き等 関連) 	施工体制の点検
	1-1-1-29	事故報告書	<ul style="list-style-type: none"> 監督職員への連絡及び事故報告書の提出 	工事事故報告書
	1-1-1-35	官公庁等への 手続等	<ul style="list-style-type: none"> 官公庁等への諸手続きにおいて許可、承諾等を得たとき監督職員への提示 地元関係者との交渉内容の文書確認及び監督職員への報告 	施工体制の点検
	1-1-1-36	施工時期及び 施工時間の変更	<ul style="list-style-type: none"> 官公庁の休日または夜間に、現道上の工事または監督職員が把握していない作業を行う場合事前に理由を付した書面によって監督職員への提出 	施工体制の点検 休日、夜間作業届
1-1-1-40	保険の付保及び 事故の補償	<ul style="list-style-type: none"> 建設業退職金共済制度等への加入義務 掛金収納書の発注者への提出 (契約締結後1ヶ月以内) 	施工体制の点検 掛金収納書	
土木工事共通仕様書 第3編 共通編 (総則)	3-1-1-2	請負代金内訳書 及び工事費構成書	<ul style="list-style-type: none"> 請負代金内訳書の発注者への提出 工事費構成書の受注者への提出 (工事費構成書の提示を求められたとき) 	施工体制の点検
	3-1-1-3	工程表	<ul style="list-style-type: none"> 監督職員への提出 	
	3-1-1-6	監督職員による検査(確認を含む)及び立会等	<ul style="list-style-type: none"> 立会依頼書の監督職員への提出 設計図書及び監督職員の定めた工種の施工段階における段階確認の適正な実施 	
	3-1-1-7	数量の算出	<ul style="list-style-type: none"> 出来形数量の監督職員への提出 	出来形数量の算出 資料
	3-1-1-8	品質証明	<ul style="list-style-type: none"> 品質証明員の氏名、資格、経験及び経歴書の提出 品質証明書の提出 	施工体制の点検
	3-1-1-11	施工管理	<ul style="list-style-type: none"> 建設材料の品質記録の監督職員への提出 	品質記録図 生コンクリート 品質記録表 コンクリート二次 製品品質記録表

1.4.2.3 検査留意事項（施工計画書記載事項）

記載事項	検査留意事項	備考
1. 工事概要		
2. 計画工程表	・ 施工工程順序は適切か	
3. 現場組織表	・ 現場代理人、主任（監理）技術者、各管理担当（工程、出来形、品質、機械、安全巡視、事務等）が適切に配置されているか	
4. 指定機械	・ 設計図書により指定された建設機械に適合しているか	
5. 主要船舶・機械	・ 主要船舶、機械の規格及び確認方法が適切か	
6. 主要資材	・ 品名、規格及び確認方法（承諾、カタログ等）が適切か	
7. 施工方法 （主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）	・ 契約図書（技術提案等も含む）で指定された工法、対策となっているか	
8. 施工管理計画	・ 出来形、品質、写真管理の管理項目、基準、方法、処置が適切か	
9. 安全管理	・ 安全訓練実施計画は適切か	
10. 緊急時の体制 及び対応	・ 緊急時の連絡体制は適切か ・ 緊急時の対応組織及び緊急用資機材の確保体制は適切か	
11. 交通管理	・ 過積載による違法運行の防止指導体制及び過積載車両に対する処置方法は適切か ・ 交通整理員配置計画は適切か ・ 現道工事における安全施設配置は適切か ・ 工事用資材及び機械などの輸送計画は適切か	
12. 環境対策	・ 騒音、振動、塵埃、水質汚濁対策は適切か ・ 周辺住民への対応及び苦情処理計画は適切か	
13. 現場作業環境の 整備	・ 現場作業事務所、作業宿舎、休憩所、作業現場及び現場周辺の美装化計画は適切か ・ 地域周辺行事への積極的参加	
14. 再生資源の利用 の促進と建設副産物の適正処理方法	・ 建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用が図られているか 再生資源利用計画書（実施書） 再生資源利用促進計画書（実施書）	
15. その他	必要に応じて	

1.4.2.4 検査留意事項（工事実施状況）

記載事項	検査留意事項	検査方法
1. 工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ・計画工程と実施工程との整合 ・変更指示、一時中止等による適切な工程の見直し ・工程回復努力 	実施工程表
2. 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・安全協議会の活動状況（KY、TBM、安全巡視） ・安全訓練の実施状況（及び社内安全巡視状況） ・過積載運行防止指導状況及び過積載車両に対する処理結果 ・交通整理員及び安全施設配置状況 	議事録、活動状況写真 活動状況写真・ビデオ 指導記録写真・ビデオ 写真
3. 使用材料	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な試験期間での実施 ・試験成績表が規格を満足 ・二次製品のカタログ、パンフレットの添付 	関係資料
4. 施工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書どおりの施工方法 	写真
5. 施工管理	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な試験立会頻度 ・社内検査実施状況、結果及び改善処置結果 	写真 写真、関係資料
6. 緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応努力 	写真、関係資料
7. 環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動、塵埃、水質汚濁等の適切な処置 ・苦情に対する適切な処置 ・建設廃棄物の適切な処 ・再生資源の適切な処置 	マニフェスト、写真
8. 現場作業環境	<ul style="list-style-type: none"> ・現地事務所、作業宿舎等の美装化の積極的な実施 ・地域周辺行事への積極的な参加 	
9. 書類管理	<ul style="list-style-type: none"> ・指示、承諾、協議等の適切な処置（区分、時期、内容） ・管理手法、整理手法の的確性、創意工夫 ・安全活動、重機点検記録 	

1.4.3 出来形検査

検査技術基準第4条、技術検査基準第7条及び請負工事成績評定要領に基づき実施する。

出来形検査は、位置、出来形寸法が設計図書に規定された出来形に適合しているか否かを確認するものであり、実地において測定可能な出来形については検査職員が実測し出来形を確認することを原則とする。

また、実測が不可能なものについては書面（出来形管理写真を含む出来形管理資料）により確認を行う。

出来形に関する検査の手順は以下のとおりである。

- (1) 出来形管理資料について、出来形管理基準に定められた測定項目、測定頻度並びに規格値を満足しているか否かを確認するとともに、出来形寸法のバラツキについて把握する。
なお、一部分を任意に抽出して出来形管理写真との整合についても確認する。
- (2) 検査技術基準に定められた検査頻度以上を原則とし、かつ偏りのないように検測箇所を選定する。
検査技術基準に記載されていない工種の検査頻度は、工事内容及び検査項目等を考慮し選定するが、おおむね共通仕様書施工管理基準頻度の20%程度実施するものとする。
- (3) 実地において出来形寸法を検測するとともに、ふくらみやくぼみ等の有無について観測する。
なお、検査時に不可視となる部分については監督職員の段階確認資料及び請負者の測定結果資料に基づき検査を実施する。
- (4) 出来形確認の結果と規格値の対比並びに観測結果に基づき適否を判断する。
なお、外部からの観察、出来形管理資料等により出来形の適否が判断できない場合は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊検査を実施する。

1.4.4 品質検査

検査技術基準第5条、技術検査基準第8条及び請負工事成績評定要領に基づき実施する。

品質検査は、使用された材料の品質及び施工品質が設計図書に規定された品質に適合しているか否かを確認するもので、書面による確認及び現地や施工状況写真の観察により判断する。

品質検査の手順は以下のとおりである。

- (1) 品質管理資料について、品質管理基準に定められた試験項目、試験頻度並びに規格値を満足しているか否かを確認するとともに、品質のバラツキについて把握する。
- (2) 現地や施工状況写真等の観察により均等に施工されているか否かを判断する。
- (3) 動作確認が行える施設については、実際に操作し確認を行うとともに、必要により性能を実測する。
- (4) 品質管理資料の規格値との対比、並びに観察結果により適否を判断する。
なお、品質管理資料、外部からの観察等により品質の適否が判断できない場合は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊検査を実施する。

1.4.5 出来ばえ検査

技術検査基準第9条及び請負工事成績評定要領に基づき実施する。

1.4.6 破壊検査

契約書において、「(工事の完成を確認するための検査において)発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。」と定められている。

最小限度の破壊検査とは

(1) 出来形に関する最小限度の破壊検査の例

構造物の寸法・・・確認の必要な部分の掘り起こし又は抜き取り等の破壊を行い、実測により確認する。

舗装の厚さ・・・確認の必要な部分のコアを採取し実測により確認する。

(2) 品質に関する最小限度の破壊検査の例

コンクリート・・・確認の必要な部分の一部をはつり取り、目視及びシュミットハンマー等を利用し確認する。さらに確認が必要な場合は、コアを採取し、その試験結果により確認する。

アスファルト・・・確認の必要な部分のコアを採取し、その試験結果により確認する。

土工・・・・・・・・確認の必要な部分を掘り起こし、密度試験などの試験を行い、その結果により確認する。

2. 出来形数量計算書

2. 出来形数量計算書

2.1 目的

出来形数量計算書作成は、出来高管理を行う上で必要かつ重要な作業である。

この作業には3通りの目的があり、その内容は下記のとおりである。

- (1) 契約数量が契約図書及び現地との照合の結果間違いがないか、その照査を行うと共に、契約図書に数量が明示されていない各種材料及び構造の数量計算
- (2) 設計図面等に変更があった場合、変更に関する数量計算
- (3) 出来高確認のための数量計算

2.2 作成上の留意点

上記3通りの作業に関する留意点を下記に述べる。

- (1) 契約数量が契約図書及び現地との照合の結果間違いがないか、その照査を行うと共に、契約図書に数量が明示されていない場合各種材料及び構造の数量計算を行う。
 - 1) 数量計算対象は工事内訳書、付属明細書及び各種構造図等に示されている工種全般とする。また、一式契約、仮設工（床掘、埋戻し、型枠、支保工、足場等）についても数量計算を行う。数量計算は設計寸法によって行う。
 - 2) この照査によって契約数量、寸法等の誤りが発見される場合もあり、この結果が施工に影響を与えるので、工事契約後直ちに数量計算を実施する必要がある。
 - 3) 違算等の資料（数量計算、図面等）は、変更指示及び契約変更の資料として利用される場合もあるので、早急にかつ正確に作成しなければならない。
- (2) 設計図面等に変更があった場合、変更に関する数量計算を行う。
 - 1) 変更数量計算書、図面等は変更指示及び契約変更の資料として利用されるので、早急かつ確実に作成しなければならない。
 - 2) 変更数量計算書は、変更指示書に明示された条件及び変更設計寸法を基に算出された数量である。したがって、契約変更数量は、監督職員が変更指示した内容のみ認められるものであり、現地出来形寸法で算出されたものではない。
- (3) 出来高数量確認のために数量計算を行う。
 - 1) 数量計算の結果が出来高内訳書及び出来高報告書（数量内訳書）に記入される。
 - 2) 数量計算は工事内訳書、付属明細書に記載されている契約数量に対して行う。
 - 3) 数量計算は出来形寸法によって計算する。この場合、出来形寸法が設計寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値に定める規格値を満足していれば、出来高数量は設計数量とする。

注) 前項(3)の出来高数量確認のために行う数量計算で、出来形寸法が設計寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値に定める規格値を満足していれば、前項(1)(2)の契約数量確認及び変更数量計算のために作成した数量計算書を添付する。

2.3 作成要領

数量計算は、土木工事設計要領第 I 編共通編によることを原則とするが、細部要領の運用は下記のとおりとする。

- (1) 数量計算は、土木工事数量算出要領（案）、施工条件及び手順等を十分把握した後、数量算出項目及び区分毎に一覧表を作成し、土木工事積算体系ツリーに沿って整理する。また、単位の取り違いには十分注意する。土木工事数量算出要領（案）は、国土技術政策総合研究所 (<http://www.nilim.go.jp/>) → 「研究成果・技術情報」 → 「工事関連の様式集」 → 「土木工事数量算出要領・数量集計表」を参照のこと。
- (2) 公式で計算する場合は、当該公式を記入して計算を実行する。
- (3) 計算対象の構造物は図示するとともに、計算に使用する寸法は構造図に記入する。
- (4) 設計図に記入されていない寸法を用いて計算する場合は、その寸法の算出根拠を明確に計算書に記載する。
- (5) 計算過程は第三者にも理解できるように分かり易く計算する。

2.4 その他の留意事項

数量契約以外の設計変更に係わる数量計算書の提出は不要とする。

3. 電 子 納 品

3. 電子納品

3.1 電子納品に関する要領・基準

土木工事共通仕様書 3-1-1-9 工事完成図書 の納品 1. 電子成果品及び紙の成果品により、受注者は「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて電子成果品及び紙の成果品を作成及び納品しなければならないと規定されている。電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】は、国土交通省 ホームページ→「技術調査」→「CALS/EC」→「CALS/EC 電子納品に関する要領・基準」→「要領・基準類」(http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/) のガイドラインを参照のこと。

第4編 その他

1. 工 事 打 合 簿

1. 工事打合簿

1.1 目的

土木工事共通仕様書、区画線設置工事共通仕様書、植栽工事共通仕様書に、指示等各事項の処理内容が規定されている。また、工事請負契約書及び特記仕様書にも同様に規定されている。そこで、本章は各事項の定義、書類作成上の具体的な留意点、作成要領、作成例等を取りまとめたものである。

1.2 各事項の定義及び取扱上の留意点

1.2.1 指 示

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 15. 指示に、「**指示**とは、契約図書の定めに基づき監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。」と定義されている。即ち、工期の変更、工事内容の変更等について指示書により受注者に**通知**される。受注者は指示内容（施工位置、数量、形状寸法、品質、その他指示事項等）を**確認**のうえ、指示書に承諾印を押して監督職員に回答する。

口頭による指示があった場合の処理については、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-6 監督職員 2. 監督職員の権限の行使に「監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による**指示**等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を**確認**するものとする。」と規定されている。

1.2.2 承 諾

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 16. 承諾に、「**承諾**とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。」と定義されている。

工事打合簿により監督職員に申し出なければならない。

承諾事項は品質管理に関する項目が多く、承諾を受ける内容を明確に記入すると共に、必要な関係資料を添付する。

1.2.3 協 議

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 17. 協議に、「**協議**とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。」と定義されている。

実務上は受注者から工事打合簿により監督職員に協議される場合が多い。

協議件数の大半は、設計図書と工事現場の状態の不一致等による協議である。この場合、工事数量及び構造変更等設計変更に関わる事が多いので、十分なる現地調査、構造の検討を行い、協議内容（理由、対策検討の内容、数量、形状寸法、施工方法等）を工事打合簿に明確に記述して協議を行わなければならない。

1.2.4 提出

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 18. 提出に、「**提出**とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。」と定義されている。

提出事項は、施工計画書等書類、材料の見本または資料の提出等、施工前の処置事項が多く、提出が遅延すると工程に影響をきたすので留意する。

1.2.5 提示

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 19. 提示に、「**提示**とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。」と定義されている。

1.2.6 報告

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 20. 報告に、「**報告**とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について、書面により知らせることをいう。」と定義されている。

報告内容は主として事故、苦情、施工中の異常発見等であり、工事打合簿により監督職員に報告される。この場合遅滞なく、かつ的確に報告しなければならない。

1.2.7 通知

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 21. 通知に、「**通知**とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。」と定義されている。

1.2.8 連絡

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 22. 連絡に、「**連絡**とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。」と定義されている。

1.2.9 納品

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 23. 納品に、「**納品**とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。」と定義されている。

1.3 作成要領

- (1) 様式については、九州地方整備局ホームページの「建設技術情報等」 → 「土木工事 施工関連」 (http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html) → 「工事関係書類」の標準様式を使用する。
- (2) 表題を冒頭に記入する。表題は短文でかつ、本文内容を表現できる文面が好ましい。
- (3) 本文については、受信者または第三者が判断を誤らず容易に理解できるよう、正確に、簡潔に、要領よくまとめなければならない。

文面の内容としては、

位 置 等 (場所名、測点番号、構造物番号等)

工 種 等 (工種名、材料名、管理資料名等)

現 状 等 (現地状況、施工状況等)

問 題 点 (契約書、特記仕様書、共通仕様書等から発議を必要とする内容) 対策または
処置内容

対策または処置立案の理由

発議を必要とした仕様書等の規定条項の全部または一部の組合せによって構成する。

(4) 本文で表現できない場合は別紙または別図によって詳細に記述する。

(5) カタログまたは試験成績表を添付する場合は、該当部分を赤線で囲む等明示すると共に、その
内容の照査を十分行う。

1.4 作成例及び参考様式

※下記、——— の根拠条項は必ず明記すること。

(1) 協議

【湧水の発生について】

No.○～No.○における路床置換の掘削において、別図及び写真のとおり湧水が発生し、路床盛土の施工及び舗装構造に影響を及ぼす恐れがあり、別図のとおり地下排水管の施工が妥当と思われますので、土木工事共通仕様書第○編共通編○-○-○-○ □・・に基づき協議します。

【水替工について】

第○号函渠の基礎床掘の結果湧水が多く、設計上の潜水ポンプ口径○○mm○台では別紙写真（排水作業1時間及び2時間後の状況）のとおり排水困難である為、別紙計算書により口径○○mm○台を追加使用いたしたく、特記仕様書第○条に基づき協議します。

(2) 承諾

【仮 B M (No.○) の移設について】

設計変更に伴う追加取付道路工事の為、表記仮BMが支障となりますので、土木工事共通仕様書第○編○-○-○-○ □・・に基づき移設について承諾願います。
なお、移設位置は別図のとおりです。

(3) 提出

【施工計画書について】

土木工事共通仕様書第○編○-○-○-○ □・・に基づき施工計画書を別冊のとおり提出します。

(4) 報告

【地元住民からの苦情について】

No.○○（右）付近に居住されている○○○○氏から、土運搬における自動車騒音について別紙のとおり苦情がありましたので、土木工事共通仕様書第○編○-○-○-○ □・・に基づき報告します。

2. 施工管理関係図書

2. 施工管理関係図書

施工管理に関する関係図書を以下に示す。

図 書 名
■ 土木請負工事必携 ※ 土木請負工事必携は、九州地方整備局のホームページを参照のこと。
■ 土木工事共通仕様書 ■ 区画線設置工事共通仕様書 ■ 植栽工事共通仕様書 ※ 共通仕様書類は、九州地方整備局のホームページを参照のこと。
■ 土木工事設計要領（第Ⅰ編：共通編、第Ⅱ編：河川編、第Ⅲ編：道路編） ※ 土木工事設計要領は、九州地方整備局のホームページを参照のこと。
■ 土木工事施工管理基準及び規格値（品質、出来形） ■ 写真管理基準 ※ 土木工事施工管理基準及び規格値、写真管理基準は、九州地方整備局のホームページを参照のこと。
■ 示方書等 ■ 指針等 （コンクリート標準示方書、道路橋示方書等。なお、使用する図書名は「土木工事設計要領第Ⅰ編：共通編」に記載しているので参照のこと。）

3. 指針・通達等

3. 指針・通達等

No.	指針・通達等名称	(上段) 参照先/ (下段) 参照先 URL
3.1	土木工事における受発注者の業務効率化の推進について	「国土交通省」→「技術調査」→「工事成績・施工基準関係」の2. 土木工事共通仕様書・施工管理基準等(1) 土木工事における受発注者の業務効率化の推進について
		http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html
3.2	平成22年度土木工事における受発注者の業務効率化の実施について	同上
		同上
3.3	監理技術者制度運用マニュアル	「国土交通省」→「土地・建設産業」→「ガイドライン等」のガイドライン・マニュアル
		http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html
3.4	施工体制台帳作成のポイント	「九州地方整備局」→「建政部」→「建設業」→「建設工事の施工体制等について」の施工体制台帳の作成のポイント
		http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_02.html#sekoutaisei
3.5	土木コンクリート構造物の品質確保について	「九州地方整備局」→「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」→「「施工管理編」(品質管理・出来形管理・その他)(平成20年9月)」のコンクリート関係
		http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index_05.html
3.6	コンクリート耐久性向上対策実施要領	同上
		同上
3.7	コンクリート耐久性向上対策の取り扱い	「コンクリート耐久性向上対策実施要領」に含まれる
3.8	コンクリート中の塩化物総量規制(土木構造物)実施要領	「九州地方整備局」→「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」→「「施工管理編」(品質管理・出来形管理・その他)(平成20年9月)」のコンクリート関係
		http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index_05.html
3.9	アルカリ骨材反応抑制対策(土木構造物)実施要領	「九州地方整備局」→「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」→「「施工管理編」(品質管理・出来形管理・その他)(平成20年9月)」のコンクリート関係「アルカリ骨材反応抑制対策実施要領」の表題にて掲載
3.10	アルカリ骨材反応抑制対策(土木・建築共通)	同上

No.	指針・通達等名称	(上段) 参照先/ (下段) 参照先 URL
3. 11	コンクリート構造物に使用する 普通ポルトランドセメントについて	「九州地方整備局」→「建設技術情報等」→「土木工事 施 工関連」→「「施工管理編」(品質管理・出来形管理・その他) (平成 20 年 9 月)」のコンクリート関係
		http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index_05.html
3. 12	レディーミクストコンクリートの 品質確保について	「九州地方整備局」→「建設技術情報等」→「土木工事 施 工関連」→「「施工管理編」(品質管理・出来形管理・その他) (平成 20 年 9 月)」のコンクリート関係「レディーミクスト コンクリートの品質確保について(単位水量)」の表題にて掲 載
		同上
3. 13	レディーミクストコンクリートの 品質確保の運用について	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」 に含まれる
		同上
3. 14	レディーミクストコンクリート 単位水量測定要領(案)	「九州地方整備局」→「建設技術情報等」→「土木工事 施 工関連」→「「施工管理編」(品質管理・出来形管理・その他) (平成 20 年 9 月)」のコンクリート関係
		同上
3. 15	微破壊・非破壊試験によるコンクリート 構造物の強度測定試行要領(案)	同上
		同上
3. 16	非破壊試験によるコンクリート構造物 中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)	同上
		同上
3. 17	土木工事の情報共有システム活用 ガイドライン	「国土交通省」→「技術調査」→「CALs/EC」→「CALs/EC 電 子納品に関する要領・基準」(http://www.cals-ed.go.jp/) →「要領・基準類」→「ガイドライン」の土木工事の情報共 有システム活用ガイドライン
		http://www.cals-ed.go.jp/cris_guideline/
3. 18	防護柵設置工の施工における 出来形確保について	「国土交通省」→「技術調査」→「工事成績・施工基準関係」 の 2. 土木工事共通仕様書・施工管理基準等(5) 非破壊試 験(i) 鋼製防護柵(ガードレール等)
		http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html

4. 「土木工事共通仕様書」(抜粋)

提出項目一覧

4. 「土木工事共通仕様書」（抜粋）提出項目

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
1	0	0	0	0	第1編	共通編
1	1	0	0	0	第1章	総則
1	1	1	0	0	第1節	総則
1	1	1	2	0	1-1-1-2	用語の定義
1	1	1	2	18	18. 提出	提出とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係る書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
1	1	1	3	0	1-1-1-3	設計図書の照査等
1	1	1	3	2	2. 設計図書の照査	受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実を確認できる資料を書面により 提出 し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。 ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。
1	1	1	4	0	1-1-1-4	施工計画書
1	1	1	4	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	4	2	2. 変更施工計画書	受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	4	3	3. 詳細施工計画書	受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を 提出 しなければならない。
1	1	1	10	0	1-1-1-10	施工体制台帳
1	1	1	10	1	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	10	2	2. 施工体系図	第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	10	4	4. 施工体制台帳等変更時の処置	第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に 提出 しなければならない。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
1	1	1	12	0	1-1-1-12	調査・試験に対する協力
1	1	1	12	2	2. 公共事業労務費調査	受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
1	1	1	12	2	(1)	調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に 提出 する等必要な協力をしなければならない。
1	1	1	12	5	5. 低入札価格調査	受注者は、当該工事が予決令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。
1	1	1	12	5	(1)	受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を 提出 しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
1	1	1	12	5	(3)	受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完成後、速やかに発注者に 提出 しなければならない。
1	1	1	12	6	6. NETIS	受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき NETIS に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国営施第17号、国総施第141号）による必要な措置をとるものとする。
1	1	1	12	6	(1)	受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ 提出 しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。
1	1	1	12	6	(2)	受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を発注者に 提出 しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ 提出 しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。
1	1	1	13	0	1-1-1-13	工事の一時中止
1	1	1	13	3	3. 基本計画書の作成	前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に 提出 し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
1	1	1	16	0	1-1-1-16	支給材料及び貸与品
1	1	1	16	3	3. 支給品精算書、 支給材料精算書	受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、土木工事にあつては支給品精算書を、港湾工事及び空港工事にあつては支給材料精算書を、監督職員を通じて発注者に 提出 しなければならない。
1	1	1	17	0	1-1-1-17	工事現場発生品
1	1	1	17	1	1. 一般事項	受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に 提出 しなければならない。
1	1	1	17	2	2. 設計図書以外の 現場発生品の処置	受注者は、第1項以外のもので発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に 提出 しなければならない。
1	1	1	18	0	1-1-1-18	建設副産物
1	1	1	18	4	4. 再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	18	5	5. 再生資源利用 促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	18	6	6. 実施書の提出	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に 提出 しなければならない。
1	1	1	18	7	7. 建設副産物 情報交換システム	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ 提出 すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。
1	1	1	20	0	1-1-1-20	工事完成検査
1	1	1	20	1	1. 工事完成通知書の 提出	受注者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	21	0	1-1-1-21	既済部分検査等
1	1	1	21	2	2. 部分払いの請求	受注者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	21	7	7. 中間前払金の請求	受注者は、契約書第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に土木工事にあつては履行報告書、港湾工事、空港工事にあつては工事旬報を作成し、監督職員に 提出 しなければならない。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
1	1	1	23	0	1-1-1-23	施工管理
1	1	1	23	8	8. 記録及び関係書類	受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準）により施工管理を行い、また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。 なお、土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。
1	1	1	24	0	1-1-1-24	履行報告
1	1	1	24	1		受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	29	0	1-1-1-29	事故報告書
1	1	1	29	1		受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事故報告書を 提出 しなければならない。
1	1	1	30	0	1-1-1-30	環境対策
1	1	1	30	3	3. 注意義務	受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	30	8	9. 特定調達品目	受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等という。）の使用を積極的に推進するものとする。 グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。 また、その調達実績の集計結果を監督職員に 提出 するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。
1	1	1	35	0	1-1-1-35	官公庁等への手続等
1	1	1	35	3	3. 諸手続きの提示、提出	受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。 なお、監督職員から請求があった場合は、写しを 提出 しなければならない。
1	1	1	36	0	1-1-1-36	施工時期及び施工時間の変更
1	1	1	36	2	2. 休日または夜間の作業連絡	受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の工事については書面により 提出 しなければならない。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
1	1	1	37	0	1-1-1-37	工事測量
1	1	1	37	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	40	0	1-1-1-40	保険の付保及び事故の補償
1	1	1	40	5	5. 掛金収納書の提出	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に 提出 しなければならない。
1	2	0	0	0	第2章	土工
1	2	3	0	0	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工
1	2	3	1	0	1-2-3-1	一般事項
1	2	3	1	7	7. 建設発生土受入れ地の実測	受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に 提出 しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。
1	2	3	3	0	1-2-3-3	盛土工
1	2	3	3	9	9. 採取場の実測	受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に 提出 しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。
1	2	4	0	0	第4節	道路土工
1	2	4	1	0	1-2-4-1	一般事項
1	2	4	1	11	11. 建設発生土の受入れ地の実測	受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に 提出 しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。
1	2	4	3	0	1-2-4-3	路体盛土工
1	2	4	3	12	12. 採取場の実測	受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に 提出 しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。
1	2	4	4	0	1-2-4-4	路床盛土工
1	2	4	4	14	14. 土の採取	受注者は、土の採取の搬入に先立ち、指定された採取場、建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に 提出 しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
1	3	0	0	0	第3章	無筋・鉄筋コンクリート
1	3	3	0	0	第3節	レディーミクストコンクリート
1	3	3	2	0	1-3-3-2	工場の選定
1	3	3	2	3	3. JIS以外のレディーミクストコンクリート	受注者は、第1編3-3-2第1項(2)に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督職員へ 提出 しなければならない。
2	0	0	0	0	第2編	材料編
2	1	0	0	0	第1章	一般事項
2	1	2	0	0	第2節	工事材料の品質
2	1	2	0	1	1. 一般事項	受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ 提出 しなければならない。 なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。
2	1	2	0	3	3. 試験を行う工事材料	受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書に定める方法により試験を実施し、その結果を監督職員に 提出 しなければならない。なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。
2	1	2	0	4	4. 見本・品質証明資料	受注者は、設計図書において監督職員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に 提出 し、確認を受けなければならない。 なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の 提出 は省略できる。
2	1	2	0	6	6. 海外の建設資材の品質証明	受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に 提出 しなければならない。 なお、表2-1-1に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。
2	2	0	0	0	第2章	土木工事材料
2	2	7	0	0	第7節	セメントコンクリート製品
2	2	7	1	0	2-2-7-1	一般事項
2	2	7	1	3	3. アルカリ骨材反応抑制対策	受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料を監督職員に 提出 しなければならない。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
3	0	0	0	0	第3編	土木工事共通編
3	1	0	0	0	第1章	総則
3	1	1	0	0	第1節	総則
3	1	1	2	0	3-1-1-2	請負代金内訳書及び工事費構成書
3	1	1	2	1	1. 請負代金内訳書	受注者は、契約書第3条に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を規定されたときは、内訳書を監督職員を通じて発注者に 提出 しなければならない。
3	1	1	2	4	4. 工事費構成書の提出	総括監督員は、受注者から工事費構成書の提示を求められたときは、その日から14日以内に主任監督員を経由して受注者に 提出 しなければならない。
3	1	1	2	7	7. 請負代金内訳書の提出	受注者は、請負代金内訳書を監督職員へ提出する際には、紙で出力した請負代金内訳書に捺印したもの、及び入力済みの電子データが保存された電子媒体の両方を監督職員を経由して発注者に 提出 しなければならない。
3	1	1	3	0	3-1-1-3	工程表
3	1	1	3	0		受注者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に 提出 しなければならない。
3	1	1	6	0	3-1-1-6	監督職員による確認及び立会等
3	1	1	6	1	1. 立会依頼書の提出	受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に 提出 しなければならない。
3	1	1	6	2	2. 監督職員の立会	監督職員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の 提出 を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
3	1	1	6	6	6. 段階確認	
3	1	1	6	6	(2)	受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に 提出 しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
3	1	1	6	6	(3)	受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ 提出 しなければならない。
3	1	1	7	0	3-1-1-7	数量の算出
3	1	1	7	2	2. 出来形数量の提出	受注者は、出来形測定の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に 提出 しなければならない。出来形測定の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。 なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。
3	1	1	8	0	3-1-1-8	品質証明
3	1	1	8	0	(1)	品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間技術検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時までに監督職員へ 提出 しなければならない。
3	1	1	8	0	(5)	品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に 提出 しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
3	1	1	11	0	3-1-1-11	施工管理
3	1	1	11	2	2. 品質記録台帳	受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（国土交通大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通達、平成30年3月28日）に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。
3	1	1	15	0	3-1-1-15	提出書類
3	1	1	15	1	1. 一般事項	受注者は、提出書類を通達、マニュアル及び様式集等により作成し、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。
3	1	1	16	0	3-1-1-16	創意工夫
3	1	1	16	1		受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目について、工事完成時まで所定の様式により、監督職員に提出することができる。
3	2	0	0	0	第2章	一般施工
3	2	3	0	0	第3節	共通的工種
3	2	3	13	0	3-2-3-13	ポストテンション桁製作工
3	2	3	13	3	3. PC緊張の施工	
3	2	3	13	8	(4)	プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、監督職員に緊張管理計画書を提出しなければならない。
3	2	3	31	0	3-2-3-31	現場塗装工
3	2	3	31	16	16. 検査	
3	2	3	31	16	(1)	受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。
3	2	3	32	0	3-2-3-32	かごマット工
3	2	3	32	2	2. 要求性能	線材は、以下の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、受注者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。 なお、本工事において蓋材に要求される性能（摩擦抵抗）は設計図書によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。
3	2	3	32	3	3. 表示標の提出	受注者は、納入された製品について監督職員が指定する表示標（底網、蓋網、側網及び仕切網毎に網線に使用した線材の製造工場名及び表示番号、製造年月日を記載したもの）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果を提出しなければならない。
3	2	3	33	0	3-2-3-33	袋詰玉石工
3	2	3	33	3	3. 根固め用袋材の要求性能の確認	要求性能の確認は、表3-2-14に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
3	2	4	0	0	第4節	基礎工
3	2	4	4	0	3-2-4-4	既製杭工
3	2	4	4	1	1. 既製杭工の種類	-
3	2	4	4	2	2. 既製杭工の工法	-
3	2	4	4	4	4. 施工計画書、 施工記録	受注者は、あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	4	14	14. 杭支持層の 確認・記録	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）7施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。セメントミルク噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。
3	2	4	4	21	21. 鋼管杭・H鋼杭の 現場継手	
3	2	4	4	21	(10)	受注者は、本項（7）及び（8）のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	5	0	3-2-4-5	場所打杭工
3	2	4	5	2	2. 施工計画書、 施工記録	受注者は、杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	5	8	8. 支持地盤の確認	受注者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。また、受注者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない。
3	2	4	5	15	15. 杭径確認	受注者は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督職員に 提出 しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督職員と協議しなければならない。
3	2	4	6	0	3-2-4-6	深礎工

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
3	2	4	6	4	4. 支持地盤の確認	受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	6	12	12. 施工計画書、施工記録	受注者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	7	0	3-2-4-7	オープンケーソン基礎工
3	2	4	7	4	4. 施工記録の整備、保管	受注者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	7	9	9. 支持地盤の確認	受注者は、オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	8	0	3-2-4-8	ニューマチックケーソン基礎工
3	2	4	8	3	3. 施工記録の整備、保管	受注者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	8	7	7. 底面地盤の支持力と地盤反力係数	受注者は、ニューマチックケーソンが設計図書に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を確認するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	9	0	3-2-4-9	鋼管矢板基礎工
3	2	4	9	2	2. 施工計画書、施工記録	受注者は、施工前に杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	9	11	11. 鋼管矢板の溶接	
3	2	4	9	11	(9)	受注者は、本項 (7) 及び (8) のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	6	0	0	第6節	一般舗装工
3	2	6	3	0	3-2-6-3	アスファルト舗装の材料
3	2	6	3	2	2. 事前審査認定書	受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを監督職員に 提出 するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
3	2	6	3	3	3. 試験結果の提出	<p>受注者は、以下の材料の試験結果を、工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督職員が承諾した場合には、受注者は、試験結果の提出を省略することができる。</p> <p>(1) 粒状路盤材及び粒度調整路盤材 (2) セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用する骨材 (3) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルトコンクリート再生骨材</p>
3	2	6	3	4	4. 試験成績書の提出	<p>受注者は、使用する以下の材料の試験成績書を工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。</p> <p>(1) セメント安定処理に使用するセメント (2) 石灰安定処理に使用する石灰</p>
3	2	6	3	5	5. 品質証明資料の提出	<p>受注者は、使用する以下の材料の品質を証明する資料を工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。</p> <p>(1) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルト (2) 再生用添加剤 (3) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料 なお、製造後60日を経過した材料は、品質が規格に適合するかどうかを確認するものとする。</p>
3	2	6	3	6	6. 小規模工事の試験成績書	<p>受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、使用実績のある以下の材料の試験成績書の提出によって、試験結果の提出に代えることができる。</p> <p>(1) 粒状路盤材及び粒度調整路盤材 (2) セメント安定処理、石灰安定処理に使用する骨材</p>
3	2	6	3	7	7. 小規模工事の骨材試験	<p>受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験を省略することができる。</p> <p>(1) 加熱アスファルト安定処理に使用する骨材 (2) 基層及び表層に使用する骨材</p>
3	2	6	7	0	3-2-6-7	アスファルト舗装工
3	2	6	7	4	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	
3	2	6	7	4	(3)	<p>受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。</p>
3	2	6	7	5	5. 基層及び表層の規定	
3	2	6	7	5	(2)	<p>受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による配合設計書の提出によって配合設計を省略することができる。</p>
3	2	6	7	5	(4)	<p>受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験練り結果報告書の提出によって試験練りを省略することができる。</p>

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
3	2	6	7	5	(8)	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で得られている基準密度の試験結果を 提出 することにより、基準密度の試験を省略することができる。
3	2	6	12	0	3-2-6-12	コンクリート舗装工
3	2	6	12	4	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	
3	2	6	12	4	(3)	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験結果の 提出 によって、配合設計を省略することができる。
3	2	6	19	0	3-2-6-19	コンクリート舗装補修工
3	2	6	19	9	9. タワミ測定	受注者は、アスファルト注入完了後、注入箇所の舗装版ごとにタワミ測定を行い、その結果を監督職員に 提出 しなければならない。 なお、タワミ量が0.4mm以上となった箇所については、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3	2	12	0	0	第12節	工場製作工（共通）
3	2	12	2	0	3-2-12-2	材料
3	2	12	2	2	2. ミルシートの提出	受注者は、鋼材の材料のうち、主要構造部材に使用される鋼材の品質が記されたミルシートについて、工事完成時に 提出 するものとする。
3	2	12	3	0	3-2-12-3	桁製作工
3	2	12	3	1	1. 製作加工	
3	2	12	3	1	(2)	工作
3	2	12	3	1	①	受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。 ただし、圧延直角方向でJIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。 また、連結板などの溶接されない部材についても除くものとする。 なお、板取りに関する資料を保管し、工事完成時に 提出 しなければならない。ただし、それ以外で監督職員または検査職員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。
6	0	0	0	0	第6編	河川編
6	1	0	0	0	第1章	築堤・護岸
6	1	7	0	0	第7節	法覆護岸工
6	1	7	2	0	6-1-7-2	材料
6	1	7	2	1	(2)	
6	1	7	2	1	④	止水材は、十分な耐久性を有するものとし、受注者は、耐久性に係わる試験結果を監督職員に 提出 するものとする。
6	1	7	2	1	(3)	
6	1	7	2	1	②	受注者は、止水材及び被覆材の各々の製品に対しては、以下の要件を整えた品質を証明する資料を監督職員に 提出 するものとする。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
6	4	0	0	0	第4章	水門
6	4	9	0	0	第9節	鋼管理橋上部工
6	4	9	1	0	6-4-9-1	一般事項
6	4	9	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
6	4	9	2	0	6-4-9-2	材料
6	4	9	2	4	4. 試験結果の提出	受注者は、以下の材料を使用する場合は、試験結果を工事に使用する前に監督職員へ 提出 しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、監督職員の承諾を得て、試験結果の提出を省略することができる。 (1) 基層及び表層に使用する骨材
6	4	9	2	5	5. 品質証明資料の提出	受注者は、舗装工で以下の材料を使用する場合は、工事に使用する前に、材料の品質を証明する資料を監督職員に 提出 しなければならない。 (1) 基層及び表層に使用するアスファルト (2) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料 なお、品質の証明を監督職員に承諾された瀝青材料であっても、製造60日を経過した材料を使用してはならない。
6	4	9	2	6	6. 小規模工事	受注者は、小規模工事においては、本条4項の規定に係わらず、これまでの実績または定期試験結果の 提出 により、以下の骨材の骨材試験の実施を省略することができる。 (1) 基層及び表層に使用する骨材
6	5	0	0	0	第5章	堰
6	5	10	0	0	第10節	鋼管理橋上部工
6	5	10	1	0	6-5-10-1	一般事項
6	5	10	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
6	8	0	0	0	第8章	河川維持
6	8	3	0	0	第3節	巡視・巡回工
6	8	3	2	0	6-8-3-2	河川巡視工
6	8	3	2	5	5. 巡視結果の報告	受注者は、巡視結果について別に定めた様式により監督職員に 提出 しなければならない。
8	0	0	0	0	第8編	砂防編
8	3	0	0	0	第3章	斜面对策
8	3	4	0	0	第4節	法面工
8	3	3	1	0	8-3-4-7	抑止アンカー工
8	3	4	7	5	5. アンカー定着部の確認	受注者は、削孔にあたり、アンカー定着部の位置が設計図書に示された位置に達したことを、削孔延長、削孔土砂等により確認するとともに、確認結果を監督職員に 提出 しなければならない。
9	0	0	0	0	第9編	ダム編
9	1	0	0	0	第1章	コンクリートダム
9	1	3	0	0	第3節	掘削工
9	1	3	8	0	9-1-3-8	基礎岩盤の確認
9	1	3	8	2	2. 確認資料の提出	受注者は、確認に際しては、設計図書に示す資料を監督職員に 提出 しなければならない。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
9	2	0	0	0	第2章	フィルダム
9	2	3	0	0	第3節	掘削工
9	2	3	8	0	9-2-3-8	基礎地盤及び基礎岩盤確認
9	2	3	8	3	3. 確認資料の提出	受注者は、確認に際しては、設計図書に示す資料を監督職員に 提出 しなければならない。
9	3	0	0	0	第3章	基礎グラウチング
9	3	3	4	0	9-3-3-4	コア採取及び保管
9	3	3	4	2	2. 採取コアの提出	受注者は、採取したコアを孔毎にコア箱に整理し、監督職員が 連絡 する場所に 納品 しなければならない。
9	3	4	0	0	第4節	グラウチング工
9	3	4	5	0	9-3-4-5	注入管理
9	3	4	5	0		受注者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。また、グラウチング工の結果を整理して、速やかに監督職員へ 提出 しなければならない。
10	0	0	0	0	第10編	道路編
10	1	0	0	0	第1章	道路改良
10	1	9	0	0	第9節	カルバート工
10	1	9	1	0	10-1-9-1	一般事項
10	1	9	1	4	4. コンクリート構造物非破壊試験	
10	1	9	1	4	(3)	本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ 提出 しなければならない。
10	3	0	0	0	第3章	橋梁下部
10	3	1	0	0	第1節	適用
10	3	1	0	4	4. コンクリート構造物非破壊試験	
10	3	1	0	4	(3)	本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ 提出 しなければならない。
10	3	1	0	5	5. 強度測定	
10	3	1	0	5	(3)	受注者は、本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ 提出 しなければならない。
10	4	0	0	0	第4章	鋼橋上部
10	4	5	0	0	第5節	鋼橋架設工
10	4	5	1	0	10-4-5-1	一般事項
10	4	5	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
10	5	0	0	0	第5章	コンクリート橋上部
10	5	1	0	0	第1節	適用
10	5	1	0	4	4. コンクリート構造物非破壊試験	
10	5	1	0	4	(3)	本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ 提出 しなければならない。
10	5	1	0	5	5. 強度測定	
10	5	1	0	5	(3)	受注者は、本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ 提出 しなければならない。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
10	5	5	0	0	第5節	PC橋工
10	5	5	1	0	10-5-5-1	一般事項
10	5	5	1	6	6. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
10	5	6	0	0	第6節	プレビーム桁橋工
10	5	6	1	0	10-5-6-1	一般事項
10	5	6	1	1	1. 適用工種	-
10	5	6	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
10	5	7	0	0	第7節	PCホロースラブ橋工
10	5	7	1	0	10-5-7-1	一般事項
10	5	7	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
10	5	8	0	0	第8節	RCホロースラブ橋工
10	5	8	1	0	10-5-8-1	一般事項
10	5	8	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
10	5	10	0	0	第10節	PC箱桁橋工
10	5	10	1	0	10-5-10-1	一般事項
10	5	10	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
10	5	11	0	0	第11節	PC片持箱桁橋工
10	5	11	1	0	10-5-11-1	一般事項
10	5	11	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
10	5	12	0	0	第12節	PC押出し箱桁橋工
10	5	12	1	0	10-5-12-1	一般事項
10	5	12	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
10	7	0	0	0	第7章	コンクリートシェッド
10	7	4	0	0	第4節	プレキャストシェッド上部工
10	7	4	6	0	10-7-4-6	横締め工
10	7	4	6	2	2. 緊張管理計画書	プレストレスの導入に先立ち、1の試験に基づき、監督職員に緊張管理計画書を 提出 するものとする。
10	8	0	0	0	第8章	鋼製シェッド
10	8	6	0	0	第6節	鋼製シェッド上部工
10	8	6	3	0	10-8-6-3	架設工
10	8	6	3	1	1. 検測	受注者は、架設準備として沓座高及び支承間距離等の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
10	14	0	0	0	第14章	道路維持
10	14	3	2	0	10-14-3-2	道路巡回工
10	14	3	2	4	4. 巡回日誌	受注者は、通常巡回終了後速やかに、設計図書に定める様式により巡回日誌を監督職員に 提出 しなければならない。
10	15	0	0	0	第15章	雪寒
10	15	3	0	0	第3節	除雪工
10	15	3	1	0	10-15-3-1	一般事項
10	15	3	1	7	7. 報告書	受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に連絡するものとし、翌日までに設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に 提出 しなければならない。また、各月の終了後、速やかに設計図書に示す様式により除雪月報を監督職員に 提出 しなければならない。
10	15	3	8	0	10-15-3-8	雪道巡回工
10	15	3	8	4	4. 巡回日誌	受注者は、雪道通常巡回終了後速やかに、設計図書に定める様式により巡回日誌を監督職員に 提出 しなければならない。
10	16	0	0	0	第16章	道路修繕
10	16	24	0	0	第24節	橋脚巻立て工
10	16	24	4	0	10-16-24-4	RC橋脚鋼板巻立て工
10	16	24	4	22	22. 注入後の確認書の提出	受注者は、注入を完了した鋼板について、硬化前に鋼板単位毎に番号を付けてチェックハンマー等で注入の確認を行い、未充填箇所が認められた場合は、直ちに再注入を行わなければならない。 なお、注入後の確認書（チェックリスト）を監督職員に工事完成時に 提出 しなければならない。
10	16	24	4	28	28. 現場溶接部の試験及び検査	受注者は、現場溶接部の試験及び検査を、表10-16-2により実施し、その結果を工事完成時に監督職員に 提出 しなければならない。

5. 「土木工事共通仕様書」(抜粋)

確認事項一覧

5. 「土木工事共通仕様書」（抜粋）確認事項

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
1	1	1	5		コリンズ (CORINS)への登録		登録手続	受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し 監督職員の確認を受けたうえ 、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。
総則 総則								
1	2	3	1	2	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類の境界	地山の土及び岩の分類は、表1-2-1によるものとする。 受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、 監督職員の確認を受けなければならない。 また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督職員の指示を受けなければならない。 なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
土工 河川土工・ 海岸土工・ 砂防土工								
1	2	4	1	4	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類の境界	地山の土及び岩の分類は、表1-2-1によるものとする。 受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、 監督職員の確認を受けなければならない。 なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
土工 道路土工								
1	3	3	2	1	工場の選定	一般事項	レディーミクストコンクリートの品質	(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により 監督職員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。
無筋・鉄筋コンクリート レディーミクストコンクリート								

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
1	3	3	3	2	配合	配合試験	配合試験	受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表1-3-1の示方配合表を作成し 監督職員の確認を得なければならない。 ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。
無筋・鉄筋コンクリート レディーミクストコンクリート								
1	3	3	3	6	配合	セメント混和材料	セメント混和材料	受注者は、セメント混和材料を使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に 監督職員の確認を得なければならない。
無筋・鉄筋コンクリート レディーミクストコンクリート								
1	3	5	3		配合		配合試験	コンクリートの配合については、第1編1-3-3-3配合の規定による。 【受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表1-3-1の示方配合表を作成し 監督職員の確認を得なければならない。 ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。】
無筋・鉄筋コンクリート 現場練りコンクリート								
2	2	12	1	(4)	道路標識	反射シート	反射シート	標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。 なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、 監督職員の確認を受けなければならない。
土木工事材料 道路標識及び区画線								
3	1	1	6	6	監督職員による確認及び立会等	段階確認	段階確認	(3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、 監督職員の確認を受けた書面を、 工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。
総則 総則								
3	1	1	6	7	監督職員による確認及び立会等	段階確認の臨場	段階確認の臨場	監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、 監督職員に 施工管理記録、写真等の資料を提示し 確認を受けなければならない。
総則 総則								
3	2	3	32	2	かごマット工	要求性能	線材に要求される性能	線材は、以下の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、受注者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に 監督職員に 提出し、 確認を受けなければならない。
一般施工 共通的工種								

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
3	2	3	33	3	袋詰玉石工	根固め用袋材の要求性能の確認	根固め用袋材の要求性能	要求性能の確認は、表3-2-14に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に 監督職員 に提出し、 確認を受けなければならない。
一般施工 共通の工種								
3	2	7	9	7	固結工	薬液注入工事前の確認事項	薬液注入工事の工法	受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について 監督職員の確認を得なければならない。 (1) 工法関係 ① 注入圧 ② 注入速度 ③ 注入順序 ④ ステップ長 (2) 材料関係 ① 材料（購入・流通経路等を含む） ② ゲルタイム ③ 配合
一般施工 地盤改良工								
3	2	17	2	1	材料	一般事項	肥料、薬剤の品質を証明する資料	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、 施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（平成26年6月改正 法律第69号）に基づくものでなければならない。
一般施工 植栽維持工								
3	2	17	2	4	材料	樹木類の受入検査	樹木類	受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に 監督職員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。
一般施工 植栽維持工								
6	3	8	4	1	境界工	境界杭（鋌）の設置位置	境界杭	受注者は、境界杭（鋌）の設置位置については、 監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。
樋門・樋管 付属物設置工								
6	4	8	4		境界工		境界杭	境界工の施工については、第6編6-3-8-4境界工の規定による。 【受注者は、境界杭（鋌）の設置位置については、 監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。 】
水門 付属物設置工								
6	5	20	4		境界工		境界杭	境界工の施工については、第6編6-3-8-4境界工の規定による。 【受注者は、境界杭（鋌）の設置位置については、 監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。 】
堰 付属物設置工								

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備考
6	8	5	2	2	芝養生工	肥料	肥料	受注者は、使用する肥料の種類、散布量及び配合は設計図書によらなければならない。また、肥料については、施工前に 監督職員に確認を得なければならない。 なお、設計図書に示す材料、使用量及び配合等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
河川維持 堤防養生工								
6	8	6	4	5	ボーリング グラウト工	機械の移動	せん孔長	受注者は、 監督職員が行うせん孔長の確認 後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。
河川維持 構造物補修工								
6	8	9	4		境界杭工		境界杭	境界杭工の施工については、第6編6-3-8-4境界工の規定による。 【受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、 監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。 】
河川維持 付属物設置工								
6	8	12	2		材料		肥料及び薬剤	材料の規定については、第3編3-2-17-2材料の規定による。 【受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に 監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（平成26年6月改正 法律第69号）に基づくものでなければならない。】
河川維持 植栽維持工								
6	8	12	2		材料		樹木類の搬入	材料の規定については、第3編3-2-17-2材料の規定による。 【受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に 監督職員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。】
河川維持 植栽維持工								
8	1	8	4	11	コンクリート 堰堤本体工	接合部の止水性の確認	止水板接合部の止水性	受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 監督職員の確認を受けなければならない。
砂防堰堤 コンクリート 堰堤工								
8	1	8	5		コンクリート 副堰堤工	接合部の止水性の確認	止水板接合部の止水性	コンクリート副堰堤工の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 【受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 監督職員の確認を受けなければならない。 】
砂防堰堤 コンクリート 堰堤工								

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備考
8	1	8	6	1	コンクリート側壁工	適用規定	止水板接合部の止水性	均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 【受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 監督職員の確認を受けなければならない。 】
砂防堰堤 コンクリート堰堤工								
8	1	8	7		間詰工		止水板接合部の止水性	間詰工の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとし、本体と同時に打設する。 なお、これにより難しい場合は設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 【受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 監督職員の確認を受けなければならない。 】
砂防堰堤 コンクリート堰堤工								
8	1	8	8	2	水叩工	適用規定	止水板接合部の止水性	コンクリート、止水板または吸出防止材の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 【受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 監督職員の確認を受けなければならない。 】
砂防堰堤 コンクリート堰堤工								
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工	適用規定	止水板接合部の止水性	隔壁コンクリート基礎、均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 【受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 監督職員の確認を受けなければならない。 】
砂防堰堤 鋼製堰堤工								
8	1	11	4	1	境界工	境界杭（鉋）の設置位置	境界杭	受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、 監督職員の確認を受けるものとし、 設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。
砂防堰堤 砂防堰堤付属物設置工								
8	1	13	2		境界工		境界杭	境界工の施工については、第8編8-1-11-4境界工の規定による。 【受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、 監督職員の確認を受けるものとし、 設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。】
砂防堰堤 付帯道路施設工								

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
8	2	4	5		コンクリート擁壁工		止水板接合部の止水性	コンクリート擁壁工の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 【受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u> 】
流路 流路護岸工								
8	2	5	4		床固め本体工		止水板接合部の止水性	床固め本体工の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 【受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u> 】
流路 床固め工								
8	2	5	5		垂直壁工		止水板接合部の止水性	垂直壁工の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 【受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u> 】
流路 床固め工								
8	2	5	8		魚道工		止水板接合部の止水性	魚道工の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 【受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u> 】
流路 床固め工								
8	2	7	4		境界工		境界杭	境界工の施工については、第8編8-1-11-4境界工の規定による。 【受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、 <u>監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。</u> 】
流路 流路附属物設置工								
9	1	3	5	2	岩盤面処理	監督職員の確認	基礎岩盤の整形	受注者は、本条第3項及び第4項の作業完了後、 <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u>
コンクリートダム 掘削工								
9	1	3	8	1	基礎岩盤の確認	一般事項	基礎岩盤	受注者は、岩盤清掃が完了したときには、基礎岩盤としての適否について、 <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u>
コンクリートダム 掘削工								
9	1	3	9		岩盤確認後の再処理		基礎岩盤	受注者は、以下の場合には、監督職員の指示に従い第9編9-1-3-5岩盤面処理4項の岩盤清掃を行い、コンクリート打設直前に <u>監督職員の再確認を受けなければならない。</u> (1) 基礎岩盤の確認終了後の岩盤を、長期間放置した場合。 (2) 基礎岩盤の確認後、岩盤の状況が著しく変化した場合。
コンクリートダム 掘削工								

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
9	1	4	2	1	原石骨材	表土処理	原石としての適否	受注者は、表土の取り除きが完了したときには、原石としての適否について、 <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u>
コンクリートダム ダムコンクリート工								
9	1	4	8	2	打込み開始	打継目	打込み前	受注者は、コンクリートの打込みに先立ち、打継目の処理及び清掃、型枠、鉄筋、各種埋設物の設置について、 <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u>
コンクリートダム ダムコンクリート工								
9	1	7	2	4	冷却管設置	通水試験	冷却管及び付属品の設置	受注者は、冷却管及び付属品の設置が完了したときには、通水試験を行い、 <u>監督職員の確認を得た後</u> でなければ、コンクリートの打込みを行ってはならない。
コンクリートダム 埋設物設置工								
9	1	7	3	1	継目グラウチング設備設置	一般事項	継目グラウチング設備設置	受注者は、継目グラウチング設備の設置が完了したときには、 <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u>
コンクリートダム 埋設物設置工								
9	1	7	4	2	止水板	接合部の止水性	止水板接合部の止水性	受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 <u>コンクリートの打込み前に通水試験を行い、監督職員の確認を得た後</u> でなければならない。
コンクリートダム 埋設物設置工								
9	1	10	3	2	施工設備等	圧力計	圧力計	受注者は、設計図書に示す仕様の圧力計を使用するものとし、使用前には検査を行い、使用する圧力計について <u>監督職員の確認を得なければならない。</u> また、圧力計の設置箇所は、監督職員の承諾を得なければならない。
コンクリートダム 継目グラウチング工								
9	1	10	4	1	施工	洗浄及び水押しテスト	埋設管	受注者は、埋設管のパイプ詰まりの有無、継目面の洗浄、漏えい箇所の検出のため、洗浄及び水押しテストを行い、 <u>監督職員の確認を得なければならない。</u>
コンクリートダム 継目グラウチング工								

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
9	1	10	4	4	施工	注入	埋設管	<p>(1) 受注者は、すべての準備が完了し、監督職員の確認を受けた後、注入を開始しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、規定の注入圧で、注入を行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、セメントミルクの配合及び切替えについては、設計図書によらなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、以下の手順を経て注入を完了する。</p> <p>① ベントより排出するセメントミルクの比重が、最終配合の比重と同じになるまで注入を行う。</p> <p>② 上記①の状態が30分以上変わらないことを確かめる。</p> <p>③ 各バルブを全閉するとともに、注入を中止する。</p> <p>④ 注入終了後30分以上、圧力低下がないことを確かめて注入完了とする。</p> <p>(5) 受注者は、注入中ベントより排出するミルク及び注入完了後廃棄するミルクが、堤体等を汚さぬよう常に水で洗浄しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、注入完了後の各ヘッダ管口部及びダイヤルゲージ取付金物等の存置、撤去にあたっては、施工計画によらなければならない。</p>
コンクリートダム 継目グラウチング工								
9	2	3	8	1	基礎地盤及び基礎岩盤確認	基礎地盤確認	基礎地盤	受注者は、基礎地盤の掘削及び整形が完了したときは、基礎地盤としての適否について、 監督職員の確認を受けなければならない。
フィルダム掘削工								
9	2	3	8	2	基礎地盤及び基礎岩盤確認	基礎岩盤確認	基礎地盤	受注者は、基礎岩盤の岩盤清掃が完了したときは、基礎岩盤としての適否について、 監督職員の確認を受けなければならない。
フィルダム掘削工								
9	2	3	9		基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理		基礎地盤面及び基礎岩盤面	<p>受注者は、以下の場合には監督職員の指示に従い、第9編9-2-2-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理5項の基礎地盤清掃または6項の基礎岩盤清掃を行い、盛立直前に監督職員の再確認を受けなければならない。</p> <p>(1) 基礎地盤確認終了後の地盤または基礎岩盤確認終了後の岩盤を長期間放置した場合</p> <p>(2) 基礎地盤または基礎岩盤の状況が著しく変化した場合</p>
フィルダム掘削工								
9	2	4	1	5	一般事項	盛立再開時の処理	盛立面の処理	受注者は、長期間にわたって盛立を中止し、その後盛立を再開する場合は、表層部のかき起こし、締め直しなど盛立材に応じた方法で新旧の盛立部分が一体となるように盛立面を処理し、 監督職員の確認を受けなければならない。
フィルダム盛立工								
9	2	4	2	3	材料採取	表土処理	材料の適否	受注者は、表土の取り除きが完了したときは、材料の適否について、 監督職員の確認を受けなければならない。
フィルダム盛立工								

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
9	3	3	3	2	せん孔	せん孔機械の移動	せん孔長	受注者は、 監督職員が行うせん孔長の確認 後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。
基礎グラウチングボーリング工								
10	2	9	2	1	材料	適用規定	反射シート	標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-2-12-1道路標識の規定による。 (4) 反射シート 【標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、 監督職員の確認を受けなければならない。 】
舗装標識工								
10	2	11	2	3	材料	樹木類の受入検査	樹木類	受注者は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に 監督職員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。
舗装道路植栽工								
10	2	11	2	6	材料	肥料、土壌改良材	肥料、土壌改良材	道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によらなければならない。 なお、施工前に 監督職員に品質証明等の確認を受けなければならない。
舗装道路植栽工								
10	6	3	2	7	掘削工	岩区分の境界確認	岩盤判定	受注者は、設計図書における岩区分（支保パターン含む）の境界を確認し、 監督職員の確認を受けなければならない。 また、受注者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督職員と協議する。
トンネル（NATM）トンネル掘削工								
10	14	7	2	1	材 料	適用規定	反射シート	標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-2-12-1道路標識の規定による。 【(4) 反射シート 標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、 監督職員の確認を受けなければならない。 】
道路維持標識工								

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
10	14	20	2		材料		トンネル清 掃洗剤	受注者は、構造物清掃工におけるトンネル清掃 で洗剤を使用する場合は、中性のものを使用す るものとし、施工前に 監督職員に品質を証明す る資料の確認を受けなければならない。
道路維持 道路清掃工								
10	14	21	2		材 料		肥料、薬剤	植栽維持工の材料は、第3編3-2-17-2材料の規 定による。 【受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用す る肥料、薬剤については、施工前に 監督職員に 品質を証明する資料等の、確認を受けなけれ ばならない。 なお、薬剤については農薬取締法（平成26年6 月改正 法律第69号）に基づくものでなければ ならない。】
道路維持 植栽維持工								
10	14	21	2		材 料		樹木類の搬 入	植栽維持工の材料は、第3編3-2-17-2材料の規 定による。 【受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用す る樹木類については、現場搬入時に 監督職員の 確認を受けなければならない。 また、必要に 応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を 行うが、この場合監督職員が確認してもその後 の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不 良となったものは使用してはならない。】
道路維持 植栽維持工								
10	15	3	2		材 料		凍結防止剤	受注者は、支給品以外の凍結防止剤を使用する 場合は、凍結防止工に使用する凍結防止剤つい ては、施工前に 監督職員に品質を証明する資 料の確認を受けなければならない。
雪寒 除雪工								
10	16	9	2	1	材 料	適用規定	反射シート	標識工で使用する標識の品質規格については、 第2編2-2-12-1道路標識の規定による。 【(4) 反射シート 標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズ をプラスチックの中に封入したレンズ型反射 シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプ ラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シ ートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す 規格以上のものとする。また、反射シートは、 屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわ れ、剥れが生じないものとする。なお、受注者 は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反 射シートを用いる場合には、 監督職員の確認を 受けなければならない。 】
道路修繕 標識工								

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
10	16	11	2		材 料		樹木類の搬入	道路植栽工で使用する材料については第10編10-2-11-2材料の規定による。 【受注者は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に 監督職員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。】
10	16	11	2		材 料		肥料、土壌改良材	道路植栽工で使用する材料については第10編10-2-11-2材料の規定による。 【道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によらなければならない。 なお、施工前に 監督職員に品質証明等の確認を受けなければならない。 】

6. 「土木工事共通仕様書」(抜粋)

立会事項一覧

6. 「土木工事共通仕様書」（抜粋）立会事項

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備考
3	2	6	19	8	コンクリート舗装補修工	アスファルト注入材料の使用量の確認	アスファルト注入材料の使用量の確認	アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、 監督職員の立会の上に行うものとする。 なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。
一般施工 一般舗装工								
3	2	17	3	24	樹木・芝生管理工	植栽樹木の植替え	枯死、または形姿不良の判定	枯死、または形姿不良の判定は、 発注者と受注者が立会の上行うものとし、 植替えの時期について、発注者と協議しなければならない。
一般施工 植栽維持工								
6	8	7	4		コンクリート舗装補修工		アスファルト注入材料の使用量の確認	コンクリート舗装補修工の施工については、第3編3-2-6-19コンクリート舗装補修工の規定による。 【アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、 監督職員の立会の上に行うものとする。 なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。】
河川維持 路面補修工								
8	3	7	1	4	一般事項	検尺	検尺	受注者は、検尺を受ける場合は、 監督職員立会の上 でロッドの引抜を行い、その延長を計測しなければならない。ただし、検尺の方法について監督職員が、受注者に指示した場合にはこの限りではない。
斜面对策 地下水排除工								
9	1	8	4	4	冷却工	冷却完了後の処置	セメントミルクの充填	受注者は、継目グラウチングを行った後、 監督職員の立会のもとに 冷却管内にセメントミルクを充填しなければならない。
コンクリートダム パイプクーリング工								
9	2	3	5	3	基礎地盤面及び基礎岩盤面処理	監督職員の立会	基礎地盤及び基礎岩盤の整形	受注者は、基礎地盤及び基礎岩盤の整形状況については、 監督職員の立会を受けなければならない。
フィルダム 掘削工								
10	2	11	3	18	道路植栽工	植栽植樹の植替え	枯死、または形姿不良の判定	枯死または、形姿不良の判定は、 発注者と受注者が立会の上行うものとし、 植替えの時期については、発注者と協議するものとする。
舗装 道路植栽工								
10	14	4	9		コンクリート舗装補修工		アスファルト注入材料の使用量の確認	コンクリート舗装補修工の施工については、第3編3-2-6-19コンクリート舗装補修工の規定による。 【アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、 監督職員の立会の上に行うものとする。 なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。】
道路維持 舗装工								
10	14	21	3		樹木・芝生管理工		枯死、または形姿不良の判定	樹木・芝生管理工の施工については、第3編3-2-17-3樹木・芝生管理工の規定による。 【枯死、または形姿不良の判定は、 発注者と受注者が立会の上行うものとし、 植替えの時期について、発注者と協議しなければならない。】
道路維持 植栽維持工								